

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富岡委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。大串博志君。

○大串(博)委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの大串です。

早速、質問に入らせていただきます。

統計不正に関する集中質疑ということですので、しっかりと事実解明をさせていただきたいと思いますが、まず冒頭に、これは厚生労働省のどなたに答弁をいただいても結構です。

私、昨日来、質問レクを通じて、きのう参議院の予算委員会では我が党の石橋さんから指摘のありました、二十九年の七月十三日の資料があるのではないかと、そこにはいわゆるローテーションサンプリングの導入に向けてどうするかということ、なかなかうまくいかない実態があらわされていて、なぜうまくいかないかという、抽出調査をしているものだからなかなかうまくいかない、どうしよう、どうしようということを見てとれる文書があり、かつ、これに関する関連のメールもあるでしょう、このことを特別監察委員会として確認していますかという問いを彼は行い、必要な資料はチェックしているということだったので、その七月十三日の資料及び関連するメールを出してくださいという問いかけを石橋委員は行われていました。

同じく私も、きのうのレクの際から厚生労働省の皆さんに、それを見せてください、少なくとも私の九時の質疑の前までには見せてください、それをもとに質疑しますからということ。といいますのは、二十九年の夏の段階で、少なくとも、かなり組織的に抽出調査をしていたということを知らず上でいろいろなことをやられているのであれば、これはまさに組織的に何かを隠そうとしたということが見てとれるようになってくるわけですね。

ですから、そういう資料をきちんと、あるならあるで示していただいた上で議論しないと、特別監察委員会の監察報告が適切だったのかということも含めて国会として解明できません、ですから資料を出してくださいというふうに申しておるんですけれども、きょうの今まで何の返答もないんですよ。

まず、何の返答もないということ自体が非常に私はおかしいと思うんですね。ないならいい、あるいは調査中なら調査中でちゃんと答えてくれるばいいのに、何もないんですよ。

どなたでも結構です、厚生労働省、大臣でも結構です、資料はあったのかないのか、お答えください。

○藤澤政府参考人 御指摘の文書は、昨日の参議院の予算委員会におきまして石橋議員からお求めのございました、タイトルが平成三十年一月分調査、第一種事業所部分入れかえ予定事業所についてという文書を御指摘いただいております。

これにつきましては、文書の存否及び真正性の確認などを現在行っているところでございます。確認できた場合には、速やかに提出をさせていただきますと考えているところでございます。

○大串(博)委員 存否及び真正性を確認していただきますというふうに言われました。それらしきものの存在はあったんですか。

○藤澤政府参考人 繰り返しになりますけれども、その文書の存否及び真正性の確認などを行っているところでございます。確認ができました場合には、速やかに提出をさせていただきますと考えております。

○大串(博)委員 藤澤さん、誠実に答弁してください。同じ答弁を繰り返されるのは極めて心外です。委員会ですからね。

存否及び真正性の確認をしておっしゃったので、真正性とおっしゃったから私は聞いています。真正性を確認する段階に至っているのであれば、これかなと思われる文書はあったということですね。いかがですか。

○藤澤政府参考人 文書の存否及び真正性の確認を行っておりますので、まずそこから確認をしているという状況でございます。(大串(博)委員)全然だめだ。オウム返しに答弁じゃだめですよ。国会は詰めるところなんだから、誠実に答弁しないと。何かあるということは認めればいいんですよ。誠実に答弁してくださいよ。とめてください(と呼ぶ)

○富岡委員長 もう一度質問を繰り返してください。

○大串(博)委員 質問を繰り返してくださいじゃないですよ、委員長。そんな変なことを言わないでください。質問を繰り返してじゃないんですよ。

真正性を確認していると言われたので、真正性を確認すべきものは何がしかのものがあつたんだというところではあるんです。いかがですか。

○藤澤政府参考人 繰り返しになって恐縮でございますが、文書の存否及び真正性の確認などを行っているところでございます。確認できた場合には、速やかに御提出をさせていただきますと存じます。(大串(博)委員)委員長、ちゃんと差配してくださいよ。きちんと答えさせてくださいよ。

少しづつ解明しなければいけないんだから。委員長、ええかげんにしてくださいよ、こんなの。真正性を確認する何がしかのものはあつたんだというところではあるんです(と呼ぶ)

○富岡委員長 要求はちゃんとされているわけですよ。(大串(博)委員)もちろん、していますよ。当たり前ですよ、そんなの。誠実に答弁してください(と呼ぶ)

同じ答弁ですか。(大串(博)委員)委員長、答えさせてください。ちゃんとしてください、委員長。真正性を確認する何かがあつたんですかと

言っている(と呼ぶ)

一旦とめてください。

○富岡委員長 (速記中止) 速記を起してください。存否と真否というのを、うまく信憑性を、これ

から調べて、その信憑性についてはまた後日報告するという解釈でよろしいですか。(大串(博)委員)委員長、時計。雑談しているんだつたら休憩にしてください(と呼ぶ)

じゃ、ちょっととめてください。

○富岡委員長 (速記中止) 速記を起してください。

○藤澤政府参考人 お答え申し上げます。

お求めのあつた文書は、平成三十年一月分調査、第一種事業所部分入れかえ予定事業所についてというタイトルの御指摘をいただき、また、たしか、昨日、石橋議員から何年何月何日付の文書だという御指摘もいただいておりますので、それらについて、その御指摘をいただいた点について、さまざまな文書の中から現在確認作業を行い、文書の存否及び真正性の確認などを行って、確認ができた場合には、速やかに提出をさせていただきますと考えているところでございます。

○富岡委員長 それでいいです。

○大串(博)委員 それが真正なものかはわからないというのは、真正性のチェックをするというのはわかります。よくチェックしてください、真正性のチェックはよくしてください。

一点お尋ねしますけれども、石橋氏がきのう言ったタイトル、一月調査、第一種云々かんぬん、彼はきのう文書のタイトルを述べましたね。そのタイトルの文書はあつたんですか。中身が真正かどうか、同じものかどうかはわからないで結構です。ただ、彼はタイトルをきのう述べたというふうに今おっしゃいましたね。そのタイトルの文書はあつたんですか。

○藤澤政府参考人 今ほど申し上げましたように、昨日の参議院の予算委員会では、文書のタイトルとそれからその日付について御指摘をいただきましたので、省内のたくさんございます文書の中から、その存否及び真正性の確認などを行って、確認ができた場合には、速やかに提出をさせていただきますと思います。

○大串(博)委員 委員長、よく質問を聞いてくださいね、私の質問を。彼は同じことをずっと答弁しているんですけども、私は彼の答弁を受けて一つ一つ積み上げる質疑をしているので、委員長、それに答えていなかったらその瞬間に、審議はもうそれでできないから、とめてくださいな。

私が聞いているのは、今そういうふうにおっしゃったから、そのタイトル、日付はいいです、日付が同じかどうかはいいです、問いません、タイトルが同じものはありましたか。

○藤澤政府参考人 お答え申し上げます。
これは昨日、幾つかの点について、タイトル以外の点も含めて御指摘をいただきましたので、それらについて、文書の存否及び真正性の確認などを行っているとございます。

○大串(博)委員 委員長、委員長は私の質疑を理解していますか。
○富岡委員長 理解していますよ。その同じタイトルのものがあるかどうかを今確認しているという答弁だと思いますが。(大串(博)委員)見ているんだから、確認した結果、タイトルが合致しているものがあるかどうか、その一点だけなんですよね(と呼ぶ)

調べているというふうに聞きました。(大串(博)委員)だから、わかりませんという答弁なら私もわかります、まだ。そのタイトルの資料は見つかっていませんという答弁なら私はわかりません(と呼ぶ)

そうじゃないんですか。いや、僕が答弁しているようなあれじゃないんで。(大串(博)委員)だから、差配してください(と呼ぶ)
趣旨はわかりますから。ちゃんとわかっておられると思いますよ。だから、それを今調べているというふうな答弁だと思いますけれども、たくさんあるんじゃないですかね。まあ、わかりませんが。(大串(博)委員)答弁させてください。そのタイトルの文書があるかないか。真偽は別として、信憑性は別として、タイトルの文書があったかどうかだけお答えくださいということなんです(と呼ぶ)

呼ぶ)

藤澤さん、質問内容、シンプルでわかりますよね。そのタイトルは捜されているんですかね。

○藤澤政府参考人 昨日の石橋議員からの御指摘は、そのタイトルは、平成三十年一月分調査、第一種事業所部分入れかえ予定事業所についてというものでございましたけれども、それにつきましては、完全に一致するものは今のところ見つかりません。そのタイトルや、先ほど申し上げた日付の点も含めて、文書の存否及び真正性の確認などを現在省内で行っているところでございます。

○大串(博)委員 完全に一致するものは見つかりません、極めて近いものは見つかりたいということだと思いませんか。

石橋氏は、関連する文書を出してくださいと言っています。それだけ出してくださいと言っているわけじゃないんです。関連する文書を出してくださいと言っていますので、今、かなり踏み込んで言われましたので、関連する文書を、委員長、この委員会にも、その文書だけじゃなくて関連するメールのやりとり等々も含めて出してください(と呼ぶ)石橋氏は言いました。

私も同じく、今言われた、完全に一致するわけじゃないと言われました、完全に一致するわけじゃないんだつたら、完全に一致しなくてもいいから、その近辺、日程的に、二十九年の七月十三日近辺に当時部内でやりとりされた文書及びメール、これをこの委員会に出していただくように、今チェックされているらしいですから、それは完全に一致する必要はないので、二十九年七月十三日、その周辺の部内の本件に関する文書及びメール、いいですね、これをこの委員会に提出していただくようお願いいたします。お取り計らいください。

○富岡委員長 理事会で諮りたいと思います。

○大串(博)委員 お願いします。それを事実説明の一助としていきたいと思います。

藤澤さんにお尋ねします。

先般、この委員会で私が問わせていただいた二〇一五年九月十四日の経緯ですけれども、資料を皆さんに配っているのもう一回見ていただきたい。九月十四日にはこういうことがあったというのが一枚目の資料です。

二枚目、ここにありますのは、藤澤さんが補佐から聞いたこととして、十四日十四時〇一分時点のファイルは主に報告書案の前半部分を修正したもので、二十二時三十三分時点のファイルは主に報告書案の後半部分とタイトルを含めて修正作業が完了したものであるが、部長の指示を踏まえた修正箇所は、報告書案の後半部分であつたために、結果的に、二十二時三十三分時点のファイルにおいて反映したとございまして。

すなわち、姉崎さんから早く指示は受けておつたけれども、十四日の十四時〇一分までの間には前半部分を中心に修正していたので、まさに姉崎さんから指示を受けた部分は二十二時三十三分になつちやいましたということですから、そういう答弁だったですね、藤澤さん。

ところが、資料三枚目、四枚目を見てください。三枚目が二時〇一分です。前半部分を主に修正したと言われていますけれども、最後の二ページまできれいに修正されています。いいですね、最後の二ページまできれいに修正されている。

驚くべきことに、まさにポイントの部分、継続審議とするという部分は、四枚目です、二十二時三十三分に修正したものに關しては、これは後半部分を修正したと言われていますけれども、後半部分を修正しているわけではないんです。まさに当該部分、引き続き検討するというところを修正しているんです。これ以外に後半部分を修正していないんです。

ですから、藤澤さん、きのうのレクでも言いました、もう一回補佐にきちんと確認した上で、十四時〇一分までの間には前半部分を修正していた、二十二時三十三分までは後半部分を修正した、よって、姉崎さんから事前に指示を受けていた部

分に関する反映に關しては二十二時三十三分になった、この説明は間違っていますよねということとを、間違っているなら間違っているで撤回してくださいということとを、きのうの夕方からお願ひして、確認してもらっているはずなんです。これだけ明らかな資料を出していますから。かつ、この資料、きのうきれいに線づけして、全体を厚労省に渡しているんです、全部。見てもらっていると思います。

分科会の際の私への答弁が間違っていた、あるいは訂正しなきゃならぬということだろうと思ひますが、藤澤さん、いかがですか。

○藤澤政府参考人 御指摘の、主に前半部分、あるいは主に後半部分という点でございましてけれども、御指摘の毎月勤労統計の改善に関する検討会の報告書案の修正でございまして、九月八日の十四時一分時点の前は、九月八日から十四時〇一分時点のファイルまでに修正された箇所を申し上げますと、この報告書案は、一、経緯、二、検討結果、それから、三、まとめというふうな構成になつてございますけれども、一、経緯の修正が八カ所、二、検討結果の修正が三十三カ所、また、三、まとめの修正は五カ所でございます。

さらに、二、検討結果の修正の中には、委員からの意見を踏まえて、ローテーションサンプリングの導入に對し、サンプリングの違いによるギャップの縮減を図る観点のみならず、結果、精度の向上が図られる可能性もある旨の記載、また、新旧サンプリングの重複期間を設けるなど、部分入れかえ方式を採用する場合の対応の明確化等が盛り込まれているところでございます。当時の担当部長の修正指示を踏まえた関係箇所が九月十四日の十四時〇一分までに行われているところでござい

ます。
また、その後の、同日二十二時三十三分時点のファイルの修正でございまして、これは表題の修正がなされておりますのと、あわせて、三項目のうち、一の経緯の修正はございませんでし

た。二の検討結果の修正が一カ所、また、十四時〇一分時点の、三、まとめから見出しが変更された、三、中間整理の修正が六カ所のほか、結論部分の修正等が反映されているところがございます。主に、三、中間的整理の部分が中心の修正となっていることとさせていただきます。

したがって、二月の二十七日の衆議院の予算委員会第五分科会では、今申し上げましたようなことを踏まえまして、十四時〇一分時点のファイルは主に報告書案の前半部分を修正したもの、また、二十二時三十三分時点のファイルは主に報告書案の後半部分とタイトルを含めて修正作業が完了したものと私から答弁をしたものでございます。

○大串(博)委員 姉崎さんは、当時、補佐に具体的にどこどこを修正しないというふうに指示したか、具体的に修正の指示した箇所を覚えていますか。覚えていたら言ってください。

○姉崎参考人 お答えをいたします。

個別具体的にいろいろな箇所を言ったこととはないと思います。サンプル入れかえ方式について引き続き検討するというようなことで修正してくだされというふうに申し上げたと思います。

○大串(博)委員 藤澤さん、矛盾しませんか。姉崎さんはどこを具体的に直せということをやったか覚えていないとおっしゃっているんですよ。あなたは今答弁の中で、藤澤さんは、姉崎さんから指示を受けたこと、こと、こと、こと、ことも十四時〇一分のときに修正をしてありますよねと言いましたよね。姉崎さんがどこを修正しろと指示したか覚えていないものを、何であなたが言えるんですか。不思議ですね。どうですか。

○藤澤政府参考人 先ほど申し上げましたのは、何々等が盛り込まれているところであり、当時の担当部長の修正指示を踏まえた関係箇所の修正が行われているというふうに申し上げましたけれども、それは一部分について申し上げたわけでございます。全体といたしますと、当時の担当補佐の修正作業は、部長の指示であったり、あるいは

それまでの委員からの意見であったりといったようなものを反映させたものだというふうに承知をしております。

○大串(博)委員 資料から見てもわかれるように、極めて苦しい答弁をやりくりされて、何とか中江秘書官からの指示がなかったというところを取り繕おうとされているのがもうありなんですよ。

一つ聞きますけれども、補佐は、姉崎さんから指示を受けたということを確認しているんでしょうか。私への分科会の答弁では、記憶は定かでないがというふうに言われています。これもきのうきちゃんとレクのときに聞いていますけれども、補佐は、明確に姉崎さんから事前に指示を受けたということ覚えていらっしゃるでしょうか。

○藤澤政府参考人 これは当時の担当補佐に確認をしておりますけれども、四年前のことであり記憶が定かでないが、指示があった日付については恐らく十四日月曜日の朝だ、十一日ではなくて十四日の朝だと思うということでございます。そのように確認をした上で私から御答弁申し上げているところでございます。

○大串(博)委員 記憶は定かでないということなんです。記憶が定かでないということを頼りにして、中江さんからの指示ではないということだけ立証しようとしている。きのうも参議院の予算委員会でも議論になりましたけれども、かなり無理くりの説明をしようとして、事実を隠蔽しようとしているというのがもうかなり明らかなんじゃないかと私は思うんですね。私は、これはどこかで無理が出てくると思いますよ。私は、組織として本当におかしな状況になっているというふうに言わざるを得ないと思います。

きょうは特別監察委員会、荒井代理にも来ていただいております。ありがとうございます。ただ、委員長、ちょっとお尋ねしたいんですけども、厚生労働委員会の集中審議であるにもかかわらず、なぜ樋口委員長が来られていないんですか。委員長、お答えください。

○富岡委員長 先ほどの理事会で合意されました、合意というか、合意できなかったから今のような格好になっています。理事の方に聞かれています。

○大串(博)委員 そうすると、野党は求めているので、与党の皆さんの方から出席できないということだった、そういうことですね。

○富岡委員長 それぞれの理由を申し上げた方です。理事の方に聞いてください。

○大串(博)委員 国会も問われると思うんですよ、真相を明らかにしようとしているかどうか、どれだけ議論しようとしているかどうか。ぜひ与党の皆さんにも、与党からも求めたんだという声がありまして、本当かなとは思いますが、ぜひ真剣に私たちと一緒にやっていただきたいというふうに思います。

それで、委員長代理にお尋ねしたいと思いますが、私も、私が非常に気になっているのは、室長Fさんですね、二十九年五月まで三倍補正をやらなかった、二十九年五月以降、ローテーションシステムととも三倍補正のシステム改修をした。なぜ二十九年五月まで三倍補正のシステム改修をしなかったのか。それはどういうことなんですか。

○荒井参考人 お答えさせていただきます。御指摘の件につきましては、追加報告書に書いてございますように、課長Fと略称しておりますが、前任者からの引継ぎによりまして適切に復元されていなかったことを知っていたのですから、本来であれば、直ちに上司に報告して、問題点やその後の対応等について相談すべきでございましたが、ローテーションシステム方式への移行のための業務が多忙であったという理由に、こういった対応を怠ったというふうに述べております。

本委員会としましては、こういう言いわけは認められないということで、非難されるべきであるという判断を示しております。

○大串(博)委員 ありがとうございます。代理にも一つお尋ねしますけれども、今答弁されようとしたときに、私から見ても右隣のお二人の方が答弁補助をされていらっしゃるんですけども、そのお二人の方はどちらの方でいらっしゃるんですか。私から見ても右手のお二人の方。緑のリボンをつけていらっしゃるものですか。緑のリボンをつけていらっしゃる方かなと。緑のリボンをつけていらっしゃる方かなと思いましたが、恐らく外から来た方かなと思いましたが、恐らく外から来た方かなと思いましたが、念のための確認です。

○荒井参考人 厚生労働省の特別監察委員会の庶務を担当している職員でございます。

○大串(博)委員 答弁補助をつけられるということが理事会でも認められると聞きましたけれども、何となく私は妙な感じもするんですね。独立した委員会ですよ。

きのうのレオパレスの第三者委員会の報告書、報道でも皆さん見られたと思います。非常に厳しい中間報告が出ていました。それに対して、レオパレス側の記者会見で、どう思いますかと問われて、これに関して私たちは関知していないので答えられませんというふうにレオパレス側は言っているんですよ。第三者の報告書とはそういうものじゃないでしょうか。

それが、これですよ。答弁補助まで厚生省から受けている。これがおかしさの根源ではないですか。皆さん、どうでしょうか。私はどうしても不思議に思っています。

では、お尋ねします、委員長にも一つ。今、三倍補正をやらなかったのは業務多忙だったからだというふうに言われています。かつ、室長は、なぜこれを公言しなかったか、公に言わなかったか、こっそりやったかということに関して、誤差は小さいと考えたというように記述も中にありました。

誤差が小さいということに関して、誤差は一体どのくらいだったんでしょうか。これは監察委員

会で確認されているのでしょうか。その誤差は、監察委員会として、確かに小さいというふうに確認されているのでしょうか。

○荒井参考人 結論から申し上げますと、〇・二％そのものの正しさにつきましては検証はしておりませんが、仮にその数字が正しいものだとしましても、本人は、〇・二％程度であって誤差の範囲内であると思っていた、こういう供述をしておりまして、そういった過小評価をすることは許されるものじゃないという判断でございます。

これは、一月報告にも書いてありますように、復元処理による影響については室長Fから得られた供述として、「東京都分を的確に評価すると誤差は〇・二％程度であり、正直、誤差の範囲内である」と思っていた、こういう供述がございましたので、そういった過小評価は許されないということです。

委員会としては、室長Fが復元処理による影響を過小評価したというふうに評価しております。

○大串(博)委員 それでは、この室長Fさんが抽出調査をしていることを政策統括官に言ったときに、政策統括官からしかるべき対応をしないと言われた、しかるべき対応をしないと言われたにもかかわらず、これを放置した。これに関して、私が予算委員会で聞いたときに、樋口委員長は、放置しておくというつもりではなくて、数カ月間状況を見ようと思った、数カ月間状況を見ようと思ったときに、どこかに行っちゃったんだというふうに言われていました。

本当にそうなのでしょうか。この室長Fが政策統括官の指示を受けて抽出調査であることを外に向けてどうして発表しなかったのか。この経緯はきちんと確認されたのでしょうか。

○荒井参考人 二月二十八日の衆議院の予算委員会で樋口委員長から答弁させていただいたことに関連すると思いますが、室長のFというのは、何もしないということを考えていたわけではありませんが、平成の三十年の一月以降の復元実施に伴う影響に関するデータがある程度集積されました

場合に、その影響について検討して総務省に話をしようと思っていたようでありましたが、三十年の三月に異動がございまして仕事を離れた。結果的には、何らの対応をすることもなかったということだと考えております。

以上でございます。

○大串(博)委員 そこがやはり隠蔽じゃないかというところが問われるわけですが、この隠蔽のことに限っては、殊さら意図的に隠そうとしたものとは見受けられなかったという表現がこの追加報告書にたくさんあります。

ところが、これに関して、樋口委員長は私に予算委員会の場で、これは白と言っているわけじゃないんだというふうに言われていました。白というふうに言っているわけじゃなくて、意図的かどうかを確認するまで至らなかったんだ、こういうふうに言われていました。グレーなんだと言っていました。

ということは、白でもない黒でもない、要するにわからないという結果がこの追加報告書じゃないかと思うんですね。そういう理解でよろしいでしょうか。つまり、白でもない黒でもない、要するにわからないということなのか、それとも、いやいや、もう少し一歩進んで、殊さらに意図的に隠そうとする意図を持って行ったものではなかったというふうに言えるのであれば、何か、より積極的な、いいですか、積極的に隠そうとしたわけではなかったという証拠、これを見つけれられたのでしょうか。見つけれられたんだしたら、この場で言ってください。

○荒井参考人 特別監察委員会に与えられた使命、役割と申しますのは、今回の統計不正問題についての事実関係の確認でございます。

一月報告以来、本件について、組織的なかわり、関与とか、組織的な隠蔽があるんじゃないかといった御指摘がいろいろ問題とされていることを念頭に置きました上で、監察委員会の仕事として、組織的なかわりとか組織的な隠蔽があるのかという一つのテーマでございます。答

えとしては、あるというふうには認めるに足りないというのが結論でございます。

それは、私、一月報告のときの記者発表のときに記者の方々からそういう趣旨の質問がたくさん出ましたときに、私の言葉ではグレーということを示しましたし、委員長がお述べになりましたのが、やはりグレーという言葉を使われたかと思うんですが、それは白か黒かわからないということではなくて、黒だという問題の投げかけに対して、黒であると認めるには足りないという趣旨でございます。

○大串(博)委員 この場合は、黒なのかどうかというところははっきりさせなきゃならない、これが追加報告書の使命だったと思うんですよ。黒という投げかけに対して黒とまでは言えないということ、消極的に言っているだけの話だったら、証拠不十分、誰でも言えますよ。これは本当に追加報告書としての、特別監察委員会としての役目を果たしているかということなんです。

六ページ、資料を見てください。

統計委員会の方から、私は、極めて適切かつ厳しい、(2)のところですけども、「不適切処理の経緯は明確か」ということで、経緯が明確でないということと言われているんですね。

特に、私が今質問しました、三倍補正をなぜ行ったのかということに関する分析もないし情報提供もない、この点に関して統計委員会としては明らかにしなきゃならないから情報提供を求めたい、こういうふうに言われています。

これは大臣にお尋ねします。

つまり、この追加報告書は終わっていないんですよ。この追加報告書で全く明らかになっていないから、八条委員会たる、第三者委員会たる統計委員会としては、終わっていないんですよ、政府としては。大臣、特別監察委員会を私は終わらせちゃいけないと思うんです。違うボディーでやらなきゃいかぬと思うんですね、しかも。

大臣、統計委員会の不適切処理の経緯は明確かという問題意識、これに対してさらなる情報提供

を求めたい、これに関して、厚生労働省としてどう調査をし、いつまでに、どういうふうな答えをしていくつもりですか。

○根本国務大臣 まず、統計委員会、五人の統計委員会の皆さんが提出した意見書、これは基本的に特別委員会について批判するものではなく、統計技術的、学術的な観点から情報提供を求めたものと受けとめています。

そして、その上で、この意見書については、その提出を受けて、西村統計委員長の名により厚生労働省への情報提供の要望が取りまとめられ、この要望書が総務省の担当室から事務的に届けられた旨承知しております。

情報提供の御要望に対しては、お求めの事項について、統計委員会での検証に当たって適切に説明を行ってまいりたいと思っております。厚生労働省として受け取ったのが、統計技術的、学術的観点からの情報提供の要望ですから、これについてはきちんと御説明していきたいと思えます。

その上で、今委員のお尋ねがありましたので、五人の意見書が指摘している、平成十六年以降行われたものは統計技術上適切な復元であるのかという点について、特別監察委員会の一月報告及び追加報告では、担当者の供述を得ながら、抽出調査することについて、調査計画の変更等の適切な手続を踏むことなく担当課のみの判断として調査方法を変更したこと、これは不適切な対応であった。

二点目。復元プログラムの重要性に対する認識も低く、かつ、システム改修の体制が事務処理の誤りが長年にわたって発見されにくい体制となっていたことがこの問題の背景にある。

そして三点目。適切なチェック体制を整備せず、プログラム改修を部下に任せきりにしていた部長、課長等の責任が強く問われるべきであるという点で、これは特別監察委員会ではこういう判断をしております。

ですから、どうしてこういうことが起こったのかという点については特別監察委員会で明らか

にしたい。そして、その上で、統計技術的、学術的観点からの情報提供の要望ということであり、統計技術的、学術的観点からの要望についてはきちんと説明していきたいと考えています。

○大串(博)委員 私はそれをぜひ公でやっていただきたいと思うんです。内部でちょこちょこやらないで、ぜひ公の場で。統計委員会は公ですから、それでもいいですし、ぜひ公の場できちんとやってほしい。

かつ、厚生労働省の中にも、内部だけで検討して統計委員会に答えるんじゃないで、この特別監察委員会とは異なる人選で、もう一度違う人選で第三者的なボーディーを立ち上げた上で追加報告書は行わないと、こんなものは追加報告書とは言えないですよ。だって、黒という問題が投げかけられて、黒と言うところまでは行かなかったというだけの報告書だったら、何ら意味がないじゃないですか。

もう一度、追加報告書に対して、第三者ボーディーを新しくつくってやり直す、どうですか、大臣、やり直していただませんか。

○根本国務大臣 まず、統計委員会にはきちんと情報提供をし、説明したいと思っています。

そして、統計委員会というのは公開で行われていますから、ここは、統計的、技術的観点からの審議は公開の場で行われるものと思います。

さらに、特別監察委員会については、今回の事案に関して、統計の専門家、元高等裁判所長官、今、荒井代理ですけれども、弁護士などの民間有識者による中立的、客観的な立場から集中的に検証を行って、さらに、事務局で法曹の専門家を加えて、合議制で、事実関係と関係職員の動機、目的、認識など、責任の所在を明らかにすべく、二度にわたって報告をまとめていただいたものであります。

中立的、客観的に私はまとめていただいたと考えております。

○大串(博)委員 これで終わりますけれども、

きょうは統計委員会の担当者も来ていただいていると思いますので、統計委員会も極めて重い責任を負うというふうに思うということを私がここで述べていたということを委員会の先生方にお伝えいただくことをお願いして、質疑を終わります。ありがとうございます。

○富岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

きょうは統計の集中審議ということでこの委員会は開催されているわけですが、先ほど大串委員からありましたとおり、統計の集中というにもかかわらず、例えば、重要なお聞きしたい相手である、毎月勤労統計検討会の座長である阿部座長が本日は御出席をされておられません。そして、特別監察委員長の樋口委員長もきょうは御出席されていないという状況があります。これで、どのようにして真実を明らかにしていくという統計集中の委員会になるのか。まず、条件が整っていないと言わざるを得ないと思います。なぜ、きょうは阿部座長は出張だということでお聞きしておりますけれども、こういう日に設定されたのか、特別監察委員長が出られないこのように日に設定されたのか。私はこれは非常に問題があると思いますけれども、委員長、なぜきょう開かれたのでしょうか。

○富岡委員長 これは、筆頭閣で御協議をいただいた結果と私としては受けとめておりますので。理事の方に、先ほど理事会が開かれました。一応説明をして、個人のいろいろな御都合もあるようなので、そこは後で聞いてください、経過の途中は。

○尾辻委員 委員会開催の条件が整っていないというふうに委員長は思われませんか。

○富岡委員長 それは、委員会ですから、筆頭の言葉をかりれば、我々も望んだことだけれども調整がつかなかった、そういうふうに聞いております。

○尾辻委員 こうして座長が出てこれられない、監

察委員長が出てこれられないということで、結局、審議しても本当に真実が明らかになるのかということについて疑問が残ってしまうわけです。

これは統計の問題で、統計というのは正確な数字を出すことが当たり前なんです。その部分で、今、これだけ不安が広がっている。国民の間にも、もう政府が出してくる数字はうそなんじゃないか、全部自分たちの都合のようになっていないか、そういう不安があるからこそ、この統計集中は必ずキーパーソンはいなきゃいけないんですよ。そうしないと、統計に対する、そして毎月勤労統計に対する不安とか、真実が明らかにならないと思います。

委員長、もう一度、やはりきょうのこれが本当に適切かどうか、お答えください。

○富岡委員長 委員長に対する質問みたいになっているんですけど、それは議会の、委員会の理事会で諮りして理事の間でやはり決めておりますので、その経過を私は尊重して委員会を開いているわけでございます。

○尾辻委員 自民党の皆さん、そして公明党の皆さんも、この状況では、私は本当に危機感を持っているんですよ。政府が出した数字が信用されなくなったらどうするんですか。これは崩壊してしましますよ。だからこそ、これは与野党関係ないはずなんです。しっかりと数字を出す。いつ、どこで、誰が、何をやってこういうふうになつて、今までずっとこのようなデータとか計算方法になったのかというのは、これは関係ないと思うんです。ぜひとも、しっかりとまた呼んで統計集中をしていただきたいということをまず申し上げておきたいと思っています。

実は私、この質問をする前に、この「統計制度論」という本をちょっと読ませていただきました。これは、政府で統計業務に従事された島村史郎さんという方が二〇〇六年に出版されたものなんです。

ここには統計の十原則ということが指摘をされ

ています。どういうふうに書かれているかという、筆者は長年我が国の統計業務に従事している、統計職員の中には伝統的に守られてきた行動原則があるように思えるということで、十個の原則をここで並べられております。

まず最初が、一つ目が非政治性の原則。非政治性の原則です。じゃ、今の毎月勤労統計は、非常に政治的な流れの中で計算方法やサンプリングの方法が変わってきているという、この第一の原則がまず守られているのか。

二番目、調査結果の完全公表の原則。これも、今でも統計委員会からいろいろな資料を出せというふうになされている状況から見ると、調査結果の完全公表の原則というの、私は守られているように思えません。

以下、言っていきます。三、統計調査の継続性の原則。四、理論性の原則。五、統合性の原則。六、比較性の原則。七、統計調査と報告の分離原則。八、統計調査の重複禁止の原則。九、正確性の原則。十、効率性の原則。

こういった十の原則が、当てはめると、本当に今、この現状は当てはまっていないんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど大串委員も、追加報告書について、やはりこれは不十分だという議論がありました。その中で、大臣は、これは公平性で、客観的に見ても十分なんだみたいなことをおっしゃっておられました。

ちよつと質問の前に一点だけ確認ですけれども、この毎月勤労統計の検討会に出られた先生と、そして特別監察委員、こと同じ人が私は入っているように思うんですけれども、これは客観的な事実ですから、いらっしゃるかどうか、どなたでもいいです、お答えください。

○富岡委員長 質問は通告どおり行っていると思

います。いいですか。

○定塚政府参考人 特別監察委員と毎勤の検討会の委員の重複ということですが、委員としては重

複はないと承知しております。

ただ、毎勤の検討会の方に協力者として出ていただいた廣松先生、これが特別監察委員会委員になられていてということでございますが、廣松先生は統計の専門家ということで、その資質に着目をしてお務めいただいているということで、特段の問題は生じないと考えているところでございます。

○尾辻委員 大臣が、これはもう客観的にしっかりと調査したんだとおっしゃっておられますけれども、こうやって、どうやって制度設計しようかといっている検討会に、委員ではありませんけれども、参加された先生が、結局それを監察委員として見ているというのは、これはおかしくありませんか。どこに客観性があると思われませんか。共通する人がいるということについて、大臣は御存じでしたか。

○根本国務大臣 今、廣松先生は、当時の統計情報部内において検討会の構成員を検討する中で廣松先生の名前が挙がったけれども、構成員になつていただくのは、兼業規制がありますから構成員になつていない。ただ、協力者として参加はしていただいたという事実であります。

○尾辻委員 私、客観性は担保されていないと思います。検討会に出られた先生が監察の方でも、だから、自分たちがやったものを結局同じ人が見ていて、どうやって客観性が担保されているのか。やはりこの追加報告書はおかしいと思いますよ。

多分次の方もやっていただけだと思いますので、私の方からは指摘ということにさせていただきますかと思ひます。

これは学会からもいろいろ言われているわけですよ。日本統計学会とか、日本経済学会とか、経済統計学会、社会調査協会、学術団体からもこの毎月勤労統計については声明が出ているということ、本当にこれはゆゆしき事態だと思ひます。

次に、ベンチマーク更新の話をお聞きしていきたいと思うんですが、きのうの石橋委員

の質問の中でも、統計委員会の北村委員長代理が、週及改定は議論していないということをおっしゃっております。しかし、総務省と厚労省の統一見解の中には、統計委員会の指摘、答申に沿っているというような話があるわけです。これはおかしくないでしょうか。

本間に、統計委員会は今、議論していないと言っているんですよ。なのに、皆さんの答申は、統計委員会に諮って大丈夫だというふうに、これはそこがあると申すんですけれども、ここについては一体どのように思われているんでしょうか。

○藤澤政府参考人 毎月勤労統計でございますけれども、従前から、二、三年に一回のサンプルの総入れかえに加えて、経済構造の変化を反映するためにウエートの更新も行っております。これら双方の要因から、新旧の数値に、総入れかえの際にギャップ、断層が生じていたものでございます。

その際、過去の統計数値をさかのぼって補正する取扱いを従前は行っておりましたために、かねてより利用者にとってわかりにくい等の問題があつて、政府全体の基幹統計の見直しの中で課題となつていたところでございます。

そういった事情を背景に、先ほど委員からお話がありましたけれども、平成二十七年には毎月勤労統計の改善に関する検討会を開催して、今申し上げましたような課題について厚生労働省として議論を行ったところでございます。

その後、統計委員会に検討の場が移りまして、平成二十八年の六月から九月に行われた新旧データ接続検討ワーキンググループなどにおいて、標準交代による新旧ギャップへの対応としては、過去の値を補正することなく新旧の数値をそのまま接続する、また、全数調査などベンチマークとなるもの、真の値が存在する場合には、それを利用して数値を滑らかに週及改定する等の考え方を示されたものでございますので、厚生労働省としては、今申し上げましたような統計委員会の議論の経過も踏まえて、ウエートの更新を含めて、過

去の数値を週及改定しないことにしたとところでございます。

以上でございます。

○尾辻委員 ベンチマークの週及改定をしないということとは、いつ、どこで、誰が、どのように決めたんですか。

○藤澤政府参考人 平成二十八年の十月に、厚生労働大臣から総務大臣に対して、毎月勤労統計調査の変更申請が行われております。その後、統計委員会に諮問がされて、御議論をなされているわけでございますが、今申し上げました平成二十八年十月の申請でございますけれども、当時の政策統括官の専決事項による文書決裁が行われているものでございます。

○尾辻委員 ということは、これは政策統括官が一人で決めたということですか。きのうも、統計委員会の委員長代理も議論はなかったと言っているわけですよ、統計委員会の方では。

そういうことで、じゃ、厚生労働省は一体どこで勝手にこれを決めたのかということ。今、政策統括官が決めたということですが、じゃ、何も議論しなかったわけですか、これは。

○藤澤政府参考人 文書につきましては、今ほど申し上げましたように、基幹統計調査の変更の承認の申請に関する事項は当時は政策統括官の専決事項とされておりまして、当時の担当に確認をしたところ、こうした判断については部長あるいは政策統括官までは上がっていたということでございます。

○尾辻委員 これは、みんなで会議とかしてないんですか。全く何の会議もしないままに、そうやって、もうベンチマーク更新の週及はしないんだということが決まっていたということなんですか。

○藤澤政府参考人 文書の決裁につきましては、今申し上げましたように部長あるいは統括官まで上げていたということでございますが、それに至る過程で組織内でさまざまな議論が行われていたのだからというふうに考えております。

○尾辻委員 だから、いつ、どのようにそのさまざまな議論が行われたのかということを開いております。

○藤澤政府参考人 大変申しわけございませんが、事前に御通告をいただいておりますので、詳細については、現在答弁できる内容を持ち合わせておりません。

○尾辻委員 いや、言っていますよ、このベンチマークの週及更新についてどうするのかということについては、通告はないというのは違うと思ひますよ。それに、ずっとこれは議論になつていて論点じゃないですか。もう一度答えてください。

というか、今もわからないということですね。わからないということであれば、後日、理事会に提出をしていただきたいと思います。

委員長、よろしくお取り計らいください。

○富岡委員長 今答えられますか。

理事会で諮りたいと思ひます。

○尾辻委員 というのは、今回のベンチマーク更新で、〇・四％、賃金が上振れしているんですよ。じゃ、その分を週及改定しないと、これはやはりわからないというか、わかりにくい数字になることは間違いないわけです。あり方検討会の中でもずっと言われているわけですよ、週及はするべきだということ。ですので、ここが一体どのようにしてこのようになったのかというのは非常に大きな論点です。しっかりと出していただきたいと思ひます。

次に行きたいと思ひますけれども、実は、調査事業所数が公表資料よりもおおむね一割程度少なくなつていたというふうに報告書には書かれております。これは一体いつからということでしょうか、平成八年、一九九六年以降少なくなつてきたというふうにあるんですか。

これは実はずっと続いていて、本当にゆゆしき事態なんですけれども、二〇一八年、平成三十年まで実際の調査件数は三万三千二百件やっていると、言っていたけれども、三万二千二百九十七件ということで、ずっと約一割近く、一・一

七とか一・一〇、件数が水増しをされてきたというところで、二十年以上、本当に調査している数字が出てこなかったというのは、これはゆゆしき事態だと私は思っております。

いつからこのように一割程度少なくなっていたということをやってきたのかということが、この調査報告書では、確認できた範囲は平成八年以降なんですね。

ちょっと問題提起なんです、東北大学で社会調査を専門に研究されている田中重人先生が、どのように、いつからなのかということ計算されたいです。それは、毎月勤労統計の要覧の各年度版から誤差率の数字を拾ったということなんです。そうすると、一九九〇年代から二〇〇一年までずっと誤差率は〇・三五％ぐらいで一定であるということを見ると、どうも、調査対象事業所の改ざんはもう一九九〇年代から行われていたんじゃないかという指摘をされています。

これについてどうお考えになりますでしょうか。

○藤澤政府参考人 お答えを申し上げます。

特別監察委員会の一月二十二日の報告書では、これまでの集計方法の説明として、「規模三十人以上四百九十九人以下の事業所のうち、抽出されるべきサンプル数の多い地域・産業について、一定の抽出率で指定した調査対象事業所の中から、半分の事業所を調査対象から外すことで、実質的に抽出率を半分にし、その代わりに調査対象となった事業所を集計するときには、抽出すべきサンプル数の多い地域・産業についてその事業所が二つあったものとみなして集計する方式であり、全体のサンプル数が限られている中、全体の統計の精度を向上させようとしたものである。」とされております。

一方で、委員の御指摘の大学の先生のレポートでございますが、毎月勤労統計では、事業所数が半分になると誤差率がルート二倍になるというように、標準誤差率と事業所数が一定の関係を持っている、特別監察委員会報告書は実質的な抽出率

を操作していたのは二〇〇三年までとしているが、二〇一七年までの誤差率の推移を見ても、三十人から四百九十九人規模事業所の誤差率はずっと高いままで、現在の毎月勤労統計調査でも三十人から四百九十九人規模事業所はサンプルが減らされていると見るのが合理的というふうな指摘をいただいているものと承知をしております。

それで、御指摘の標準誤差率の変動でございますけれども、これは回収率の多寡や母集団事業所数の増減が影響するものでございまして、確かに先生の御指摘は二〇〇三年以前とのそこがあるというところでございますが、原因は不明でございますけれども、毎月勤労統計の年報において公表されております達成精度計算の標準誤差率によりまして、全国平均で、五人以上規模事業所について、平成十五年は〇・六五％、平成十六年は〇・四三％、また、三十人以上の規模事業所については、平成十五年は一・一〇％、平成十六年は〇・六二％となったというふうなものと承知をしております。

その上で、現在についても三十人から四百九十九人規模の事業所のサンプルを減らしているという御指摘でございますが、平成十五年から、あるいは十六年以降の回答事業所数の推移や、平成二十一年以降の指定事業所数の推移を見る限り、実際にサンプルを減らしているとの事実はないものというふうな認識をしているところでございます。

○尾辻委員 ちょっと、質問が多分かみ合っているんですけど、それは次の質問だったんですね。

まず指摘をしておきますけれども、だから、全体の中で一割減らしていたよということですよ。公表数から一割減らしていた、これはなぜかというところについては今お答えをいただけないんです。さらに、平成八年より前もあつたんじゃないかということはお答えをいただけないです。

このことについては、それより前かどうかという

うことについて、まずちょっとお答えください。

○富岡委員長 藤澤政策統括官、時間が過ぎていきますので、簡潔にお願いいたします。

○藤澤政府参考人 これは、委員からも今御指摘をいただきましたが、一月の特別監察委員会の報告書によりまして、調査対象事業所数が公表資料よりもおおむね一割程度少なくなっていたのを確認できた範囲としては、平成八年、一九九六年以降でございます。

○尾辻委員 ただ、誤差率から見ると、これは更に以前からあつたんじゃないかという指摘があるんですね。

なので、ちょっとこの指摘が本当に合っているかどうか検討していただいて委員会に提出をいただきたいと思うんですけれども、委員長、よろしくお取り計らいください。

○富岡委員長 はい。

時間がオーバーしています。いいですか。

○尾辻委員 西村委員から、五分ぐらいオーバーしてもいいということ、西村委員の時間をいただいております……(発言する者あり)

○富岡委員長 私の方には伝わっておりませんが、一応時間ということを申し上げますけれども、西村さんが同意していただければ構いませんよ。

○尾辻委員 はい。

平成八年より前にも一割減らしていたのではないかとこの指摘について調査をして、委員会の方に調査報告を出していただきたいということをお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお取り計らいください。

○富岡委員長 はい、わかりました。理事会でお願いしたいと思います。

○尾辻委員 先ほどお答えいただいたのはこの次の質問だったわけですが、お答えをいただいたんですけれども。

結局、さっき、原因は不明だとおっしゃったと思うんです。なぜそういうふうな誤差率があるのかということについて、三十人から四百九十九人

のところでも、これはやはり抽出率が抽出表どおりになっていないんじゃないかという指摘だったわけですよ。

なぜこれがそうになるのかということについて、原因が不明ということをおっしゃいましたので、更に原因を追求していただきたいと思います。それをまた委員会に報告いただきたいと思います。

委員長、よろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

○藤澤政府参考人 御指摘の標準誤差率の変動でございますが、回収率の多寡や母集団事業所数の増減が影響するものでございまして、二〇〇三年前後のそこでございますけれども、原因は不明だというふうな考えられているところでございます。

○尾辻委員 なので、この原因が不明のところについて、今指摘もありますから、更に調査をしていただきたいと思います。そして、その結果をまた委員会に返していただきたいと思いますので、委員長、よろしくお取り計らいください。

○富岡委員長 理事会で諮らせていただきます。

○尾辻委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○富岡委員長 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 立憲民主党・無所属フォーラムの西村智奈美です。

先ほどの尾辻議員とのやりとりの中で、大臣が、もともと尾辻議員の問題意識は、恐らく、特別監察委員会に統計の関係者、統計に関する会議、検討会の関係者である廣松さんがいらつしゃるということはどうなのかという趣旨で質問をされたんですけれども、その大臣の答弁の中で、廣松さんは、兼業規定に反するから、構成員ではなく、構成員以外の関係者としてお入りいただいているという答弁がありました。

これって正当ですか。認められるものですか。兼業規定に禁止されているから入れないというのが兼業禁止規定の趣旨なのではないですか。

○根本国務大臣 兼業規制があつて、構成員に

なっていたのは難しかったから構成員にはなっていない、そして協力者として参加いただくこととした、こういうことであります。

○西村(智)委員 私も議事録を見ましたけれども、廣松先生は毎回発言されているんですね。まさに構成員と一体とみなされなければならない状況です。

その方が、兼業規定で入れないのに、なぜか構成員以外の協力者として入っているというのは、これはどこかでお墨つきをもらった話ですか、厚生労働省が単独で判断してそういうふうになっているんですか。答えてください。

○根本国務大臣 私は、これは当時の部長が決めた聞いております。そして、私は、兼業規制があるから構成員にはなっておりませんが、協力者として参加していただいていると承知しております。

○西村(智)委員 いや、ちよつと待ってください。兼業規定の趣旨って何ですか。同じ方が幾つもの委員をかけ持ちして、そこで考えを述べるということを避けるために兼業禁止規定等々があるんじゃないですか、あるいは利益相反を避けるために、それを、構成員以外の協力者ということで入れるというのは、これはおかしいと思いますよ。

ちよつとこれは突然の質問なのですが、答えられないと思いますので、ぜひ理事会で諮っていただいて、きちんとした資料、これに関する厚生労働省の見解を求めたいと思います。

委員長、お願いします。

○富岡委員長 理事会にてお諮りいたします。

○西村(智)委員 それで、私も、ベンチマーク更新のことについて、時間もないので、まずお伺いしたいと思っています。

平成二十七年の九月の十六日に毎月勤労統計の改善に関する検討会の中間報告が取りまとめられて、そこで、ベンチマーク更新時の賃金・労働時間指数については、新旧ベンチマークの差に伴う労働者構成のギャップ補正を行う、ただし、過去

の増減率については変更しないというふうに結論づけられております。

それで、その後、統計委員会にも無断でその方法を変えてしまった、こういった問題はあるわけですし、また、その後、後づけのように、厚生労働省と統計委員会が何だか統一見解ペーパーなるものを出したということはあるんですけれども、私がきょう質問したいのは、では、なぜこの検討会の結論が厚生労働省のその後の検討でひっくり返ってしまったのかということなんです。先ほど尾辻さんも質問しておられました。

これは、昨日、私は詳細に質問通告もしておりますが、きのうの時点で持ってきてくださいと言っていたペーパーも、全く出てきませんでした。

大臣、お答えいただきたいんですけども、二月の二十八日に衆議院の予算委員会で長妻委員からの質疑もあって、どの部長のときに、どういう経過で、いつこの決定を覆したのかということをご改め出してくれという要請がありました。私もこの点について全く同じことを通告しておりますので、ぜひお答えいただきたいんですけども、ベンチマーク更新をしただけという結論は、一体、いつ、どのような議論を経て変えられたのか、お答えください。

○根本国務大臣 お尋ねのウエート更新、重みづけですね、ウエート更新については、新旧データ接続検討ワーキンググループなど、統計委員会における一連の議論を積み重ねて、その中で、統計の利用者のニーズやわかりやすさ等の観点から、サンプル入れかえと同時にされるウエート更新も、同様に、今回の週改定しないという対応に至つたものと承知しております。

そして、ちよつといいですか、このウエート更新の取扱いに関する認識について、事務方に、じゃ、誰がというお話だったので、平成二十八年十月の変更申請当時の政策統括官から聞き取りを行われました。

当時の政策統括官は、四点ほど申し上げたいと思

います、ローテーションサンプリング方式への変更に係る総務省への申請に当たり、ウエート更新に係るギャップの補正について明示的に議論した記憶はないが、今回の毎月勤労統計調査の見直しについては、過去にさかのぼって数値の改定をすることがわかりにくい、これがそもその問題でしたから、問題となっていて、このことはウエート更新も含めたものであると考えていた、そして、なお、統計委員会において平成二十七年に行われた未諮問基幹統計の議論、これは毎月勤労統計が対象で議論をされましたが、その際にもウエート更新時も含めた数値の補正方法について議論されたという見直しに当たって、経過措置期間中の取扱いについて同様の方法を提案したが、統計委員会における議論の結果、数値はそのまま接続し、週改定も行わないこととしたところであるという旨報告を受けております。

○西村(智)委員 統計委員会の話というのは後づけの話ですね。何か過去の話と、要はこの問題が明らかになった後の後づけの話と一緒にしたして答弁をしないでください、大臣。混乱しますよ。(根本国務大臣)混乱していません、ちゃんとやっておりますと呼ぶ混乱していませんよ。二十八年に明確に議論した記憶がないということは今答弁をされました。では、二十八年時点で政策統括官は、そういう話はしていないから、方式を変えているということを決めていらつしやらないのでしょうか。

では、どの部長のときに変わったということには明確にわかっておりますか。これは通告してありますよ。答えてください、大臣。

○根本国務大臣 当時の政策統括官は安藤よし子であります。

○西村(智)委員 それは、平成二十八年の、明確に議論した記憶がないがとおっしゃった人が安藤さんということですね。

私は、いつ、この方式、要するに検討会で出された結論がどなたが部長のときに変わったのかと

いうことを聞いているんですよ。じゃ、一人一人聞いていきます。

○姉崎参考人 あなたが部長のときでしょうか。私、平成二十七年の十月で人事異動をしておりますので、私ではございません。

○西村(智)委員 じゃ、大西さん、あなたのときですか。

○大西参考人 私が着任したときには、既に新しい方式で統計調査が行われておりましたものでございます。

○西村(智)委員 じゃ、酒光さん、あなたが部長のときですか。

○酒光参考人 お答えいたします。私が着任したのは平成二十九年の七月でありまして、着任時には、もう既にこれは決定済みの事項ということで受け取っております。

○西村(智)委員 きょう、私は、平成二十七年十月からの部長である小川さんと、それから、平成二十八年六月から政策統括官であった安藤さんも、参考人として答弁していただきたいということをお願いをいたしましたけれども、きょうは来ていただけていません。これでは、きちんとした真実が明らかにならないと思いますよ。つまり、検討会の結論を部内の議論で変えてしまったんですから。

これは大臣も答弁していますよ。資料できょうおつけしていますので、見てください。大臣もおっしゃっているんですよ。長妻委員の質問に対して、内部で更に検討を加えたこと事務方から私は聞いております、部内での検討で、いろいろな議論がありますということで、部内でそれは検討してきたということで変わったんだというふうには大臣はおっしゃっているわけですから、きちんとこれは調べてもらわないと困りますけれども、大臣、もう一回お願いします。

○根本国務大臣 では、ちよつと私に答弁をさせていただきます。先ほど、私は前段で答弁をいたしました。ウ

エート更新については、新旧データ接続検討ワーキンググループなど、統計委員会における一連の議論の積み重ねの中で、統計の利用者のニーズやわかりやすさ等の観点から、サンプル入れかえと同時にエート更新も、同様に、今回の週及改定しないという対応に至ったものと私は聞いて承知しております。

ウエート更新の一連の議論、ここは答弁させていただきたいと思いますが、毎月勤労統計では、もともと、過去の数値を週及補正するため、かねてより利用者のニーズやわかりやすさ等の観点から問題である、これがそもそもの発端であります。

そして、このような問題意識の中で、統計委員会での議論は、全体的には影響の多い標準入れかえの議論が中心でありましたが、その議論の結果、全数調査など真の値がある場合、それを利用して数値を滑らかに接続する等の考え方、つまり、全数調査のような真の値がある場合には滑らかに接続するとなっておりますが、今回の賃金については、全数調査などの真の値はありませんので、今回のウエート更新は、サンプルの入れかえ、そしてウエートも同時に一体的にやった、こういう認識でやりました。

それから、もともと統計委員会では、ウエート更新も課題の一つとされていまして。そして、平成二十八年度中の諮問の時期までの検討課題とされてきました。

厚生労働省では、このような一連の議論の経緯を踏まえて、全体として見れば一体的に判断いただいたものと認識していた、こういうことであります。

○西村(智)委員 また「ごちゃごちゃにして答弁されたんですね。」

つまり、話はシンプルなんです。厚生労働省が設置した検討会で出された結論が、何だか、めちゃめちゃかねてから問題視されていたとか、後づけで統計委員会からオーケーとも言われましたとか、そういう話と一緒にして答弁されていた

るんだけれども、私が聞きたいのはシンプルです。厚生労働省が設置した検討会、ここが出した結論が、いつ、どういう議論を経て、なぜこの週及改定をしない、週及をしないということに変わってしまったのかということなんです。

大臣、もう一回答えてください。

○根本国務大臣 これは、検討会からその後統計委員会に移って、専門的、統計的な見地から議論されていったものであります。

これは、繰り返すになりますが、私は、ごちゃごちゃにして答弁しているつもりはありません。きちんと答弁しております。

もともと、過去の数値を週及補正するための対応、これは、かねてから利用者のニーズ、わかりやすさ等の観点から問題になっていました。このような問題意識の中で、統計委員会での議論は、全体的には影響の多い標準入れかえ、要はローテーションサンプリング、この議論が中心でありましたが、その議論の結果、要は新旧サンプルを接続するかどうか、こんな議論もさんざんやってきた上で、全数調査など真の値がある場合はそれを利用して、全数調査は全部わかっていますから、数値を滑らかに接続する。逆に言えば、そういう全数が明らかでないものは新旧をストレートに接続するということが示されて、そして、そういう考え方も踏まえながら、今回のウエート更新に至ったものであります。

これは、もともとウエート更新も課題の一つとされて、平成二十八年度中の諮問の時期まで検討課題とされてきたから、厚生労働省は、私が答弁したように、一連の議論の経緯、経過を踏まえて、全体として見れば、ウエート更新と新旧サンプリング入れかえ、これを一体として判断していただいたものと認識していたということであり

ます。

○西村(智)委員 もう一回聞きますけれども、いつこの結論は変わったんですか。ベンチマーク更新の週及をしないというふうに決定したのはいつですか。通告しています。明確に答えてください。

い。

○根本国務大臣 これは、担当の当時の部長から聞き取りを行われました。そして、私は先ほど答弁をいたしました。ローテーションサンプリング方式への変更に係る総務省への申請に当たり、ウエート更新におけるギャップの補正について明示的に議論した記憶はないが、そもそも今回の毎月勤労調査、統計の見直しについては、過去にさかのぼって数値の改定をすることがわかりにくいということが問題となっており、このことはウエート更新も含めたものであると考えていたと。

それを前提にして、そういう考え方のもとに変更申請をしていたので……(西村(智)委員)そんなことは聞いていない」と呼ぶ)正確に私は答弁をさせていただいております。

そして、統計委員会においても経緯を説明しています。平成二十七年に行われた末諮問基幹統計の議論の際には、この補正方法についても議論されたという聞いております。

○西村(智)委員 委員長に申し上げます。今、大臣は同じことを答弁されたんですよ。私は、いつと伺ったんですよ。今の話の中で、いつという言葉は一言でも出てきましたか。出てこないですよ。大臣はちゃんと答えてくれるんですか、いつって。

○富岡委員長 根本大臣、いつごろかがわかればお答えください。

○根本国務大臣 だから、私は、それを踏まえて変更申請をしたということですから、こういう考え方を前提として、平成二十八年十月に厚生労働大臣から変更申請が行われた。だから、いつというの、この変更申請が行われたときにこういう考えのもとにやった、こういうことであります。

○富岡委員長 十月ごろということですかね。

○西村(智)委員 二十八年度の十月に申請をいたしました。ですから、それまでに、いつやったんですか、いつ変更したんですかと聞いているんですけれども、全く答ええないんですよ。議論の経過も答

えられない。

こんなむちゃくちゃで、〇・四%の差が出ているんですよ、これ。一番大きい差なんです。ほかの由来のものよりも。しかも、この結果、ことしに入ってもまた実質賃金は下がっていない、ずっとプラスだと言っている。昨年のも、今の厚生労働省の公式データではプラスのままです。

ですけれども、大臣は私の質問に、認めましたよね、平成三十年の一月から十一月はマイナスでした。はっきりと数字を示してください、昨年の実質賃金の数字を。

私、もっと質問したいことはあるんですけども、まだ大丈夫かな。ちよつとやってみたく思います。

ちよつと委員長、まず、先ほどの私の質問のことについて理事会で諮ってください。いつ決定したのか、どういう議論を経て決定したのか、理事会に資料を出させるようにお願いします。

○富岡委員長 今の案件について、大臣、お答えがありますか。(発言する者あり)

一応、お答えがないようですので、理事会で諮りたいと思います。

○西村(智)委員 委員長からも私の質問時間を少なくされて、大変心外です。

適切な復元処理ということについて、きょうは委員長代理からお越しいただいていきますので、一つだけ質問をさせていただきます。

私、中規模の事業所についての復元の処理というのは、それはそれで、あると思うんですけども、大規模事業所についての復元処理というのは、統計委員会の委員の方が意見を表明されておられますけれども、やはりもともとどこに返らないと適切な復元処理というのはできないんじゃないかというふうに思うんです。

ただ、追加報告書の中では、この大規模事業所に関する処理も、適切な復元処理と、繰り返し繰り返し、繰り返し繰り返し、何十回も出てくるんです。

これは、実は厚生労働省が、この案件が発覚したときに一番最初に、本来やるべき復元を行っていなかったことが問題であるというふうに言った、大臣も昨日の答弁で、本来やるべき復元をやっていないことが問題の本質だというふうにおっしゃったんですけれども、でも、私は違うと思う。もともとこのところにやはり戻っていかないといけないというふうに思っています。

そこで、きょうは荒井委員長代理にお越しいただいてますので、大規模事業所に関する処理というのは本当に適切な復元処理と言えるのかどうか、統計委員会の委員の方々の指摘もありま

す、それを踏まえて御答弁をお願いします。

○荒井参考人 結論から申し上げますと、大規模事業所とそれから中規模事業所の二つについて、その適切な復元処理というのが違うかどうかというところにつきましては、変わることはないと考えております。

統計委員会からの御指摘につきましては、特別監察委員会に直接宛てたものではないということで、この点につきましては厚生労働省の方で適切に対応されるものと考えております。

御指摘の適切な復元処理という表現でございますけれども、大規模事業所、中規模事業所、いずれにつきましても、抽出調査を実施する場合や抽出率を変更する場合には統計上の処理として必要な復元処理を行うことは当然でありまして、本来実施すべき復元処理を講じることを適切な復元処理と表現したものでございます。

もつとも、平成三十年一月調査分からの復元処理につきましては、適切な調査変更の手続を行っていない、その上で抽出調査の実施や抽出率の変更を行ったからこそ実施されたものでありまして、また、当時は公表もされておられません。この点とあわせて考えますと、不適切な行為であったと言わざるを得ないところでございます。

○富岡委員長 西村君、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○西村(智)委員 これは、こっそり三倍補正なん

です。私は、適切な復元処理ということではないということをお願いして、まだまだこれは終わってません、きょうは参考人の方からも十分来ていただけてしまった、そのことを申し上げて、終わります。

○富岡委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十分間、質問をさせていただきます。

まず冒頭申し上げますが、朝からの質疑を聞いておりますけれども、根本大臣の、本当に聞いたことに答えない、あるいは、役所の担当者の方々に聞いたことに答えない、それで、委員長も適切にそれを指導せず、とめない。こういうことでは、政府・与党による統計不正の隠蔽と受け取られても仕方ありませんよ。

こういう状況でやるのであれば、ぜひもう一回、この統計の集中を改めてやっていただきたいということを、まず最初に委員長に申し上げたいと思います。

○富岡委員長 理事会でお諮りいたします。

○山井委員 当たり前の話ですけれども、これは真相を国民のために究明するために審議をやっているんですから、隠蔽するために、真実を隠すために私たちは審議しているんじゃないんです。これは、与党も野党も関係ありません。

私の配付資料にも、たぐさんのデータを載せておいたいただきました。私も、この問題、二カ月ずっと取り組んでおります。

答えはシンプルなんです。与党も野党も関係ない。この資料にある、実質賃金プラス〇・二％と言っているけれども実際はマイナスの〇・三％だということを、多くのエコノミスト、国内外のマスコミも指摘しています。野党だけではありません。実際はマイナスの実質賃金なのにプラス〇・二％と発表し続けているのは、これは虚偽ですよ、うそですよ。これは深刻な問題です。

私も、議員になって十九年、ほとんど厚労委員会に所属していますけれども、後年、ここのこの賃金統計だけは異常に上振れして信用ならな

い、めちゃくちゃなうその賃金統計が昨年は発表されたということが、これは突出して、五年たっても十年たっても必ず言われます。実際聞いたところでは、日銀も、プラスの実質賃金ではなくて、マイナスという共通事業所系列の賃金の低い方を参考にしていてという話を聞いております。そういう意味では、五年、十年、二十年たつて、ここの賃金統計だけがぴゅうんと伸びて、不自然でうそで間違っている。そのとき、皆さん、どう言われますか。当時の厚生労働大臣はうその統計を発表したんですね。それ以来、国内だけじゃなくて国際的にも、旧ソ連や発展途上国のように統計でうそをつく日本の賃金統計は信用できない。一回、このレッテルが今もう張られています。この信用を取り戻すのは簡単なことではありません。

さらに、当時の与党は何をしていたんだ、野党も何をしていんだと。私は、与党だけの責任にするつもりはありません。野党も責任は問われます。なぜ国民にうその数字を発表したままにしたんだと。

おまけに、ここの十月には消費税増税が予定されています。考えてみてください。昨年はプラス〇・二％実質賃金アップだったから、おとしの〇・二％からアップしているんですよ。あつ、よくなっているじゃないかということになるんですよ。でも、多くのエコノミストや国内外のマスコミが指摘するようにマイナス〇・三％であれば、あつ、二年連続実質賃金マイナスだったから消費税増税はだめだねということにもなるんですよ。

先ほど西村さんがなぜ必死に質問されたかというところ、この〇・四％、〇・五％の水増し、上振れになった経緯すら、今の答弁を聞いたら、いつ、どこで、誰が〇・四、五％の上振れを確認したのか。もともと毎動統計検討委員会、上振れにならないように適度改定するとベンチマーク更新は決めていたのに、それをどこでひっくり返したのか。実質賃金が本当はマイナスなのに、プラスにひっくり返すような大きな変更をいつ、どこ

で厚生労働省が決めたのですかと聞いても、いまだにわかりませんと。

今、根本大臣、やじで関係ないじゃないかとおっしゃいましたが、ありですよ。何が関係ないんですか。本質じゃないですか、これが。国民をだまして一〇％の消費税増税をこのまますることになるんですよ。そんなことは許されません。

ついでに、私も政争の具にする気はありません。ファクトに基づいて質問します。

配付資料の六ページ。三月八日、厚生労働省が発表した資料にはちゃんと書いてありますよ。米印三、平成三十年はベンチマーク更新を行ったために、前年との比較においてはベンチマークの違いによる断層が発生していましたと書いています。

この断層というのは何％ですかということに関しては、参議院の予算委員会データが出てまいりました。それは、配付資料を見ていただくと、七ページに書いてあります。〇・四％の段差が発生と書いてあるじゃないですか。これは極めてシンプルです。昨年の賃金伸び率は段差が発生しています、上振れしています。その段差は〇・四％です。

ここで、根本大臣にお聞きします。ということとは、非常に単純に考えれば、昨年の実質賃金伸び率は〇・二％と言っていたのは、マイナス〇・四％、げたが覆かされているんですから、げたを外したらマイナス〇・二％の方が実際には近いですよ。さらに、名目賃金も一・四％と言っているけれども、その〇・四％のげたを脱がせたら一・〇％ぐらいになります。

これは、段差の〇・四％を外した値、差し引いた値の方が、景気指標としての賃金伸び率としては実態に近いという理解でいいですね。

○根本国務大臣 まず、いろいろ今お話がありました。新たな統計指標を用いた、統計委員会の審議も経て客観的、中立的、専門的に出されたもの、これ

が基本的な前提であります。誰がどう言ったとか、そんなことで影響はされておられません。統計委員会が専門的、客観的にやられた、まずそれを確認したいと思います。

その上で、要は、今回の制度については遡及改定はしない、これも統計委員会でも言っている。それで……(山井委員)答えてください。

時間に関りがあるんですから、聞いていないことはいけません。根本大臣が答弁されることは全部私は知っています、この二カ月間勉強して。私の聞いたことだけに答えてください」と呼ぶ委員よく勉強されていると思います。

ウエート更新のギャップ〇・四％は、一月のデータ、これは新と旧のサンプルを一月だけとはありますから、その結果差を要因分析したものであります。このため、この推計については、平成三十年一月という一時点のみで見た推計値にすぎません。それ以外の月も同一の数値であったとは言えない、これで言う限り、私は言えないと思います。その意味で、年単位の設計に用いるのは適当ではないし、また、〇・四％をそのまま前年同月比から単純に引くことなどが統計上正しいとは一概に言えないと思います。

〇山井委員 だから、私はわざと、実態に近いのはどちらですかと聞いているんです。かといって、〇・四％は使えないと言っているけれども、一・四と〇・二も、ベンチマーク更新の〇・四％という上振れをしているんです。こっちはも正確じゃないですか。だから言っているんです。今の根本大臣の答弁だったら、上振れしたのも不正確、〇・四％を引いても不正確、去年の賃金の伸び率はわかりませんという答弁じゃないですか。そんな無責任なこと通りますか。恥ずかしいです。

ついでには、配付資料の二十三ページを見てください。こんな議論は私もしたくない、情けないから。でも、今、エコノミストからどう言われているのか、政府・与党が発表しているこの賃金統計が。

「統計の信ぴょう性を疑わざるを得ない」「今年の賃金の伸び率はまったくあてにならない」「信頼性の高い賃金統計がなくなってしまう」「サンプルがそもそも違うため調査結果には何の意味もない。」「十七年、十八年の大半の月で参考値がマイナスだと指摘する野党の主張は正しい。」「中立な、専門的なエコノミストの方々がここまで酷評しているんです。

かつ、次のページを見てください。

先ほど西村さんもおっしゃいましたよ。機械的に粗く計算したらマイナスになるという西村さんの質問に対して、厚生労働大臣もお認めになったじゃないですか。誰が計算してもそうなるんですよ。

おまけに、その次の日経新聞夕刊、二月八日に実質賃金プラス〇・二％が発表されたときのこの記事、皆さん読んでみてください。涙が出ますよ。昨年〇・二％プラス、実態はマイナスか、実態に近い参考値はマイナスになった公算が大きい、一八年の参考値に基づく実質賃金を簡便な手法で試算するとマイナス〇・四％程度になる。日本経済新聞も、プラス〇・二％と政府は発表したけれども、これは間違っていて、実際はマイナス〇・三か〇・四ですと丁寧に注釈まで加えてくれているじゃないですか。

こんな情けないことがありますか。厚生労働省の発表は間違っているとみんなもうわかっているんです。根本大臣も安倍総理も裸の王様ですよ、正しいと言いつつ続けたって、もう国内外のエコノミストは信用していないんだから。旧ソ連じゃないんですよ、アベノミクスがうまくいっているために偽装する、水増しするって。

そして、遡及改定をしないと一番最初に言い出したのは、中江安倍総理秘書官。そして、正式に言ったのは、二〇一五年十月十六日、経済財政諮問会議、麻生財務大臣。その横に座っていたのは安倍総理。安倍総理主導の経済財政諮問会議が遡及改定をしないと出たこと、この賃金の上振れが始まっているわけでありす。

そこで、共通事業所系列になると、そちらの方がいいと統計委員会が発表して、〇・三％マイナスじゃないか、プラス〇・二じゃないということも多くのエコノミストや私たちが言っておりまして、ところが、最近また新しい資料が出てまいりました、実質賃金検討委員会。配付資料の中の十七、十八。

実は、驚くかな、マイナス〇・三％という、より正しい実質賃金の共通事業所の数値さえ、十七ページや十八ページにありますように、サバイバルバイアスがプラスになっている。つまり、同じ事業所を比べても、その一年間でやめたところが離れていくから、生き残っているところだけ見ると上振れしているんじゃないか。(発言する者あり)今、橋本さんも、そうそうとおっしゃっています。十八ページにありますが、その結果、共通事業所の比較は、賃金の高い大企業が多いということ、何と、私たちが低目に試算している共通事業所系列の賃金伸び率でさえ上振れしているのではないか、こういう資料が出てきました。

根本大臣に御質問します。ということ、この調査結果によれば、共通事業所系列の前年比の賃金伸び率も、生き残りバイアス、大規模事業所が多いということで実態よりも上振れしている、高く出ている可能性があるということではないですか。

〇根本国務大臣 委員いろいろおっしゃられましたが、まず二つだけ言わせてください、先ほどの質問だったので。共通事業所系列というのは、景気指標の観点からそれは見るべきだという話は言われている。それから、毎勤統計の全労働者の平均の賃金の水準あるいは時系列の比較は毎勤統計の指標で見るべきだ、これは政府の公式見解であります。まずそれを確認させていただきたいと思ひます。

それと、今、共通事業所系列については、共通事業所というのは本質的な特性がある。それは何かということ、毎月毎月とるわけですが、大企業の生き残りバイアスがかかると思われる……(山井委員)いや、ここに、資料に書いてあるじゃないですか。検討会の資料じゃないですか」と呼ぶ)だから、それは検討会の方の意見だと思ひますが、大規模事業所のことをウエートに還元するから、その影響はないと私は聞いております。

〇山井委員 いいですか、今の答弁で。本当にいいんですか。ここは生き残りバイアスがあつて大規模事業所が多いと出ているけれども、共通事業所系列の賃金伸び率は上振れしていると私は聞いていますよ。聞いていないけれども、大臣、上振れしていないという答弁で本当にいいんですか。ちょっと、一旦とめてください。

〇富岡委員長 今、質問ですよ。(山井委員)いやいや、とめてください。本当にとめてください。今レクを受けているから、とめてくださいよ」と呼ぶ)では、一旦整理をしますのでとめてください。

〔速記中止〕

〇富岡委員長 それでは、起こしてください。〇根本国務大臣 大企業で、去年もことしも生き残っている、そこは生き残りバイアスが高目に出る可能性は、一般論としてあり得ると思います。

(山井委員)あり得るんでしょ」と呼ぶ)だから、一般論として。生き残っているんだから。それと、ウエートに還元したやつについては大規模が多いかどうかということについては、ウエートで結果的に還元するので、そこは影響はない。私は二つ申し上げたいと思ひます。

〇山井委員 ちょっと、どっちなんです、結論としては。共通事業所系列で出ている数値は上振れしている可能性があるのかないのか。二つ言わないでください。どっちなんです。上振れしている可能性はあるのかないのか、どっちか言ってください。

〇根本国務大臣 大きな企業が生き残っている、そこは生き残っているんだから、生き残りバイアスがかかる可能性はある。そしてもう一つ……(山井委員)それでもいいです」と呼ぶ)いいです

ね。大規模事業所の数が多くなっても、母集団労働者数を用いて推計を行うことになるので、ここについては上振れなどの伸び率に影響は生じない、こういうことを申し上げておきます。

○山井委員　つまり、この公表値よりもはるかに低い共通事業所の値ですら上振れしているということは、去年の実質賃金はプラス〇・二じゃなくマイナス〇・三と共通事業所では見られているけれども、もっと低い可能性があるんですよ、実態は。そんなので消費税増税ができるんですか。もう一つ、大臣にお聞きします。

先日来私は国会で聞いておりますけれども、昨年の各月の景気指標としての賃金伸び率は何%ですかということで、これはきょうの配付資料の四ページですね。

つまり、根本大臣、うなずいていただいたらいいますけれども、先ほどおっしゃったように、景気指標としての賃金伸び率は共通事業所を見なさいというのが、重視しなさいというのが統計委員会と厚生労働省の見解です。ということは、根本大臣、確認しますよ。去年の一月は〇・三、二月は〇・八、三月は一・二、四月は〇・四、五月は〇・三、六月は一・四、七月は〇・七、八月は〇・九、九月は〇・一、十月は〇・九、十一月は一・〇、十二月は二・〇。景気指標としての昨年の賃金伸び率は、本系列の括弧した方じゃなくて共通事業所系列、今読み上げた方を重視するというところで、厚生労働大臣、いいですね。

○根本国務大臣　まず、景気指標というのは、いろいろな指標を見ているんだと思いますよ。先行系列、一致系列、遅行系列、いろいろある。そして、委員のおっしゃるように、共通事業所系列は、景気指標を見る指標の一つとしてはありますが……(山井委員「重視すべき」と呼ぶ)いや、これは私は重視すべきという立場にはありません。経済全体の分析だから。だから、それは……(山井委員「ちよっと待ってください。統計委員会と厚生労働省で合意しているじゃないか、重視すべきと。何でそんな違う答弁をするんですか」と)

呼ぶ)ちよっといいですか。

それはどういうことかというのと、二つあるんですよ。毎月勤労統計で、全労働者の平均の賃金水準を見るのは毎月勤労統計。そして、景気指標としては実質……(山井委員「だめです」と呼ぶ)いや、共通事業所……(山井委員「この数字でいいですかと聞いているんですから」と呼ぶ)だから、それで言っているんですよ。

○富岡委員長　ちよっと静かに。まず答えを聞いて、それから手を挙げて質問してください。これが委員会のルールだから。

○根本国務大臣　共通事業所系列は名目で出されていますが、共通事業所系列の名目でお示している指標だけ、それが、共通事業所系列というのは名目で見ているわけですから、月々の振れを見ているんだから。(山井委員「読み上げたのは正しいですかと聞いているんですよ。何を言っているんですか。ちよっと委員長」と呼ぶ)いいですか。読み上げたのは、共通事業所系列の名目の伸び率、それを読み上げられたんでしょう。(山井委員「だから、景気指標としての伸び率はこれだ、いんですかと聞いているんじゃないですか」と呼ぶ)いやいや、だから、景気指標はいろいろあるけれども、その一つとしての共通事業所系列の伸び率は、委員がおっしゃってまとめたとおりであります。

○山井委員　厚生労働大臣も、もっと勉強してから答弁すべきですよ。ひど過ぎる。

去年の九月、厚労省と統計委員会の見解に、この配付資料、景気指標としての賃金変化率は継続標本、共通事業所による前年比を重視していくと、もう結論が出ていないじゃないですか。結論が出ていることを、何を言っているんですか。ここで、いい加減にしてくださいよ、本当に。ひど過ぎる。

委員長、こんなことじゃ委員会が成り立ちませんよ。去年九月に厚労省と統計委員会が決めて発表していることを、そうとは言えないとか、何ですか、これは。

それで、ちよっと私も時間があるんです。(根本国務大臣「ちよっといいですか」と呼ぶ)もういい。つまり、私が言いたいのは、共通事業所系列を重視すべきというデータはこちらなんです。それを平均すると、去年の名目賃金の伸び率は〇・八になるんです。にもかかわらず、厚生労働省が発表しているのは、なぜか本系列の平均で一・四。おかしいじゃないですか。各月は共通事業所を景気指標として重視すべきと言っておきながら、一年間になったら何で共通事業所が消えて、実態と遠いと言われている本系列の数字になるのか。おかしいでしょう、これは、根本大臣。聞かれたことだけにお答えください。これはおかしいですね。

○根本国務大臣　ちよっと、私、きちんと申し上げますから、聞いていただきたいと思っています。

共通事業所は……(山井委員「もう説明はいいです。それは全部知っていますから、私」と呼ぶ)じゃ、年平均がなぜ出せないのか、ちよっと説明させていただきます、私も勉強して説明していますから。

まず、共通事業所についての特性、これは、前年同月との共通事業所群、翌年同月の共通事業所群、これは異なる事業所群になるんですよ。ですから、各月においては二つの実数が併存する。そして、その意味では、月々は確かに出るんだけど、それを平均していいのかという問題点がある。それは専門家が指摘されている。

そして、実質化については、実質化の本来の意味というのは、経年的な月々の動きを時系列で見ると、それが実質化の意味ですから、価格変動を除くから。だから、指数化できるかという議論になる。その名目の賃金指数があるのは実質賃金指数、共通事業所の本来持っているこの課題がありますから、その意味では、我々、経年変化を見る指数化にはなじまないの、年平均でも、月々の共通事業所群が月々違うんだから、それを単純に平均できませんか、実はこういう課題であります。

○山井委員　全く納得できません。なぜならば、

この一・四を算出した前提となる本系列は、重視すべきでないと言っているやつじゃないですか。この一・四もおかしいじゃないですか。一・四よりは〇・八の方が当然実態に近いと考えるのが当たり前でしょう。

同じ考え方でいきますと、共通事業所の実質賃金の伸び率も、この括弧した方が、統計委員会の昨年の実質賃金の景気指標としての伸び率としては共通事業所の方が正しいというふうに私たちは考えざるを得ません。それを計算すると、マイナス〇・三になるんです。

そこで、このことは、私たちだけじゃなくて、先日、実質賃金検討委員会に参考人として呼ばれた明石順平弁護士、明石順平先生も実質賃金検討委員会でおっしゃいました、計算すればすぐに出る、今公表されている数値は虚偽であると。配付資料の十一ページ、十二ページ、十三ページ。

厚生労働省の実質賃金検討委員会、十一ページ、十二ページ、十三ページを配って明石先生がおっしゃったことはシンプルです。これは簡単に計算できる、去年の実質賃金伸び率は。この十三ページの表のような計算で十分で出る、それはマイナス〇・三%である、これをすぐに公表すべきだ、公表すべきじゃないかということを検討会で発言されました。私の秘書も傍聴しておりましたし、私もその話を明石先生本人から聞きました。

ところが、そういう主張をしているにもかかわらず、なぜか検討会の論点整理にはその論点が載っていないんですね。

ちよっと見えにくいですが、配付資料の十六ページを見ても、厚労省によると、明石先生は、マイナス〇・三%、単純に計算すればすぐ機械的に出てくる、実質賃金は昨年マイナス〇・三%の方が今公表されている〇・二%よりも正しいということを、今の配付資料をもとに検討会で発言されました。しかし、見てください、この十六ページ。その明石先生の発言は、なぜかこの赤線に変わっちゃったんですよ。「共通事業

所」には偏りやバイアスがあることから、その利用には一定の限界があり、「本系列」の見直しを考えるという選択肢もあるのではないかと。

こういう趣旨の発言もされましたよ、一部でも、メーンの発言は、すぐに出せるマイナス〇・三%だ、すぐに公表すべきだということを検討会でおっしゃったじゃないですか。それをここにに入れてください。その主な主張じゃなくて端っこ、こういう趣旨のことも別におっしゃったけれども、これはメーンじゃないじゃないですか。

参考人として呼んで、すぐに参考値、共通事業所を出せる、マイナス〇・三%だ、すぐに公表しなさいということ、この論点整理の発言の中に少なくとも明石先生の発言としては入れてください。いかがですか。

○根本国務大臣 これは委員会の今の段階での論点を整理したものであると、私はこれを読むと理解しています。

要は、これは今までの状況の中での要約ですから、我々、随分精力的に議論をしていただいておりますので、いずれ、いや、できるだけ早く中間的な論点の取りまとめをしていただきたいと思います。しておりますが、これはまさに専門家が集まった検討委員会での議論としてまとめますから、そこは検討委員会の判断になるものと考えております。

○山井委員 きょうもお呼びしているんですけれども、この実質化検討会の今野座長にぜひお越し

いただきたいと思うんです。

私、余りこういうことを国会で議論したくないんですけれども、予算委員会の参考人でも明石先生は来られているんですよ。そこで、実質化金はすぐに計算できる、マイナスだ、早急に公表せよと言った予算委員会の公述人を実質化検討会が呼んで、同じ主張をしたにもかかわらず、そのことを論点整理に載せずに全く違う部分を載せる。これは虚偽、隠蔽じゃないですか。こんな検討会のやり方をしていたら意味ないじゃないですか。

御本人は、共通事業所は出す意味がある、早急に出せる、マイナスだと言ったのに、何で勝手に

委員会の権限でその趣旨を載せないんですか。隠蔽じゃないですか、虚偽じゃないですか。これは呼んだ参考人にも失礼ですよ。載せてください、これは。そんなのだったら、これだけ見たら、共通事業所で難しいから発表できないのかと思いますよ。まさか、既に数字は出ている、すぐ公表すべきだという意見があつたなんて、誰もわからないじゃないですか。

根本大臣、これはゆゆしきことです。改ざんですよ、隠蔽ですよ、虚偽ですよ、ここまでやったら。明石先生は明確に、早急に公表すべき、マイナスだ、計算は簡単だと言っているんですよ。別にそれが結論にならなくていいですよ。でも、そういう発言が趣旨として強く主張された以上は、ここに載せるのが当たり前でしょう。根本大臣、載せてください。

○根本国務大臣 隠蔽とおっしゃいましたが、この委員会は、先生も傍聴されましたよね、公開でやられております。そこは公開のもとでの議論が行われておりますので、中間的取りまとめは検討委員会において判断されるべきものだと思います。これは検討委員会が専門的に、客観的にやっていたいておりますから、そこは検討委員会の御判断だと私は思います。

○山井委員 こんな検討会は聞いたことがありませんよ。参考人が言った主な主張を載せない、違うことを載せる。

根本大臣、ぜひ要望してください。計算したら、マイナス〇・三%と機械的な数値は出てきます。それがほぼ正しいということは、西村さんの質問に対して根本大臣も認めている。あしたも検討会がありますけれども、この〇・三%、明石参考人が検討会の場で主張した数値を早急に公表すべきかどうか、それを検討会で議論してください。すぐ答えは出ます。いろいろな注釈をつけていいです。限界があることもわかっています。でも、この〇・三%を公表すべきです、参考値として。それをどうするかをこの検討会で早急に議論してもらってください。そうしないと、一番肝

心のことを検討せずにするするする時間延ばしているのでは、私は検討会は隠蔽委員会になつてしまふと思います。

根本大臣、いかがですか。

○根本国務大臣 まず、検討会は、繰り返しになりますが、公開で行われております。そして、検討委員会、これは現段階での論点整理ということでお示しいただいたんだろうと思いますが、検討会がどういう判断をされるか、これは検討会の主体性に、判断にまかしたいと思います。

○山井委員 最後に一つだけお聞きしますが、そうしたら、検討会は、公表するか否かを決定する権限を持っていますか。かつ、数値を出す権限を持っていますか。きょう配付した二十五ページでは、論点整理だけで、公表するか否か、あるいは数値を出すところまでは権限が与えられていないように思いますが、公表するか否か、かつ、その数値を出す権限を検討会が持っているかどうか、最後にお答えください。

○富岡委員長 時間が来ております。

○根本国務大臣 検討委員会はさまざまな論点を踏まえて議論しておりますので、その結果、こういうことが可能かどうかということも含めて検討されているものと承知しております。

○山井委員 もう終わりますが、ここにありますように、締切りは、今回の検討会の任期は八月で、参議院選挙が終わるまで引つ張るんじゃないかというふうには私は非常に心配しております。ぜひ、引き続き、もう一回集中審議をやっていたきたい。国民にうその実質化プラスを発表して消費税増税を断行するということは、絶対許されません。

○富岡委員長 次に、岡本充功君。

○岡本充功委員 まず、統計の質問に入る前にちょっと一つだけ、厚生労働省に確認しておきたいことがあるので、確認しておきたいと思

も、医療用の麻薬として向精神薬等について、それを持って海外に行く人もふえてきています。今、厚生局に申請をするという手続で国内的には手続がとれるという話であります。各医師や各患者に任せつ放しでいいのか、件数などのくらいあるかというのをきちっと、今どんな状況かというの、資料としてまず厚生労働委員会に提出していただきたい、理事会に出していただきたいと思いますが、委員長、お取り計らいをお願いできますでしょうか。

○富岡委員長 理事会に諮りたいと思います。

○岡本(充)委員 その上で、今、各個人に任せつきりになっているのは負担が大きいんじゃないかと思うので、これはぜひ対策を考えるべきではないかと思っています。

更に言うと、渡航先の海外によつてそれぞれ手続が違うという状況になっています。きょうは外務省にも来ていただいておりますので、外務省も厚生労働省と協議の上、そうした疾患がある方が海外に安全に渡航できるか検討すべきだと考えています。どうですか。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

医療用麻薬を含む医薬品の持込みの可否は、原則として各国の専権事項となっておりますので、まずは海外に渡航する邦人が在京の各国大使館や渡航先国の関係当局のホームページから情報収集していただくことが重要だろうというふうに考えております。

それではあつても、海外から、渡航される邦人から外務省に対して医療用麻薬等、医薬品の持込みに関して照会があった場合には、所管の在外公館等を通じて収集した情報を可能な範囲で提供しております。一部の国に関しては、外務省の海外安全ホームページを通じて情報提供しております。

また、持込みに当たって、実際現地に行かれてから、現地の関係当局との間で問題が生じた場合には、各在外公館において邦人保護の観点からできる限りの支援を行うこととしております。

他方、委員御指摘のとおり、厚生労働省と協調しながらより丁寧な対応ができないかという点に
関しましては、我々まだまだ改善すべきところ
があると思いますので、連携をしながら検討して
きたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 大臣、個人で得られる情報には
限りがありますから、厚生労働省も協力してき
ちつと対応策をとっていただきたい。大臣、一
言。

○根本国務大臣 今、岡本委員の問題意識を聞か
せていただきました。麻薬や向精神薬に関する各
国の規制は、その国の歴史的背景、医療の状況な
どによって異なっております。もう委員、御案内
だと思えます。

厚生労働省では、医薬品として用いる麻薬や向
精神薬の輸出入に当たり、国内の必要な手続を
ホームページで説明しております。また、海外に
おける輸出入の可否や手続については、各国の駐
日大使館等に問い合わせいただくようお願いし
ております。

委員の御提案も踏まえて、患者の皆様がより簡
便な方法により海外の情報収集することができ
ないか、外務省とも連携しながら検討していきた
いと思えます。

○岡本(充)委員 では、お願いします。
そうしましたら、統計の問題に入りたいと思ひ
ます。

毎月勤労統計、いろいろな議論がなされていま
すけれども、特別監察委員会の委員、正直申し上
げて、この方々が自立的に委員会を開催したとい
うことで、資料も厚生労働省からいただきたま
した。開催日時や開催する議論の内容、これを全部
自立的に決めたのか、私は疑問点がやはり残るわ
けであります。特に、一体何回開催するかは予算
にもかかわります。

そこでお尋ねしますけれども、この委員の皆さ
ん方への謝金は当然予算立てをしているはずで
す。何回分の予算を用意したのか。つまり、予算
が用意できなかったら委員への謝金は払えませんか

ら、それは一体どういう予算立てだったのか、御
答弁いただきたいと思ひます。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。

特別監察委員会の謝金についてということでご
ざいますが、この特別監察委員会の開催はあらか
じめ年度当初に予定されていたというものではな
く、個別の事件費の見積り、計上は行っておりま
す。省内の謝金などの予算の中で調整をしている
ところでございます。

具体的には、人事課の謝金予算から捻出をし
て、不足した場合に省内の謝金予算で調整をする
という形で予算を確保しているところでございます。

○岡本(充)委員 私のところには、謝金以外の予
算の残額から財源を捻出し、流用を行うことで経
費を確保した、こういうメールが来ています。流
用したんですか。どこの予算をどういうふうに使
用したんですか。

○定塚政府参考人 今御答弁申し上げたとおり、
人事課の謝金予算から捻出をして、不足した場合
合、省内の謝金予算で調整、更に不足した場合に
謝金以外の予算の残額から財源を捻出して流用を
行うということを経費を確保することとなると承
知しております。

○岡本(充)委員 だけれども、上限があるでしょ
う、やはりこれぐらいの予算の中でやらなきゃい
けないという。それはだつて、どこからでも流用
できるわけじゃないでしょう。そもそも、流用し
ていいのかわからない議論があると思ひますが。

やはり上限があったんじゃないか。これ以上は
やはり使えない、このぐらいの範疇でやってほし
い、それは当然のことながら、厚生労働省の中
でも、青天井でどれだけかけてもいい、こんな話
じゃなかったです。その予算額というのは大体
体幾らだったんですか。全く青天井だったんでは
ないか。

○定塚政府参考人 今回、特別監察委員会に関す
る謝金等の総額は、結果として約三百十六万円と
なっておりますけれども、この金額について、も

うこれ以上払えないとか足りないとか、そういう
ことはなかったというふうに伺っているところ
でございます。

○岡本(充)委員 それは結果論で、やはり最初に
これだけの予算の中でやらなきゃいけないとい
う天井は絶対あったはずですよ。だから、何回開
けるかというのはおのずから決まってくる話にな
ってくると思ひます。幾らでも払える話ではない
んですから。

そういう意味で、何回ぐらいでやらなきゃいけ
ないということ、若しくはこのぐらいの予算を用
意している、こういったことについては監察委員
の誰にも伝えていない、そういう理解でいいで
すか。

○定塚政府参考人 今委員からおっしゃられたよ
うな、予算面でも何回しかできないというような
ことは、何回までというような制約については、お
伝えしたことはないかと承知しております。

○岡本(充)委員 いや、先生方だってそれぞれ予
定があるわけですから、大体このぐらいの期間で
という提案を絶対していると思ひます。これぐ
らいの期間で、そういう期間の提案もなく委員を
皆さん引き受けられた、本当にそういう理解でい
いんですか。

○定塚政府参考人 この委員会の検討スケジュール
でございますが、一月三十日の特別監察委員会
におきまして、追加報告及び取りまとめ時期はこ
の委員会が定める、拙速な議論を避けて、委員の
合意のもとにスピード感を持って取り組むとい
う旨の再確認を委員会ですれたと伺っております。

どのようなスケジュールで議論を進めるかとい
うことは委員会の判断で行っていただいたこと
でございます。

○岡本(充)委員 私の質問に答えていないんで
す。
このぐらいのスピード感ということについて
のめど感ぐらい、何も伝えていないということ
でいいんですね、厚生労働省から。何も伝えてい
ないならそれでいいです。それとも、何かしらこ

んなイメージで、若しくはこういうようなスケ
ジュール感で、そういうようなことを含めて伝え
なきゃ委員を引き受けられないと思ひますよ、いつま
でかかるかわからないような委員会。それは全く
伝えずに委員会を引き受けてもらったんですか、
そこだけ。

では、全く伝えずに委員会を引き受けてもら
ったんですか。

○定塚政府参考人 繰り返しになりますけれども、
一月三十日に、改めて特別監察委員会の中
で、この委員会が追加報告及び取りまとめ時期は
決める、みずから委員会が決めるということを決
定していただいたところでございます。(岡本
(充)委員「委員に伝えずにお願ひしたのか、答え
ていない。同じことの繰り返し。とめてください
よ、この時間」と呼ぶ)

○富岡委員長 では、ちよつととめてください。
〔速記中止〕

○富岡委員長 速記を起こして。
定塚大臣官房長。

○定塚政府参考人 この特別監察委員会が最初に
発足をした一月の時点については、ある程度のス
ピード感を持ってということをお伝えしてござ
います。一旦、一月二十二日の報告後、次の追加調
査、この点につきましては、厚生労働省からその
ようなことはお伝えはしておらず、委員会です
ピード感を持って取り組むということを委員会
で決めていただいているということです。

○岡本(充)委員 委員会の追加をやるときに、委
員に頼むときに、全くもってどのぐらいの時間
が必要なのかというのを伝えず、頼んだんで
すか。そんなことあり得ないでしょう。委員に伝え
たのかどうか、そこを聞いています。

とめてください、委員長。速記をとめて。
○富岡委員長 では、一応とめてください。
〔速記中止〕

○富岡委員長 速記を起こして。
定塚大臣官房長。
○定塚政府参考人 先ほどの答弁のとおりでござ

いまして、一月の当初のときは、先ほど申したとおり、お伝えしたこともございましたが、一月二十二日の報告後、次の追加報告に向けての取りまとめ時期はこの委員会で決めるということで、厚生労働省の方からどうこうということは申し上げていないと承知をしております。

○岡本(充)委員 委員に伝えたのかということですよ。これはちゃんと整理をして、もう一度理事会に報告してもらいたいと思います、答えていませんから。

○富岡委員長 理事会に諮りたいと思います。

○岡本(充)委員 さて、きょうは総務省の家計調査を聞きます。

家計調査、大変ですね。資料を見ました。サンブルと書いてある、皆さんにお配りしている資料では四ページ、五ページ。これはあれですか、家計簿をつけてください、単なる家計簿じゃない、例えばハウレンソウを買ってきたら、ハウレンソウ何グラム、タマネギ何グラム、グラム数まで書いて報告するんですね、どうですか。

○鈴木(淳)副大臣 野菜につきましては、一カ月目だけグラム数を書くようです。(岡本(充)委員「グラム数を書くね」と呼ぶ)はい。

○岡本(充)委員 大変なんですよ。これは基幹統計なんです。

それで、グラム数まで書いてもらって、クレジットカードも一体何に使ったか全部書く。これはなかなか大変で、これはどうやって調査しているんですか、これは無作為抽出ですと。そういうことですね、無作為抽出です。こういうふうに書いています。追加の資料を見てください。三ページ目に書いていますが、最終的には無作為に選定するとなっています。

ところが、これは断られるでしょう。さすがに、これをやってくださいといって、買ってくるたびに、コマツナをほどこいてグラム数をはかって、幾ら。單身世帯なんか断るんじゃないか。いやいや、單身じゃなくても断るという人がいます。

それで、一体どうなんだと。最初は、いやいや、法律にのっとっての調査ですからみんな答えてくれていますと。そんなことはないでしょうとぎりぎり言ったら、三軒に一軒ぐらいしか協力してもらえないと。今そういう状況ですね、どうですか。

○鈴木(淳)副大臣 家計調査におきましては、二人以上の世帯の調査世帯を一世帯確保するためには、約三世帯に調査依頼をしております。また、東京はなお大変で、調査世帯を一世帯確保するために四世帯に依頼をしております。

○岡本(充)委員 つまり、無作為抽出をしているのではなくて、答えられる家庭の中で抽出しているんですよ。結局、断られたら削除している。

現にどうなったかという、六ページを見てください、皆さんにお配りをした六ページ。例えば、二人以上の世帯で、最初に抽出された世帯と実際に答えた世帯の年代に差があるかということを出してみました。また、その下、国勢調査と比べて、実際に答えた世帯とそれから国勢調査の世帯主の年齢層がどうなのか、これを出してみました。

これは統計学的に検定すると有意差がありますね。

○鈴木(淳)副大臣 家計調査と国勢調査の二人以上の世帯における分布であります、有意差は五%、有意水準であります。單身世帯につきましても、五%、有意水準で、統計的差異はございます。

○岡本(充)委員 つまり、統計学的に差が出ちゃっているんです。それで無作為抽出と言っているのかと思ったら、これはもう無作為抽出ではない、無作為抽出になっていない。

つまり、答えてくれる世帯にたどり着くまでひたすらくじ引きを引き続けているけれども、これは答えてくれる人の中からくじ引きを引いているのと全く同じ意味ですよ。

つまり、大きなポッドがあって、全世帯が入っているところから無作為に抽出してきて選んでいるのならばこれは無作為調査です。しかし、その中から一定のバイアスをかけてこの中からだけ選んでいたら、これは無作為抽出とは言いませんね。

○鈴木(淳)副大臣 家計調査におきましては、調査地域を選定した後に、調査対象世帯を無作為に抽出しております、このような標本設計でございますから、調査計画上、無作為抽出となっております。

ただ、一月に取りまとめた基幹統計につきましては、点検結果におきまして、御指摘の点につきまして、調査計画と異なるものとは整理していないところがございます、調査の実施に際しましては、どうしても引き受けられない世帯につきましては代表標本を抽出することとしておりますが、この場合も、乱数表によりまして無作為に抽出いたしております。

○岡本(充)委員 違うんです。これは誰に聞いてもわかる話です。ずうっとポッドから引き続けて、当たりが出るまで引き続けたら、これは本当の抽選と言えますか。当たりが出るまで引き続けてください、そんな福引きが町内会にあつたらしく引ききとは言わないんですよ。当たるまで引かせてくれるんですよ。

今回だつて、答えてくれる人が出てくるまで引き続けるんですよ。これでは無作為抽出にならない。だから、現に、国勢調査ともそれから最初に選んだ年齢層とも、有意差をもって差が出ていると総務省みずから認めているじゃないですか。

でも、一月二十四日、総務省は、基幹統計の中で抽出に問題があつた調査にこれを挙げていない。何で挙げていないんですか。抽出に問題があるじゃないですか。

きょうは時間が限られています。これは大きな問題ですよ。何にこの数字が使われているか、厚生大臣、御存じですか。

○根本国務大臣 何に使われているか、これは、総務省がこういうことで利用されていますというので、それは総務省に聞いていただきたいと思

いますが、ちよつと所管外なので、私は控えさせていただきますか。

○岡本(充)委員 じゃ、このペーパーを見てください。ここに書いています。これらの御回答により得られた調査の結果は、我が国の景気動向の把握、生活保護水準の検討に使っているんですよ。

これは生活保護水準にはねる話なんですよ。だから、厚生労働委員会で話をしました。これは大変重要なデータなんじゃないか。

その中でも、いろいろな出費がどう変わっているのか。例えば、皆さんにお配りしている七ページ、住居費、家賃がどう変わっているか、こういった支出なんかも、こうした統計をもとに数字を出しているわけですから、当然、厚生労働省にまたはねる話なんです。

ただ、そもそも、一月二十四日に総務省がみずからの調査でこの抽出方法に問題があるということは何で報告しなかったのか、そこについては私は疑問が残るので、きょう副大臣に来てもらいました。なぜ報告しなかったんですか。

○鈴木(淳)副大臣 家計調査におきましては、調査地域を選定した後に調査対象世帯を無作為に抽出しております、こうした標本設計でありますから、調査計画を無作為抽出と呼んでおります。

ただ、先ほどの話であります、家計調査は、世帯分布を踏まえまして、年齢階級別の世帯分布を補正した結果を参考値として毎月公表しているところではありますが、それによりますと、公表値と参考値ではおおむね同じような水準で推移していることがわかります。

○岡本(充)委員 そんなことは聞いていないんですよ。抽出方法に問題があつたということを先ほどお話をしたじゃないですか。当たらないで引き続けるなんというのは無作為抽出じゃないでしょう。これは無作為抽出というんですか、総務省においては。そこだけ最後に確認したいです。

○鈴木(淳)副大臣 それは無作為抽出でございます。統計委員会が認めております。

○岡本(充)委員 では、続きはまたやらせていた

だきたいと思ひます。時間になりました。

○富岡委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

早速ですが、資料の一枚目を見てください。三月六日の統計委員会です。示された、毎月勤労統計調査の特別監察委員会追加報告書に対する意見書であります。

先ほど大申委員が紹介されたものと同じものでありますけれども、毎月勤労統計にかかわってきた五名の委員が抱いた共通の疑問という趣旨で出されておりますが、この意見書は統計委員会としてどのような位置づけになっているのか、総務省にお伺いします。

○横田政府参考人 お答えいたします。

この意見書につきましては、三月六日の統計委員会におきまして、この五人の委員の方々、これは統計委員会に対して意見を出したという形になってございます。通常、委員会におきましては、それぞれの委員から意見を承るという形で議論が進められるわけですが、この回のときには五名の連名で出てきたという形になっております。

これを統計委員会の方では議論いたしました、三点、そこに書いてありますような議論を行ったというところでございます。その場では意見の一致を見たということで、これにつきまして、統計委員会としては、委員長が預かった形にいたしました。その後、統計委員会事務局の方から、委員長の指示に基づいて、厚生労働省の方に情報の提供の要請をしたというところでございます。

情報の提供を要請したと申しますのも、統計委員会につきましては、統計技術的観点から意見を言うという形になっております。これは、厚生労働省の特別監察委員会の方の報告書を見た限りでは統計技術的観点からはなお不足している情報がある、そういう認識があったというところでございまして、その点について議論をした、そういう形になっておるものでございます。

○高橋(千)委員 統計委員会に出されたものを全

体の認識として共有して、西村統計委員長の名前でその情報提供を求めたということだと思ひます。

ですので、確認したかったのは、連名で書かれているけれども、その五人の統計委員の方たちが個人的な意見を述べたということに終わっていないということ、そのことを統計委員会として認められたものであるということを確認したかったわけでありまして。よろしいです、それで。何が言いたいかというと、それだけの重みのある意見書である。

(3)を見ていただきたいと思いますけれども、「再発防止策は適切か」というふうに指摘がございまして。それで、三行目から読みますけれども、「学術の世界で、このようなデータの不正やねつ造、盗作などがあれば、間違いなく学界から追放されることは、研究不正に対する最近の事案からも明らかである。それほどに、重大な事案であり」というふうに指摘をしている。大変厳しい指摘だと思っております。

本日は荒井委員長代理にお越しをいただいておりますから、率直に、この指摘をどのように受けとめているのか、お伺いしたいと思います。

○荒井参考人 御指摘の件につきましては、三月六日の統計委員会におかれまして五人の委員の方々からの意見書が出されました。最終的には、三月十一日に統計委員会から厚生労働省に対して、この意見書を受けた厚生労働省への情報提供の要望という形で届けられたものと承知しております。

この要望書では、統計委員会から厚生労働省に対して、私どもの報告書で提言した再発防止策を可及的速やかに具体化、実行していくことを求めるとともに、統計技術的、学術的観点からの再発防止策の必要性やその内容を聞くものとなっております。

いずれにしましても、この要望書は厚生労働省において対応されるものと考えておりまして、この委員会の立場としては、特段のコメントをする

立場にはないと考えております。

○高橋(千)委員 厚生労働省に対して情報提供を求めた、それはそのとおりでございます。

でも、きょうはせつかく荒井先生においでをいただきましたので、先生はもともとの監察チームのメンバーでございまして、その後、特別監察委員会になってからも参加をされて、委員長代理という形でずっとこの監察委員会のやり方を、当事者としてかかわってきたわけでありまして。そういう意味で、いろいろな思いがあるんじゃないかと。そのことに對しての意見書なわけですから、それに対して当事者としての率直な思いを伺いたいということでありまして。

○荒井参考人 委員会のメンバーとしての私の意見を申し上げるべきではないと思いますが、報告書の中では、今御指摘のように、八項目にわたる提言をしております。厚生労働省職員、公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さ、幹部職員の公的統計に対する無関心さ、厚生労働省の組織としてのマネジメント機能の不全、ガバナンスの欠如、これらが統計に対する不適切な取扱を生み出し、国民の信頼を失わせたものだと、厚生労働省に対して厳しく非難をしているのが報告書でございます。

これらを含めて、その実現を厚生労働省に対して求めた御意見だと受けとめております。

○高橋(千)委員 大変残念に思ひます。この場では、委員個人としてのお言葉がいただけない。先生の最初の一回目の記者会見のときの映像もテレビで見えておりましたので、非常に悔しさがにじんでおられたなと思っておりますから、率直な意見、これほど内外から指摘をされているからこそ御意見をいただきましたかと思っております。

本間に、経済統計学会、あるいは弁護士らによる任意団体、第三者委員会報告書格付け委員会、これは評価に値しない、フランクというところで評価、指摘をされた、こういうことが続いているわけなんですね。

こまで来ると、樋口委員長ですとか委員会そ

のもののよりも、この調査を追認している大臣の姿勢がやはり問われると私は思ひます。重要な基幹統計を行う行政機関の長としての責任が全く感じられない。

先ほど、尾辻委員の質問に対する答弁もちょっと驚いたんですけども、指摘されたのは、毎勤改善検討会にずっと出ていた廣松教授が特別監察に入るのをおかしいという指摘に対して、兼業規定にさわるから協力者となったと。その兼業規定にさわるような人を更に特別監察委員のメンバーにして監察させるって、わけがわからないんですね。そこを問題だと思わないところに非常に深刻な問題が横たわっていると思ひます。これは大臣に答弁は求めません。

委員長に求めますけれども、厚生労働省とは独立した第三者委員会の設置について国会として求めていくことを議論したいと思ひますが、お願いいたします。

○富岡委員長 はい。理事会で諮りたいと思ひます。

○高橋(千)委員 では、よろしく願ひします。

次に、姉崎元統計情報部長に伺ひます。

二〇一五年九月十六日の毎勤統計改善検討会の中間報告にある基本的考え方、増減率は、その時点における政策判断や評価をする際に用いられた正しいと判断された情報という表現が使われておりますけれども、これがいわゆる週及しないという意味でよろしいかという確認と、姉崎元部長は何度か、このことを質問されているときに、別に中江元首相秘書官に言われたからとか会ってから考えを変えたのではなく、自分自身が決めた決めたことという確認、それでよろしいのか。

○姉崎参考人 お答えをいたします。

今委員がおっしゃった報告書のところでございますけれども、過去の増減率はその時点では正しい数字だったということで、これは過去にさかのぼって週及改定をしないというところでございます。

それから、前から説明させていただいておりまして、けれども、私自身も、統計ユーザーの一人としていろいろ分析していたときに、サンプルの入れかえに伴って過去にさかのぼって数字が変わってしまうというの、統計を分析する者にとっては大変わかりにくいということで、これは少し改善をした方がいいのではないかという問題意識をかねてから持っていた、こういうことでございます。

○高橋(千)委員 週及改定をしないということが結論であつたということを確認されました。

これは、もともと検討会の開催要綱の中に検討事項というのがあります、サンプル入れかえ時のデータの信頼性及び週及改定の問題点ということで、このこと自体を議論する検討会である、一つではないけれども、そういうふうな位置づけられているということだと思ふんですね。私、これは重要なことではないかなと思つておりますので、確認をさせていただきます。

その上で何うんですけれども、これは大臣に伺います。

野党は、先ほどの山井委員も質問されていましたが、繰り返し、共通事業所の実質賃金を示すように求めてまいりました。それは、昨年九月二十八日の統計委員会において、労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化は共通事業所を重視していくとされたわけで、どっちが正しいかという議論をしているわけではないわけですよ。そうですね。

大臣も、傾向としては同じになると野党の試算を認めているにもかかわらず、これを公表するか否かについて、わざわざ有識者による検討会を立ち上げ、二月二十二日第一回から、既に一月で五回というハイペースで議論をしています。

わざわざ検討会を開く必要があるのか、野党が求めているのは一定の条件のもとという説明をつけさえすれば公表できるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 私は、この議論をずっと聞いて

いて、どこが違うのかなと考えておりました。

要は、ユーザーは、示された統計でユーザーの皆様がいろいろな加工を施す、これはユーザーとして当然だと思うんですね。ただ、我々は統計をつくる側ですから、統計をつくる側とすれば、この統計の指標が果たして、きちんと合理的なものであるか、我々は説明責任もあるわけですから、実は私は、共通事業所系列の問題というのはそこだろうと思つております。

共通事業所については何が問題か、課題として指摘されているか。

景気指標の賃金変化率、これは重視すべきだとなつてから、私はそれぞれ重視していいと思ふんですよ。それから、全体の労働者平均の賃金水準は、名目も実質も出して、時系列を見るようにしている。その上で、共通事業所の問題。

これは、前年同月の共通事業所群と翌年同月の共通事業所群が異なる事業所群になりますから、各月において二つの実数が併存することになるんです。そして同時に、前年同月との共通事業所群を見ますから、月々で、前月と同月、この横の比較が、異なる事業所群なものだから、こういう基本的性格があるので、実質賃金というのは、価格の変動を除いて指数化して経年変化を見るというのが実質化の意味ですから、ここは経年変化を見る指数化にはなじまないという課題が存在いたします。それで、専門家に検討をお願いしている、こういうことであります。いろいろ課題がありますけれども、そういうことであります。

○高橋(千)委員 どうしてこのときだけ統計メーターとしての説明責任、そういうことを言うんですか。十五年間もデータに穴をあけておいて、それがなぜなのかわかりません。そういうこと、今だって、それで、このときだけ、しかも条件をつけて、わかつた上でやっていると議論して、出せるか出せないかわからないと延々と議論しているんですか。全くおかしいです。(発言する者あり)そうです。時間稼ぎとしか言いようがありません。

今大臣が説明したのは、資料の③につけてありますけれども、月によって共通事業所が少しずつ減っていくんだという説明を、わざわざこれは厚労省が説明しているんです。でも、共通事業所というのは、縦の比較ではなくて横の比較なんですよ。前年の同月と比べて共通事業所がどうなつたかというのを見るために参考値をとることを議論してきたんじゃないですか。それを、何でそういう、話をこつちやにするんですか。そう言わなきゃいけない。

これは、もう一回資料の②に戻ってください、平成三十一年三月六日、閣議決定ですよ、継続標準による参考指標を三十年度以降も継続して公表するとわざわざ閣議決定して、この参考値のやり方を大事にしてきたんです。

それで、この資料では、振出しは二〇一六年、平成二十八年の三月二十四日の第四回経済財政諮問会議で統計委員長の発言であると整理をされているんだけれども、実際はもっと前から、二〇一四年度統計法施行状況に関する審議結果報告書、未諮問基幹統計確認関連に繰り返し出てくる。つまり、それまでの長い議論があつて、共通事業所については参考系列として提供していくことが検討事項とされてきたということなんです。

この点を総務省に確認します。

○横田政府参考人 今御指摘がございましたように、統計に関しまして、統計委員会におきまして、未諮問基幹統計の審議ということで、平成二十七年から議論が進められてまいりました。

その中で、毎月勤労統計調査に関する、平成二十八年三月二十二日、統計委員会報告書の中に御指摘がありますけれども、それに至る審議の過程で、ローテーションサンプリング導入に際して、共通事業所系列による前年同月比の公表が望ましく、検討すべきとの指摘が行われておりました。この統計委員会の指摘を踏まえまして、平成二十八年十一月の調査計画変更に係る諮問を受けた審議におきまして、厚労省から、平成三十一年一月分調査結果から、賃金・労働時間指数について、

継続指数を作成し、参考系列として公表したい旨の説明がなされました。平成二十九年一月二十七日の統計委員会答申もこれを適当としたものというふうになつておまして、今後とも継続して公表されるというふうな理解しておるところでございます。

○高橋(千)委員 今答弁があつたように、今後とも継続して公表するというのが確認をされて、ずっと議論をしてきたわけですよ。

ギャップが生じて週及しないということを検討会で決めた、さつき姉崎元部長がお話しいただきました。結局、それを補うために参考系列というのは必要なわけですよ。いろいろなやり方、ローテーションサンプリングにするかどうか、本当は細かく、一年に何回も変えていっただけ問題ないんだけれども、お金がかかるねとか、そういう議論もしていましたよね。そういう議論をずっとする中で、でも、週及をしない以上はやはりギャップがあるよ。でも、そのギャップの意味をきちんと参考系列の指標を示すことによって補う、そういう議論がされてきたのではないかと、ここを確認したいんです。

だとすれば、この共通事業所の持つ意味をきちんとやはり公表する、つまり、実質賃金でも見ること何のためらいがあるのかということが言いたいわけなんです。

検討会が、検討会というのは今の共通事業所の是非の検討会ね、立ち上がった同じ日に、二月二十二日に平成三十年分の毎勤統計の確報が公表されています。どうしてここに、一年間を通してとり続けた共通事業所のまとめがなかったんですか。先ほど山井さんが指摘したやつ。それは、名目賃金ですら発表しなかった。なぜですか。こういう議論があつて出してきた数値、これからは出すと言っている数値、それを、なぜ一年たつたら出せないんですか。

○根本国務大臣 共通事業所系列の意味として経緯は、委員がお話しのとおりであります。そして、問題は、課題は、共通事業所系列とい

うのは、景気指標として月々の振れ、これは確かに見ております。そして、これを実質化できるか、あるいは年平均という形で示せるか、これが実は検討会でも大きな課題になっていて、先ほどの繰り返しは避けまされども、共通事業所の持つそもその特性がありますから、繰り返しは避けまされども、前年同月、翌年同月、異なる共通事業所群になるので、これをどうやって年平均で出せるか、縦はいいんです、そこが統計的、専門的に大きな課題として指摘されておりますので、これは、この一点だけ申し上げましたけれども、検討会で専門家に検討をしていただいているということでもあります。

○高橋千一委員 検討会で大きな課題となりましたと今おっしゃいました。でも、検討会で課題が出てから皆さんが答えているわけじゃないんです。厚労省が野党合同ヒアリングで何度も答えてきたことを、検討会で同じことをまとめているだけなんです、五回もやって。先ほど山井さんが紹介した論点整理は、全部、野党合同ヒアリングで屋敷参事官が答えたことです。何のためにやっているんですか。厚労省が言いたいことを認めさせているだけじゃないですか。

長年にわたる統計不正がなぜ起きたか。真実に迫る姿勢もなければ、不都合な数字は発表もしない、これこそがアベノミクス偽装であり、安倍政権の姿勢そのものです。大臣も潔くそのことを認め、しかるべき決断をするべきだと指摘をして、終わります。

○富岡委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十一時五十分休憩

午後二時七分開議
○富岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。串田誠一君。
○串田委員 日本維新の会の串田でございます。きょうは勤労統計の質疑の集中ということで

ございますが、いろいろと議論がなされている中で、行政が非常にこれで引き締まって、こういったようなことがないというようにすることであれば本当にありがたいのですけれども、きのう、大手新聞に掲載されましたけれども、環境省の動物愛護管理法関連で、七週と八週が非常に今、超党派で議論されて、法律を成立させようとしているときに、環境省が提出してきた資料で、なかなかこれが進まない。ところが、その資料が間違っていた。引用元の本来その引用が何も記載されていないし、その資料に関する関連が常識であるんだというように対して、学界ではそんな常識はないんだ、そういう指摘をされて、訂正文を出したばかりなんです。それはきのう発表されたばかりなので、全く、そういう意味では、反省しているのか、やる気があるのかというところはやはり問われなければならぬと思うんです。

そういう意味で、統計というのは、連続性、前と比べるから初めて統計ということになると思うんです。この連続性に関して、どのような重要性を感じているのか、まずはお聞きをしたいと思います。

○根本国務大臣 統計調査においては、正確性ととも、過去の比較という観点から、連続性が大変重要であると認識しています。

そうした中で、毎月勤労統計において不適切な取扱いが長年にわたって続けられ、また、そのうち平成十六年から平成二十三年までの期間については、必要な資料が見つかっていないため再集計ができていないことについては、大変遺憾であります。

○串田委員 今大臣も連続性の重要性というのを述べられたんですが、私の地元、神奈川県に有名な駅伝、東京と神奈川の箱根駅伝というのがあるんです。これは全長が二百十七・一キロ、こっちは、青学が五連覇するんじゃないかということだったんですが、東海大学が、大会新記録、十時間五十二分九秒ということで優勝したんです。新記録というのはどうということかという、こ

れまでの記録と比べるから新記録なんですね。じゃ、この比べた記録というのはどれと比べたのか。九十五回なんですよ、今回の大会は。

ところが、この箱根駅伝の通過地点のところに、函館洞門という非常に有名な通過地点があるんです。これは一九三一年に設立をされたんですが、もう老朽化して、二〇一五年から通行できなくなつたんですね。それで、函館洞門のバイパスを通るようになった。これで、二十メートル弱、十八メートル何とかぐらいいちよつと延びたんです、秒数でいうと三秒から四秒。さあ、それで、どうするかということなんです、これまでの記録は。

ここには、五区に、東洋大学の柏原竜二さんという、一時間十六分三十六秒という偉大な記録があるんですよ。この記録は正式記録としてさすがに残すべきだという意見があったんですが、結果的に参考記録にしただけですよ、五区を。五区が参考記録なら、六区も参考記録です。それだけじゃなくて、往路も復路も総合も全部、第九十回までの記録が全部参考記録になったんです。ですから、九十五回の今回の新記録というのは、わずか五年間だけの新記録なんです。九十五回の歴史の中で九十回は、わずか三秒から四秒、割合でいうと〇・〇〇〇一八%なんです、二百十七・一キロに対して、この二十メートル弱延びたということ、だけれどもこれを参考記録にしたのは、同じ道じゃないからなんです。

そういう意味で、記録というのを比較するときというのはそれだけ重大だということであるにもかかわらず、今回は、全数を抽出にしたりとか、復元をしたりしなかったりとか、そういうことをしながらも比較をしていったというのは、ほかのスポーツ業界にしても何にしても、余りにもさうじゃないかというふうに思っています。

問題は、これを、どういうふうにかババナスを解決していったらいいのかということなんです。か、ババナスできるんでしょうか、お聞きを

たいと思います。
○根本国務大臣 組織のガバナンスというのは非常に大事だと思います。

二月二十七日に特別監察委員会を取りまとめられた追加報告書、これにおいては、今回の問題について、公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さ、幹部職員の公的統計に対する無関心、組織としてのガバナンスの欠如などが厳しく指摘されております。このことについては真摯に受けとめております。

その上で、これからどう再発防止策を講じていくのか。監察委員会でも、幹部職員も含めた統計の基本知識の習得や意識改革の徹底、ガバナンスの強化を目的とした管理職を含めた研修の強化など、八項目にわたる提案をいただいております。毎月統計をめぐる事案等によって、公的統計への信頼を始め、厚生労働行政に対して国民の皆様への不信感が高まっております。統計に対する意識とともに組織のガバナンスが問われていると思えます。

個人レベルで法令遵守の意識を徹底することはもとより、統計部門の組織や業務の改革だけではなく、厚生労働省全体が国民の視線を忘れず、これに寄り添った行政をできる体制を構築していかなければならないと思っております。

このため、次の三点を柱とする改革案の策定に早急に取り組みたいと思っております。

一つは、統計に関する認識、リテラシーの向上であります。例えば、全職員に対する統計研修の実施や、他府省や民間の統計専門家などとの人事交流などが考えられると思っております。

二つ目は、統計業務の改善であります。統計の調査内容の正確な公開や利用者の視点に立った統計の見直しなどが考えられます。

三つ目は、組織の改革とガバナンスの強化。統計を外部有識者により審議する仕組みの強化や、民間人材の活用、内部組織の強化等が考えられます。

これは、私が先頭に立って、厚生労働行政の重

そこでちょっと質問はわかりますが、今回の全数調査と抽出調査ということがありますが、今回の統計学的には今、抽出調査もかなり精度が高いというふうに言われているんですね。それなのに全数調査にしている。だから、ある程度のサンプルをとれば正確に数字が出るんだというのが統計学的に出ているから、安易にそういうふうにしてしまったんだと思うんですが、今回の件で、全数調査にし続ける意味というのをしっかり理解しているのか。そうでなかったら、もともとは抽出

○串田委員 もう一問実は質問したかったんですけど、今終わりの紙が回ってきそうなんです、箱根駅伝というのは、金栗四三、今「いであん」で有名になっていますけれども、この方が紹介したのは箱根駅伝の一番のスタートなんです

本質的な問題は、私、十分しか時間がございませんので、端的にお聞きをしたいと思います。前回、毎勤統計不正調査のみならず、賃金構造基本統計問題に対して三月八日に総務省の行政評価局の緊急報告がなされました。この中で、厚生労働省の危機管理対応の不備、違法意識の欠如と事な

かれ主義の蔓延、組織と運営体制を見直してガバナンスを高めることが必要、これは本当にぼろぼろ、ぼろぼろに言われているわけです。大要恥ずかしい指摘だと言わざるを得ないというふうに私は思うわけです。

大臣には、この率直な受けとめとともに、統計を学術的に高めていくことはありますけれども、過去にもさまざま、厚生労働省でいろいろな問題が起こり、職員の意識改革等をされてきたわけですが、そもそもぼろぼろに言われてしまいう、なぜ厚生労働省はそうなってしまうのか、その本質的なことについて大臣はどうお考えになつてゐるか、お尋ねいたします。

○根本国務大臣　まず、今回の統計問題、私は誠実に答弁しているつもりです。つまり、統計というのは非常に専門的、今回、統計が極めて専門的なものから、その説明をきちんとしたいと思つて私は説明をしておりますが、ここは少しきちんとしたやりとりをぜひしたいなとも思つております。

そして、その上で今、違法意識の欠如、事なかれ主義の蔓延、厳しく指摘されました。そして、公的統計の意義や重要性に対する意識の低さ、あるいは公的統計に対する幹部職員の無関心、組織としてのガバナンスの欠如、これが指摘されております。

私は、こういう問題の根本的な原因、大事なものは、厚生労働省全体が国民の日々の生活に思いをいたし、国民に寄り添う行政を展開していくという姿勢を十分に持てていなかったことがあると思ひます。

個人レベルでは、当然のことですが、公務員ですら法令遵守の意識を徹底する、これは当然として、統計部門の組織の改革だけではなくて、省全体が国民の目線を忘れずに、国民に寄り添った行政ができる体制を改めて構築していかなければならないと考えています。

そして、具体的に、今回の事案の反省に立つて、統計への信頼回復や再発防止に向けて、次の

三点を柱とする改革案の策定に早急に取り組みたいと思ひます。

一つ目は、統計に関する認識、リテラシーの向上。例えば、全職員に対する統計研修の実施や、他府省や民間の統計専門家などとの人事交流等が考えられます。

二つ目は、統計業務の改善。統計の調査内容の正確な公開や、利用者の視点に立つた統計の見直しなどが考えられます。

三つ目は、統計の改革とガバナンスの強化であります。統計を外部有識者により審議する仕組みの強化や、民間人材の活用、内部組織の強化などが考えられます。

厚生労働省として、統計に対する姿勢を根本から正し、再発防止を徹底するとともに、しっかりとした組織のガバナンスを確立していきたいと考えています。

○中島委員　今のほうは何度も何度もお聞きしている内容で、私がお聞きしたのは、例えば二〇一六年も年金個人情報流出があったりとか、一八年には裁量労働制にかかわる不正な労働時間の調査、昨年ですね、そういう問題のたびに、職員の意識改革、ガバナンスの強化、一番最後におっしゃいました。そもそも、どうしてこういう、先ほど、総務省行政評価から言われたと。このときも、昨年の裁量労働制の不正な調査のときも、組織風土の問題は根深いというふうになつておると思ひますし、そのたびにガバナンスの強化を言われ続けているにもかかわらず、また今回、こういう状況を起こしてしまつた。

今指摘された違法精神の欠如と事なかれ主義の蔓延、これはどう正していくつもりなのか、具体的ににお示しいただきたいと思ひます。

○根本国務大臣　法令意識の徹底が指摘されていますが、例えば、全職員を対象とする公務員倫理等に関する研修などを実施し、自主点検を徹底する、あるいは、新任管理職研修において職員管理として法令遵守の徹底を求めているところでありますが、それでもなお今回の事態に至つてゐるこ

と、改めて真摯に反省して、コンプライアンスの一層の徹底を図る必要があると考えています。

それから、先ほどのことに加えて言えば、厚生労働省として、統計に対する姿勢を根本から正し、再発防止を徹底するとともに、業務量の増大に適切に対処できる体制を整えるなど、厚生労働行政の重みに対応したしっかりとした組織のガバナンス、これが必要だと思つております。

○中島委員　従来から、幹部研修を始め、違法に関してさまざまやられていると思ひます。それにもかかわらず、また再度起こつてゐる。これは本当に根深い話だと思ふんです。

そもそも、今回の毎勤統計不正調査に至つては、根本大臣が昨年末に報告を受けながら来年度予算を承認してしまつたり、年が明けて報道が広がった瞬間に、すさまじいスピードで一月二十二日の調査結果、そして、二十四日の本委員会、監察委員会がお手盛り調査、第三者性が全く保たれていない調査。この行動自体が、根底、その疑念にかかわつてゐると私は思ふんです。厚生労働省の根深い体質を改善していくために、根本大臣みずから先頭に立つてと言ひますが、その大臣が、この経緯の中、初動動作でまさにそういう行動をとつてしまつたということが私は根底にあるというふうに思ひます。

そういう意味で、二十四日に素早く関係の処分を示されたわけですが、今回、追加調査の結果も、私としては、先ほど来委員が御指摘しているとおり、第三者性が保たれてゐるとは言えない追加調査の結果でありますので、二十四日に発表された処分について、その処分が妥当だと考えているのか、それとも今後処分の内容が変わるのか、それだけお聞きして、質問時間が来ましたので終わりにしたいと思います。

○根本国務大臣　私の一連の対応についてのお話がありました。

簡単に言いますと、十二月二十日に初めて私は報告を受けました。だから、経緯、原因等について、速やかに徹底的な調査を行うように指示し

た。そして、その時点では、例えば事案の具体的な内容や影響が明らかになつておりませんから、十二月二十一日に政府予算案が決定された、これは予算案との関係性を判断できる状況にはなかつた。

私は、とにかく徹底した調査をやれと指示して、精力的にやらせたつもりです。そして、十二月二十七日に、統計を復元してゐなかつた結果、統計上の賃金額が低目に出ていた可能性がある、国民経済計算や雇用保険、労働保険給付等への影響の可能性のある旨報告を受けて、私から影響について見定めるよう指示しました。

そして、事務方で精力的にやらせた上で、ここは簡単に言いますが、一月十一日にこれまでの調査によつて一定の結果が取りまとめられたので、事案の概要や雇用保険、労災保険の追加給付が必要となる旨、これは具体的な数字がもう上がつておりましたので、今後の対応等について公表し、要は、年末年始から精力的にやらせました。そして、報告書も出された。

一月二十二日に行った関係職員の処分については、同日の特別監察委員会の報告書を踏まえ、これはずつとヒアリングを続けてきていますから、我々、監察チームで年末から精力的に。ですから、厳正に実施したところであります。

現在、二月二十七日にまとめられた追加報告書について、事案を十分に精査しているところであつて、処分の要否等についてしっかりと検討していきたいと思ひます。

○中島委員　長々答弁されましたが、私が言ひたいのは、要するに、大臣が一生懸命やつたということよりも、結果的に第三者委員会はお手盛り調査であつて、その結果、国民全体の疑念が蔓延しているということの当事者意識をぜひ持つていただきたいということとを述べて、質問を終わります。

○富岡委員長　次に、国光あやの君。
○国光委員　茨城六区の国光あやのでございます。

本日は、毎月勤労統計の集中的な審議ということでございますので、まず勤労統計問題からぜひお伺いをさせていただきたいと思っております。

先ほど各委員からの御質問もありましたけれども、真相究明というのは本当に確かに大事なことでございますが、私、思いますのが、地元の茨城の皆様方の御意見を伺ってまいしても、また国会での審議を聞いてまいしても、国民の皆さんが今必要と思われていることは何でしょうか。

追加給付、これは起こっちゃいけない問題です。猛省すべきだと思います。ただ、実際に七十六万人ほどの方、これは雇用給付ですね、それとまた労災の方は二十二万人の方がもらい損ねているという状況があるわけです。追加給付、これを早くちゃんとしてくれ、必ず届くようにしてほしいという御希望があることと、それから、厚生労働省は一体どうしているんだ、一体この問題は何かなんだ、同じ問題を起こさないでくれというふうな御意見、空気というのを私は非常に感じます。

その点をまず質問させていただきたいと思うんですが、きのう三月十八日から、この追加給付がどうとうスタートいたしました。私、この追加給付の対象の方にぜひ円滑に情報が行って円滑に給付されるということが、まずもって厚生労働省の一番の反省の成果となるのではないかと思います。

この点につきましてはいかがな状況になっているか、きのうから始まっているわけでございしますから、御答弁をお願いしたいと思っております。

○上野大臣政務官 委員御指摘のとおり、雇用保険給付を現に受給している方の将来の給付分については、昨日から、再計算された適正な額でのお支払いを行っております。

あわせて、雇用保険、労災保険、船員保険の追加給付について、現在の連絡先を特定できない可能性がある一部の方を主な対象に、御自身で氏名、生年月日、住所などの情報をインターネット上で登録できる、追加給付に係る住所情報等登録フォーム、また、雇用保険の基本手当の追加給付について、受給開始時の年齢や離職前の平均月

収、受給を開始した時期を入力することで大まかな額の目安を簡単に計算できる簡易計算ツール、これを厚生労働省のホームページに開設したところであります。

今後とも、さまざまなツールを活用し、国民の皆様への不安を解消するとともに、これは既にお示しをしておりますけれども、工程表に基づいて国民の皆様に対して必要な追加給付を円滑にお支払いできるように、全力で取り組んでまいります。

○国光委員 政務官、ありがとうございます。いろいろな手段で、ツールでこの追加給付の広報をされているということは、今お伺いいたしました。ただ、実際に厚生労働省がされているという広報が国民の皆様へ届いているのかということは、また別問題なのかなというふうに思います。

例えば、今回の追加給付の話、私もちょうど先週末に、地元でも恐らく対象となっているであろう濃厚に思われる皆様と意見交換をさせていただきました。ただ、あしたから、三月十八日から追加給付が始まるんですというお話は、ほとんど余り知られていない。

厚生労働省の行政でよくあります。大事なことを一生懸命広報されている、それは厚生労働省のホームページやツイッターで宣伝しているのはわかりますが、誰がそれほどそれを見ているのでしょうか。リーフレットが配られているのもわかります。ただ、それは山積みになっていませんか。一生懸命やられている広報のプロセスが、大事なことは、国民の皆様、特に困っている方々に対する対象者の方に届くことだというふうに思います。

例えば、この追加給付以外にも、虐待がこれだけ騒ぎになって、これだけ各与野党を超えて一生懸命やろうとされています。一番、一人一人の国民の方ができることというのは何でしょうか。「いちはやく」、「一八九番に電話をする。そうしたら、誰だって個人情報特定されずに児童相談所につながつて、支援の網の目が、セーフティーネットが広がるかもしれない。とても大事だと思います。

ただ、この「いちはやく」、「一八九番、認知度はどれくらいでしょうか。(発言する者あり)ありがとうございます。調べましたら、アンケートではたった一〇％。いや、一〇％も私はいんじゃないかなと思います。

私、自分の例えば地元で、国政報告会とかいろいろな集まりで、一八九を知っている方はよく聞きます。そうしたら、例えば国政報告会に集まってくる方は、基本、結構意識の高い方々ですよ。必ず、虐待は本当に何とかしてあげてほしい、国光さんとおっしゃいます。ただ、一八九はほとんど知られていません。百人に聞いても、手を挙げるのは数人です。ぜひこういう状態を変えていただきたい。

さらに、例えば、私はもともと医師ですけれども、お医者さんからよく言われます、診療報酬、介護報酬、改定のために分厚くなります。今、これが診療報酬の本ですけども、年々大体五ミリぐらい厚くなっているんじゃないでしょうか。これでわかれというのは結構無理だと思えます。

しかも、通知が出るのは、四月スタートなのに三月三十日。レセプトのソフトを変えるのも大変です。こういう状況は非常に国民を苦しめているんじゃないかと思えます。

ぜひこのあたり、厚生労働省の今回の追加給付もそうです。認知度はまだ不足しています、虐待もそうです、もうちょっと今までのやり方より新しい形で取り組んでいく必要、小泉進次郎部会長を始め一生懸命取り組まれているPTもございしますけれども、実効性のある形でやはり組織的にやっていかないと根づかないと私は思います。ぜひその辺、御答弁いただければと思います。

○上野大臣政務官 まさに委員御指摘のとおり、厚生労働省の各種施策は国民の生活に密着しております。丁寧にわかりやすくお伝えする必要があるというふうに考えています。

厚生労働省の広報室の中に、分かりやすい広報指導室というものを設置しています。ここにPR会社の出身の方等を配置して、各局が作成するプ

レスリリースやパンフレットについて、タイトルを工夫してニュースのポイントをわかりやすくする、また言い回しなどの表現を簡素化するという点を始め、わかりやすく、読みやすくなるように必要に応じてアドバイスを実施するとともに、広報実務を担当する職員への研修等も実施をしております。

さらに、戦略的な広報を展開するために、記者や民間企業の広報部長さん、PR会社等に講師をお願いして、広報力を向上するための研修を実施しております。また、最近では、ウェブを活用した広報や、記者から見た厚生労働省の広報をテーマに実施をしたところであります。

さらに、各局に広報委員を配置しています。戦略的広報を展開するための企画などを担うこととしています。

しかしながら、まさに今委員御指摘のとおり、施策が十分に知られていない、対象者に対する働きかけが弱い、さらには内容が専門的でわかりにくいといったさまざまな声をいただいているというところは認識をいたしております。広報の取組を充実させつつ、継続的にやっていくことが必要と考えております。

このため、引き続き、各局に配置をしている、先ほど申し上げました広報委員を広報のかなめとして活用することを基本としつつ、広報委員が各局における広報をわかりやすく戦略を持って行うことができるよう努めてまいります。具体的には、広報に関する研修メニューについても、広報の基礎知識のみならず、危機管理事例や広報の好事例、先進事例などを取り入れるなど内容を充実するとともに、分かりやすい広報指導室、これも先ほど申し上げました、こことも十分連携できる体制を構築するなど、国民の皆様に必要な情報がわかりやすく届くようにこれからも努めてまいります。

○国光委員 ありがとうございます。ぜひ、戦略的な広報、実際に国民に届く形でゴールが達成されることを心からお祈りしております。

この毎月勤労統計の問題、広報以外の話で、私、これは本質だと思ふんですけれども、厚労省はやはりちょっと問題が多過ぎる。ここにいる恐らくほぼ一〇〇%の方が同じくそう思っていると思います。(発言する者あり) ちょっとじゃないという御意見もあります。これは何で起こるんでしょうか。

私、自分自身が厚労省にいたこともありますので本当に思いますが、組織体質もそうです、組織のガバナンスもそうですけれども、職員の例えばマンパワー、そしてまた、特に今回の統計問題はそうだったかもしれないけれども、職員の資質の問題、こういうことをやはりきちんと正して対応していかなくちゃいけない。これはやはり与党である立場としてもぜひ取り組んでいかねば、国民の負託に應えることができない。今後も同じ問題が起り得るんじゃないかというふうな危惧を多くの方が持っていると思います。

そこで、大臣、根本大臣も連日大変お疲れのことだと思っておりますが、それもこれも、やはり厚労省の組織を強化して厚労省を立て直して、国民のために、同じような問題を起さないような厚労省に変えていくということが非常に重要ではないかと思ひますけれども、その点、ぜひお伺いさせてください。

○根本国務大臣 私、今回の事案、そして私の就任以来いろいろ課題がありましたから、それをこなす中で、特に今回の問題で、私はきちんと、今、厚労省の業務量の拡大に伴って、人員体制もかなり厳しいというお話をいただきました。そういうこともあるだろうと思ひます。とにかく、この際、厚労省の現状を総点検して、再点検して、そして厚労省のガバナンスの強化に具体的にに取り組んでいきたいと思っております。

私は、これまで半年間、大臣をやってきましたが、私も半年やって、どういうところに問題があるか、課題があるか、私なりに体験しておりますので、これは魂を据えて、厚労省の組織改革そしてガバナンスの強化、厚労省のメンバーも、そも

そも厚労省の仕事がやりたいという熱い思いで入ってきた若手そして今働いている人間もたくさんいますから、彼らの力を引き出して、しかし、厚労省としてこういう改革をする、国民の信頼を回復する、政治家として私も二十数年やってまいりましたが、これはしっかりと取り組みたいと思ひます。

○国光委員 ありがとうございます。

ぜひ厚労省の改革、ただだけでなく、前向きな改革を通して国民の負託にしっかりと向かふことができる厚労省、一般会計予算も三分の一が厚労省でございます、答弁回数も委員会の時間数も、圧倒的に厚労省がどの省よりも多い、そういう中で、しっかりと国民のためになるような厚労省に、大臣のリーダーシップを心から期待しております。

続きまして、厚労省の特に社会保障制度。

今回の統計問題、雇用保険や労災保険の話もございしますが、私、以前から非常に気になっていること、社会保障制度というのは、当然ながら、税金や保険料を皆様の本当に暮らしからいただいて、それをもとに運営されているものでござい

ます。例えば、今の消費税の問題。ややもすると、消費税を上げること自体、上げてどうなるのか、経済影響はどうなのかとか平準化対策だとか、そういう話を中心の議論になっております。

それはそれで大事なことでございしますが、私、非常に重要だと思ひますが、本来何で消費税を上げるのか。上げるのは、当然ながら、社会保障、厚労省がつかさどっておられます年金、医療、介護、そしてまた子育てのためにござい

ます。今回も、例えば低所得者の方に年金や健康保険の御支援をさせていただく、そして、さらにまた経済パッケージで幼児教育、保育の無償化や待機児童対策に取り組むことになりましたが、税をい

ただいて社会保障を充実していくんだ、この因果関係が余り国民にうまく伝わらない。ややもすると、お上に税金を取られるだけというふうなアレ

ルギー的な反応。これにより、時には衆議院を解散したり、時には政権自体の立場が非常に危うくなったりということを繰り返しているのがこの厚労省を取り巻く歴史ではないかと思っております。

継続可能性と関連づけて扱うこととしたところでございます。この学習においては社会保障にかかわる受益と負担の均衡などに触れることとしたしております。

文部科学省といたしましては、今後とも、財政、租税、社会保障などに関する教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○国光委員 ありがとうございます。

そこで、一つ非常にその中で一歩前進だと思ひましたのが、教育の関係でございます。このたび、小中高ともそうでございますが、学校の教育指導要領が変わります。例えば高校。今、公民という教科があります。公民という教科の中で、公共という、一人一人の有権者が、十八歳以上はもう投票できます、有権者が、十八歳以上の方が例えば国家、社会のために何ができるか、その視点を入れていく、その中で、例えば納税者の視点、あるいは領土、領海、領空の話、そういうことを更に入れていくということが決まっております。

これは私は非常に重要だと思ひます。やはり、特に税金は、召し上げられるだけじゃなくてしっかりと社会保障の充実に使われるということを、ぜひ幼いころから、学童期のころ、そして高校生のころから学んでいただきたい、本当にそう思ひます。

ぜひ、その点、今どういう状況になっているかということをお伺いさせていただきたいと思ひます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

子供たちが、持続可能な社会の担い手として財政及び租税の役割や社会保障についての理解を深めることは、大変重要なことだというふうに理解しております。

このため、平成二十九年、三十年に改訂いたしました新しい学習指導要領では、主に小中学校社会科や高等学校の公民科におきましてその内容の充実を図ったところでございます。

具体的には、例えば今先生御指摘の、高等学校公民科に新設いたしました必修科目、公共におきまして、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実、安定化について財政の持

た、上がることに對してアレギーがない。それはやはり、先ほど政府への信頼という話もありましたけれども、信頼感、そして、きちんと支出したものがリターンで返ってくるんだという、まさにおっしゃった、負担いただくことがサービスとして返ってくるんだというふうな実感というものがあるかないかが非常に今後大きいんじゃないかと思ひます。

ぜひ、文部科学省さんにおかれても、しっかりと御協力をいただけるようにお願いを申し上げます。

続きまして、恐縮ながら、ちょっと話題をかえさせていただきます。

私、もともと医師でございます。医療現場で最近非常に不安といひますか、やや混乱が起っている点、実は先週、橋本岳委員も御質問をいただきました、医師法の関係で、異状死の届出に関する通知、これはバックに医師法二十一条という長年よく議論になる条項がございすけれども、こちらの通知が出ました。

これにつきまして、橋本委員への先日の御答弁では、こちらは既存の解釈を超えるものではないです。現場では、新解釈じゃないか、外表だけを見て届出をすればいいという外表異状というこ

とがかなり一般化されて捉えられていた嫌いもありますが、これを越えるものではないか、新規解釈かというふうなお話もありましたが、そういうものじゃないですという御答弁をいただきました。さらに、基本的に医師が現場現場の状況を踏まえて個別に判断をするものだ、それが基本だというふうな御指摘がありました。

私、それはそれで、橋本岳委員に対する御答弁は非常に評価をいたしたいと思いますし、一定の現場に対する理解というものが少し示されたのではないかとこのように思いますが、ただ、この点、非常に議論の多い、歴史的ないろいろな議論があることは承知しておりますが、最近私、このような意見も聞きます。

現場の医師が一番困ることは何でしょうかという、目の前の事象、亡くなっています、異状死かどうかわからないけれども亡くなっている。これを届けなかったですと。そうしたら、御存じのとおり、医師法の第二十一条は罰則規定があります。後で、届けなかったから違反として罰則の対象になる。この点が現場の医師としては非常に心配で不安で、一番のストレスになっているという意見も聞きます。

そこで、あえてお尋ねしたいんですけれども、既存の解釈を超えない、医師の個別の判断が基本だ、これはわかります。原則、プリンスホテルとしてわかりますが、実際の運用や現場のオペレーションを考えたときに、届出の基準、何をもちて届けたいのというのが全くなくて、後になって違反だと言われるということはたまらないという御指摘があることも踏まえて、一定の最低ラインの、こういうときは届けましょうというふうな何らかのメルクマールをつくるということも私は考えてもいいのではないかとこのように思う部分もございいます。この点をぜひ伺いさせていたいただきたいと思えます。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘いただきました本年二月八日付の医政局医事課長の通知、「医師による異状死体の

届出の徹底について」という文書でございますが、今お触れいただきましたように、医師が死体を検案するに当たっては、死体外表面に異常所見を認めない場合であっても、死体が発見されるに至ったいきさつ、死体発見場所、状況など諸般の事情を考慮し、異状を認める場合には、医師法第二十一条に基づき、所轄の警察署に届けるということを明らかにさせていただきました。

これにつきましては、今またお触れいただきましたように、異状死体の届出基準そのものではございませんで、医師が異状を認めるか否かを判断する際に考慮すべき事項を示したものです。そして、医師法第二十一条に基づく届出の基準について御指摘をいただきましたけれども、私どもとしては、なかなか全ての場合に適用し得る一律の基準を示すことが難しいという認識に立った上で、個々の状況に応じて死体を検案した医師が届出の要否を個別に御判断いただくことにならざるを得ないのではありませんかということ、これまで同様の解釈に立っておりますが、このような考え方に立つて今運用しておりますが、先日、二月十三日の当委員会において橋本委員から御質問いただきました際の答えにつきまして、この通知の解釈についてはこれまでと変わらないことを含めてお答えさせていただきましたというふうに思います。

さらに、この部分について、いろいろと工夫の余地があるのではないかとこの御提案をいただきました。

まず、私どもとしては、その前にお話がございましたように、今回の通知が、我々の意図ではございませぬけれども、医療現場の方々いろいろな思いを、あるいはいろいろな動きを生じさせてしまったという点については、今回の通知は今申し上げたような解釈、事実関係でございまして、丁寧に説明をいろいろな機会を通じてやらせていただくということを考えたいと思えます。

その上で、さらなる御提案につきましては、これまでの経緯も含めていろいろな議論があるのかと思えますので、我々の中でいろいろな方々の御

意見も聞きながら考えさせていただきたい。今の段階でなかなか、申し上げましたように、一律の基準を示すことは難しいという認識の上に立っているところでございます。

○国光委員 ありがとうございます。現段階ではそのような御答弁になるということは容易に想像しております。

さっきおっしゃった、現場の意見をよく聞かれるということとは、ぜひお願いをしたいと思えます。よく聞く。今回の通知は、やはり私、思いますが、ちょっと確かに突然過ぎちゃったかなというところが混乱を招く。厚生省は、ちょっとさっきの広報の話にも通じるんですけれども、よくありますのが、調整をしておられるつもりかもしれないけれども、一番核心で不安に思っている方々に調整がないまま、そこには届かないまままどく出してしまうって、後で非常に今のよう不安だけあおられていくところがある。その出している内容が仮に真実であり妥当なものだとしても、結果的にはプロセスで失敗してしまうということは何度も恐らく繰り返していらつしやると思えます。そういう調整や段取り、意見をよく聞く、ぜひ建設的で現実的なやり方で工夫をしていただきたいというふうに思います。

関連して、一点、現場の不安とさっき申し上げましたけれども、医師法第二十一条、異状死体の届出の根拠にありますのが、やはり警察の方が、医療、最近では介護の話もよく伺いますが、現場に介入をしてこれられるということが、現場の実体感として非常にストレスであるということ。

私自身も実はこういうことがあったんですけれども、もう十五年ぐらい前になりますが、結果的には特に事故ということではないというふうなところになったんですけれども、一回、警察の方が来られて調査をされるときに、その言動がかなりやばい威圧的に感じます。非常に萎縮してしまうぐらゐの、具体的に胸ぐらをつかみかられたら、あるいは白衣を引っ張られたり、あと机をばんばんたたく。ばんばんたたくというのは、今の感覚

だとバワハラですよというふうな、やはりそういうカルチャーがあったのかなというところが、ずっと都立広尾病院の事件や大野病院の事件やそのほかいろいろなありましたけれども、それぞれの捜査やそれぞれの事実関係の根拠に、やはり警察に対する不安感、不信感、恐怖というものが非常に問題に難しくしてきてしまったということも感じております。

その点、現在どのように認識をされていて、どのような行動を、模範とするような例えば何かルールメイキングはあるのかどうかなど、ぜひちょっと伺いさせていただきたいと思えます。

○田中政府参考人 警察におきましては、医療事故について捜査を行う場合には、この種の事案が医療という専門性の高い分野にかかわるものであることを踏まえまして、事案に応じ、専門的知見を有する医師等の意見を求めるなどして、慎重に捜査を行っているところであります。

今後とも、警察といたしましては、医療の専門性や医療現場の実情等に配慮しつつ、個別の事案ごとに、法と証拠に基づき適切に対処してまいり所存であります。

なお、警察といたしましては、捜査によりいたずらに医療の現場を萎縮させることにならないよう、することが重要であるというふうに認識をしております。一方で、警察は、患者、遺族の方々と直接に接する立場でもありまして、その処罰感情やその他さまざまな声に応じて事案の真相を明らかにする責務を負っているところであります。また、患者、遺族の方々が事前に弁護士と相談の上で告訴、告発をされるというケースもありまして、警察が捜査を行わなければならない場合もございいます。

いずれにせよ、具体的な対応につきましては、個別の事案ごとに、法と証拠に基づいて捜査を行っております。

○国光委員 ありがとうございます。

医療の不確実性、そういうふうなお言葉がありました。医療というものの、もちろん事故はあつ

ちやいけなければ、不確実性は本当にありません。私自身も、いろいろなことを経験してまいりました。

ぜひ、この不確実性のところを客観的、合理的に評価していただいて、捜査という介入行動をされるときに、これまた妥当な介入をしていただきたい。この点をぜひ申し上げて、地域医療に過度の不安を与えないようにお願い申し上げたいと思います。

最後に、またちょっと医療の話で恐縮なんです、これもまた非常に日々ニュースに出ておりますけれども、東京の公立福生病院という病院で、透析の患者さんがおられました、この方がドクターと相談をされた上で透析を中止されて、中止された結果、報道によりますと、一定の苦痛、苦しみを感ぜながら亡くなったという報道があります。

これにつきまして、ドクターのサイド、また患者さんのサイドからさまざまな報道がなされておりますけれども、私、非常に現場を察するに、双方悩みながらの結論になったのかなというふうにも思っておりますが、ある意味、これは本当に、一つの治療法を選択されるときに、どうやって医師が患者さんに説明をして、例えばこの透析も、血液透析以外の腹膜透析だとか腎臓移植だとか、いろいろなオプションはありましたけれども、それを説明されていたのかどうか。さらに、それぞれの治療法で、当然、メリット、デメリットがあります。その点を、医師の恣意性をなくした形で、ノンバイアスな形でちゃんと提示していたのでしょうか、その上で患者さんは妥当な形で選べたんでしょうかというふうなインフォームド・コンセント。

そしてまた、この方は、選んだときは終末期じゃございせんでしたが、結果的に終末期を迎えられ、終末のステージを迎えられ、死に至っているわけございします。そういうときに、どういふふうなあり方が望ましかったのかということ、本当に問ひかける深い話なんじゃないかというふう

うに思っております。

今現在、東京都が調査されているというふうには承知しておりますが、ぜひこういう問題も厚労省が、初め、ちょっとお尋ねしたときは、余り承知していないような回答がありましたけれども、私、それじゃやはりいけないんじゃないかと思うんです。しっかりと厚労省としても対応していただきたい。

そういう意味で、今どういふふうな受けとめと対応をとられるおつもりなのか。東京都が調査されているのは存じ上げていますけれども、その点をぜひお伺いさせていただきたいと思ひます。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

医療の現場におきましては、医療法に、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師等の医療の担い手と医療を受ける側との信頼関係に基づき行われるものではないかというふうな規定されているとおり、今御指摘いただきました中にもございました、医療提供者の方々と患者、家族の方々の信頼関係を築いていただくとともに、適切な説明、インフォームド・コンセントをしていただくこと、まずはそれが重要であるというふうな思っております。

また、透析医療を行っておられることをもって直ちに人生の最終段階ということではないということ、これをまず申し上げたいというふうに思ひますが、その上で、御指摘いただきましたような人生の最終段階における医療、ケアなどにつきまして、本人による意思決定を基本とした上で、また、本人の意思は変わり得るものであるということとを前提に、医療、ケアのチームが家族の方々と繰り返し話し合つて丁寧な対応をしていくということなどを、これまで、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインなどにおいて定めさせていただき、このような形で普及啓発をさせていただいております。

本事業についてというお問合せでございます。お話ございましたように、日本透析医学会あるいは東京都が今調査している段階というふうな

承知をしておりますし、私ども、個別の案件につきまして、現段階においてコメントすることは差し控えていただきたいと思います。これは差も、このあたりの動きについては十分関心を持って私どもとしてもきちっとフォローさせていただくとともに、一般論として、厚生労働省として、信頼関係に基づいた医療や適切な説明が行われる、そして、それぞれに対してきちっとした医療、ケアが行われるような環境整備に努めてまいりたいというスタンスを持って取り組まさせていただきますかと思ひます。

○国光委員 ありがとうございます。ぜひ前向きな対応をお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○富岡委員長 次に、高木美智代君。

○高木美智代委員 公明党の高木美智代でございます。

本日は私が最後のバッターでございます。今国会における重要課題であります毎月勤労統計調査につきまして、共通事業所の賃金指標をめぐる議論につきまして質問をしたいと思います。

まず、毎月勤労統計調査の共通事業所の賃金指標についてであります。

この点につきましては、共通事業所の実質賃金を示せという御意見を耳にすることもあつたわけですが、初めに確認しておきたいのは、毎月勤労統計調査における共通事業所の位置づけでございます。

毎月勤労統計調査の結果につきましては、月の上旬に速報値、下旬に確報値が発表されております。そこで、配付資料のページをのぞいていただきたと思います。この一ページのところで、これを見ていただきますと、これは、参考資料、毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供について、三月八日に発表された一月份結果速報の十三ページに当たります。共通事業所に関するページでございます。

この中の、下線を引いた部分、注の二を、小さな字で恐縮ですがのぞいていただきたいと思います。

「共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となつた調査対象事業所のことである。」とされております。更に説明がここに加えられておりますが、先ほど議論がありましたとおり、ここは省かせていただきます。

そこで、こうした共通事業所につきましては、全ての調査対象事業所を集計対象とする本系列とは異なる特性があると考えております。そうであれば、そうした特性が実質賃金の算出に影響するのではないかと考えます。その点、まず厚生労働省から説明をしていただきたいと思います。ゆつくりと、はっきりと答弁をお願いしたいと思います。

○藤澤政府参考人 お尋ねの毎月勤労統計の共通事業所でございますけれども、これは、調査対象事業所の部分入れかえを平成三十年の一月から開始をしたことに伴ひまして、共通事業所の集計値を参考値として把握をして公表しているものでございます。

特徴についてのお尋ねでございますけれども、三点あるかと思ひます。

一点目は、毎年事業所の一部の入れかえがありますために、前年のある月とことしの同じ月の共通事業所と、ことしのある月と来年の同じ月の共通事業所とは中身が異なりますために、一つの月に二つの賃金額が存在をし、何を基準として時系列で賃金を比較するのか決めがたいこと。

二点目といたしまして、比較的经营が堅調な企業が多い一方で、新設の事業所は共通事業所の調査対象とならないことなどから偏りがある可能性がございます。必ずしも日本全体の事業所を代表した賃金額とは言いがたいことという特徴があるかと思ひます。

三点目でございしますが、毎月勤労統計の賃金の本系列と比べまして、標準数が少なく、また標準誤差が大きくなることといったような、今申し上げました三点の特徴があつたかと存じます。

○高木(美)委員 関連しまして、もう一つ伺わせていただきます。

政府は実質賃金を公表しようとしないうといった批判の声もあるわけです。この配付資料の二ページ、裏を見ていただきたいのですが、これは時系列表第六表、左の上でございいます。実質賃金指数でございまして、これはきちんと公表されております。

この点についても、厚生労働省から説明をしていただきたいと思ひます。

○藤澤政府参考人 先ほどの繰り返しになりますけれども、毎月勤労統計の賃金系列につきましては、従来より全事業所を対象とする本系列を作成をしています。平成三十年一月より、サンプルの部分入れかえ方式、ローテーションサンプリングを導入のとあわせまして、共通事業所の集計値についても参考値としてお示しをしているところでございます。

今申し上げました共通事業所の実質賃金につきましては、専門的に検討すべき統計上の課題がございまして、現在、有識者を参集した検討会において御議論をいただいているところでございます。

他方で、御指摘の本系列の実質賃金でございすけれども、これは、従来より、毎月、速報値と確報値の双方について国民の皆様にしつかりとこれまでもお示しをしておりますところでございす。労働者全体の実質賃金を公表することに私どもとして後ろ向きといったようなことはございせん。今後とも積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございす。

○高木(美)委員 今、政府の答弁を聞きまして、三点、私なりに考えております。

一つは、共通事業所における賃金につきまして、実質化、すなわち物価変動を取り除いて時系列比較をする上で多くの難しい問題があるということ。

これは、今、藤澤政策統括官からお話がありましたとおり、特に、各月に二つの賃金額が存在をするわけで、昨年同月の事業所群とことしの同月の事業所群はそれは同じであるので比較はでき

る、しかしながら、ローテーションサンプリングです。このしとの同月と来年同月の共通事業所群はそれは異なるのだと。

したがって、一月に二つの数字が生まれてくるという今のお話ですが、ということは、これからどんどん一月に二つの数字がずっと並んでくるということでございます。したがって、長期的なこうした指数化であるとかまた実質化であるとか、果たして可能なものかというところは、率直に私自身も考えるところでございます。どうなのかというふうに思ひます。なかなか難しいところがある、今も確認をさせていただいたところでございます。

あわせて、そこに新規に入ってくる事業者がなかなか入らない。特に、これを果たしてそのまゝ日本を代表する賃金というふうにしていいのか、こういう答弁でした。また、あわせて、標準数も少ない、誤差率が大い、こういう点を今確認をしたわけです。

そういうことを考えますと、二点目としては、政府では先月から専門家を参集した新たな検討会を開催していらっしゃる、中間取りまとめに向けて精力的に議論をされている、この点については、この検討会をしつかりやっていただきたいと思ひます。今後の見通しについて、これは通告していませんが、もし可能でしたら答弁をお願いしたいと思ひます。

○藤澤政府参考人 御指摘の検討会でございすけれども、二月の二十二日以来、統計の専門家などを参集いたしました検討会を開催しているところでございす。

共通事業所の名目賃金について、実質化、すなわち価格変動の影響を取り除くことにより長期的な賃金価値の推移を示すことが可能なのか、現在、鋭意御議論をいただいているところでございす。

この検討会におきましては、委員の方々には精力的かつ速やかに議論を深めていただいているところでございまして、三月中をめどに中間的な取りまとめを行うよう努力をいただいていると

ころでございす。

○高木(美)委員 しつかりやっていただきたいと思ひます。

そして、三点目ですが、そもそも、実質賃金指数は現在でも本系列で公表されている、広く提供されているものである。こうした点について、今、三点にわたりまして私は確認をさせていただきまして。

既に本系列の実質賃金指数が公表されている中で、さまざまな課題を抱えた共通事業所の集計値について、本当に実質化する作業が必要なのかどうか、これはまさに統計技術的な専門的な話でありまして、これを私はいたずらに政争の具にするようなことがあつてはならないというふうに考えております。

厚生労働省には、ぜひ、有識者の意見を十分に聞いた上で、基幹統計である毎月勤労統計調査の内容について、統計技術的かつ専門的な視点からきちんと説明できる対応を求めたいと思ひます。検討会をしつかりと回していただきまして、わかりやすい結論、また、そうした表現でお示しいただきたいと思ひます。

そこで、次の質問に移りますが、改めて、配付資料の二ページをごらんいただきたいと思ひます。

ここでは、本系列の現金給与総額が出ております。これは、平成二十七年がマイナス〇・八％、二十八年はプラスに転じてプラス〇・八％、二十九年は再びマイナスに転じてマイナス〇・二％、三十年はプラスに転じてプラス〇・二％となつておりまして、横ばいで推移していることがわかるわけです。

ここで考えるべきは、そもそも、働き方が多様化する中で、労働者一人当たりの実質賃金ばかりを見るのはいいかどうか、妥当なのかという点でございす。

最近の人手不足の中で我が国の労働市場を支えてくれているのは意欲のある高齢者また女性の社会参加でありまして、こうした方々の中には、

パートタイムなどを選んで、むしろ時間や日数を自由に選択させてもらいたい、そうした働き方を求める方も多くいらっしゃる。女性の場合は育児などとの兼ね合い、また、高齢者の場合は体力などを考慮して、フルタイムまではいかないけれども可能な範囲でと、こうした労働市場に入ってきてくださっている方がいらして、人口減少の中にありまして就業者数は大きく伸びているというのが現状です。

こうした環境のもとにあつて、賃金についてどのように見ていくべきなのか、厚生省から説明をしていただきたいと思います。

○大口副大臣 私の方からお答えさせていただきます。

自公連立政権下の経済政策により、雇用環境も大きく改善しております。平成二十四年から六年間で就業者数は三百八十四万人増加しています。

このように所得や雇用の環境が改善されているにもかかわらず、実質賃金は横ばいとなっていることは委員御指摘のとおりであります。これは、デフレからの脱却に取り組む中で物価が上昇したことが押し下げ要因となつていて、また、景気が回復し、雇用が増加する過程において、正規雇用労働者などと比較して相対的に賃金水準の低いパートで働く方の比率が上昇したことが、賃金の平均値を押しとどめている要因となつていてという背景があります。

他方、名目賃金は増加傾向が続いております。さらに、経済全体の雇用・所得環境を見るためには、国民みんなの稼ぎである総雇用者所得を見ることが大切であります。近年、女性や高齢者の就労参加が進んだことで、生産年齢人口が減少する中で雇用が大幅に増加し、総雇用者所得が名目でも実質でも増加が続いています。平成三十年ですと、総雇用所得、名目がプラス三・一％、実質一・四％というところでございまして、増加が続いていることは雇用・所得環境が着実に改善していることをあらわしていると考えます。

厚生労働省といたしましては、働く意欲がある

女性や高齢者、若者、障害者、難病のある方など全ての方々が希望に応じて働くことができるよう、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇確保の着実な推進に向けて、働き方改革関連法案の円滑な施行を始めとする対応をしつかり取り組んでまいります。

○高木(美)委員 副大臣、ありがとうございます。

私も全く同じ考えでございます。むしろ、実質賃金の平均値にばかりこだわるのではなくて、国民経済を総合的に見ていくことが重要だということとを改めて確認をさせていただきました。

と同時に、やはり、私たちが急ぐべきは、ふえる傾向にあるこうしたパートタイム労働者の方たちの処遇改善でありまして、同一労働同一賃金法制的な円滑な施行であるとか、最低賃金の底上げであるとか、こうしたことに引き続き取り組んでいくことが重要である、またその重要性が増していると考えます。格差是正が急務であると思っております。厚生労働省には、そうした施策の強化を改めてお願いをしたいと思っております。

そしてまた、もう一つは、今も答弁にありましたとおり、物価で割り返したときに横ばいしないし低下する傾向にあるというのは、デフレ経済から脱却して消費者物価がようやく上昇基調になっているということであって、一人当たりの実質賃金が、一人当たりの平均値が低下しているということ、これで、アベノミクスは本当は間違っているとか偽装であるとかということにはならないというふうに私は考えております。

政府が実質賃金を引用してアベノミクスの効果をアピールしてきたならともかく、むしろ、総理は国民みんなの稼ぎである総雇用者所得は名目でも実質でも増加している、こちらの国民みんなの稼ぎのところを答弁で引用されているわけでありまして、その意味からも、ここが重要で、家計全体の所得もふえている、こういう現状も踏まえまして、国民みんなが豊かになっていく、格差を是

正していく、こうした方策を更に前に進めることが必要であると思っております。

そういう意味では、必ずしも実質賃金が経済情勢や国民の豊かさを代表する指標ではないということ、私は再度この場をおかりして申し上げておきたいと思っております。

大臣、最後にもう一問、実は、幼児教育の無償化に伴ってということでお伺いしたいと思っております。保育における副食費が実費負担となることから利用者の実負担増となることのないよう、政府から既に各自治体に対しては事務連絡が発出をされております。

東京二十三区におきましても、保育課長会、いわゆる意見交換会が実施されていると聞いております。東京も各区独自で手厚く支援してまいりました。したがって、こうした原資をもとにしていたで副食費などもしっかりと抑えていただき、これまでの利用者負担を守っていただくようにしていきたいということで、今私たちも地方議員と連携をしているところであります。

大臣から自治体に対するメッセージをぜひ一言お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 内閣府の所管であることを前提に答弁させていただきます。このまま自治体独自の保育料軽減措置を講じていない自治体等においては、無償化に伴う副食費の取扱については、年収三百六十万円未満相当の世帯は副食費を免除することとし、年収三百六十万円以上相当の世帯は、免除対象とはしないが、副食費以外の保育料が無償となるため、現行制度より負担は軽減されるということになります。

お尋ねの、市町村が地方単独補助により年収三百六十万円以上相当の世帯の保育料を四千五百円未満まで軽減している自治体においても、今回の無償化に伴い保護者の負担が増加することがないよう、内閣府とともに、本年一月十一日付の事務連絡により対応に御配慮いただきたい旨お示したところであります。

引き続き、所管の内閣府とともに、都道府県等説明会などさまざまな機会を捉えてその旨伝えてまいりたいと思っております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

ぜひ、そのようにしていただきますようお願いを申し上げます。

第一に、被保険者番号を個人単位化し、電子資格確認による被保険者資格の確認の仕組みを設けるとともに、被保険者番号を健康保険事業等以外に用いないよう利用制限等を設けます。あわせて、電子資格確認を始め医療分野における情報化の促進を図るために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金を創設します。

○富岡委員長 次に、内閣提出、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。根本厚生労働大臣。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案〔本号末尾に掲載〕

○根本国務大臣 ただいま議題となりました医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

近年、医療水準の高度化等により、国民の健康寿命が延び、医療に対する国民のニーズが多様化する中で、公的医療保険制度における保険者に対し、これまで以上に、保険者事務の適正な実施と、予防、健康づくりに資する保健事業の充実が求められています。また、近年、社会経済のあらゆる分野において情報通信技術が目覚ましく進展する中で、医療機関や保険者における情報化の推進により、良質な医療をより効率的に提供できるようにすることが求められています。

これらを踏まえ、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第二に、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報について、連結して解析するとともに、幅広い主体による利活用を促進するため、安全管理措置等の義務を課した上で、地方公共団体、研究機関、民間事業者等に提供するための枠組みを設けます。

第三に、高齢者の保健事業を効果的かつ効率的で、きめ細かなものとするため、後期高齢者医療広域連合が、高齢者の保健事業を市町村に委託できることを規定し、委託を受けた市町村が、高齢者の保健事業を国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と一体的に実施するための枠組みを設けます。

第四に、被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、日本国内に住所を有することを追加することとします。

第五に、社会保険診療報酬支払基金について、従たる事務所の廃止や診療報酬請求書情報の分析等の業務の追加等の組織改革を行います。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成三十二年四月一日としております。以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○富岡委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案
医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十条の下に」―「第百五十条の十」を加える。

第三条第七項中「次に掲げる者」の下に「で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項ただし書中「ある者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加える。

第七十七条の見出しを「療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査」に改め、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であつて厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。

3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報(第百五十条の二第一項及び第百五十条の三において「診療等関連情報」という。)を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第百五十条に見出しとして「保健事業及び福祉事業」を付し、同条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改め、第六章中同条の次に次の九条を加える。

(国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供)

第百五十条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報を用いる以下同じ)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く)。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(照会等の禁止)
第百五十条の三 前条第一項の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名診療等関連情報利用者」という。)は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名診療等関連情報の作成に用いられた診療等関連情報に係る本人を識別するために、当該診療等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録

(電磁的方式電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項を用いる若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第百五十条の四 匿名診療等関連情報利用者は、提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名診療等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第百五十条の五 匿名診療等関連情報利用者は、匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第百五十条の六 匿名診療等関連情報利用者又は匿名診療等関連情報利用者であつた者は、匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第百五十条の七 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名診療等関連情報利用者(国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(是正命令)

第百五十条の八 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が第百五十条の三から第百五十条の六までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(基金等への委託)

第百五十条の九 厚生労働大臣は、第七十七条第二項に規定する調査及び第百五十条の第二項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を基金又は国保連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「基金等」という。)に委託することができる。

(手数料)

第百五十条の十 匿名診療等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等が第百五十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、基金等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により基金等に納められた手数料は、基金等の収入とする。

第二百七条の二の次に次の一条を加える。

第二百七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第百五十条の六の規定に違反して、匿名

診療等関連情報の利用に關して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

二 第百五十条の八の規定による命令に違反した者

第百二十三条の二の次に「第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。」

一 第百五十条の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十三条の二の次に次の一条を加える。
第百二十三条の三 第百七条の三の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第百二十四条第一項中「関して」の下に、「第百七条の三」を加え、「前条」を「第百二十三条の二」に改める。

第二条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第三条に次の三項を加える。

11 この法律において「保険者番号」とは、厚生労働大臣が健康保険事業において保険者を識別するための番号として、保険者ごとに定めるものをいう。

12 この法律において「被保険者等記号・番号」とは、保険者が被保険者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八

十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

第六十三条第三項中「から」の下に、「電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を」を加える。

第八十五条第一項中、以下この条において同じを削り、「から」の下に、「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、」を加え、同条第五項中「が第六十三条第三項第一号を（特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。）が第六十三条第三項第一号」に改める。

第八十五条の二第二項中「から」の下に、「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、」を加える。

第八十六条第一項中「第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）を「保険医療機関

等」に改め、「から」の下に、「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け」を加える。

第八十八条第三項中「から」の下に、「電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」を加える。

第百五十条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法第百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

第百九十四条の次に次の二条を加える。
（被保険者等記号・番号等の利用制限等）
第百九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。
二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を

受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第九十四条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入って質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百五条の四第一項第三号中「支給」の下に「第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第二百五条の五 国、協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第二百七条の三の次に次の一条を加える。

第二百七条の四 第九十四条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百十三条の三を第二百十三条の四とし、第二百十三条の二の次に次の一条を加える。

第二百十三条の三 正当な理由がなくて第九十四条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十四条第一項中「第二百八条又は」を「から第二百八条まで」に改め、「第二百十三条の二」の下に「又は第二百十三条の三」を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正) 第三条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「保健事業(第二百二十五条)」を「高齢者保健事業(第二百二十五条―第二百二十五条の四)」に、「保健事業等に関する援助等」を「高齢者保健事業等に関する援助等」に改める。

第二百四條第三項中「保健事業」を「第二百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業及び同条第五項に規定する事業」に改める。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節 高齢者保健事業

第二百二十五条に見出しとして「高齢者保健事業」を付し、同条第一項中「事業」の下に「(以下「高齢者保健事業」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事業」を「高齢者保健事業」に改め、同条第三項中「第一項に規定する事業」を「高齢者保健事業」に改め、「介護保険法第九十五條の四十五第一項及び第二項の規定により地域支援事業を行う」を削り、「図るものとする」を「図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じ

た事業(次条第一項において「国民健康保険保健事業」という。))及び介護保険法第十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業(次条第一項において「地域支援事業」という。))と一体的に実施するものとする」に改め、同条第六項中「前項を」第六項に改め、「健康診査等指針」の下に「国民健康保険法第八十二条第九項に規定する指針」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「被保険者の健康の保持増進のために必要な事業」を「高齢者保健事業」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本的事項

二 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村が行う取組に関する事項

三 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村に対する支援に関する事項

四 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項

五 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と地域の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

六 その他高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けて配慮すべき事項

第二百二十五条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

第二百九十一条の七に規定する広域計画(次条第一項において「広域計画」という。))に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならない。

(高齢者保健事業の市町村への委託)

第二百二十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業の効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

2 前項前段の規定により委託を受けた市町村の職員又は職員であつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(高齢者保健事業に関する情報の提供)

第二百二十五条の三 後期高齢者医療広域連合は、被保険者こと的身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、市町村及び他の後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護

に関する情報等(当該被保険者に係る療養に
関する情報若しくは健康診査若しくは保健指
導に関する記録の写し若しくは特定健康診査
若しくは特定保健指導に関する記録の写し、
国民健康保険法の規定による療養に関する情
報又は介護保険法の規定による保健医療サ
ービス若しくは福祉サービスに関する情報)をい
う。以下この条及び次条において同じ。その
他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施
するために必要な情報として厚生労働省令で
定めるものの提供を求めることができる。

2 市町村は、前条第一項前段の規定により、
後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事
業の委託を受けた場合であつて、被保険者ご
との身体的、精神的及び社会的な状態の整理
及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保
健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点
から、必要があると認めるときは、他の市町
村及び後期高齢者医療広域連合に対し、当該
被保険者に係る医療及び介護に関する情報等
その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に
実施するために必要な情報として厚生労働省
令で定めるものの提供を求めることができ
る。

3 前二項の規定により、情報又は記録の写し
の提供を求められた市町村及び後期高齢者医
療広域連合は、厚生労働省令で定めるところ
により、当該情報又は記録の写しを提供しな
ければならない。

4 前条第一項前段の規定により委託を受けた
市町村は、効果的かつ効率的で被保険者の状
況に応じたきめ細かな高齢者保健事業を実施
するため、前項の規定により提供を受けた情
報又は記録の写しに加え、自らが保有する当
該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定
保健指導に関する記録、国民健康保険法の規
定による療養に関する情報又は介護保険法の
規定による保健医療サービス若しくは福祉サ
ービスに関する情報を併せて活用すること

ができる。

(高齢者保健事業の関係機関又は関係団体へ
の委託)

第百二十五条の四 後期高齢者医療広域連合
は、高齢者保健事業の一部について、高齢者
保健事業を適切かつ確実に実施することがで
きると認められる関係機関又は関係団体(都
道府県及び市町村を除く。以下この条におい
て同じ。)に対し、その実施を委託すること
ができる。この場合において、後期高齢者医療
広域連合は、当該委託を受けた関係機関又は
関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の
実施に必要な範囲内において、自らが保有す
る、又は前条第三項の規定により提供を受け
た被保険者に係る医療及び介護に関する情報
等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的
に実施するために必要な情報として厚生労働
省令で定めるものを提供することができる。

2 第百二十五条の二第一項前段の規定により
委託を受けた市町村は、当該委託を受けた高
齢者保健事業の一部について、高齢者保健事
業を適切かつ確実に実施することができる
と認められる関係機関又は関係団体に対し、そ
の実施を委託することができる。この場合に
おいて、市町村は、当該委託を受けた関係機
関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健
事業の実施に必要な範囲内において、自らが
保有する、又は同項後段若しくは前条第三項
の規定により提供を受けた被保険者に係る医
療及び介護に関する情報等その他高齢者保健
事業を効果的かつ効率的に実施するために必
要な情報として厚生労働省令で定めるものを
提供することができる。

3 第一項前段又は前項前段の規定により委託
を受けた関係機関又は関係団体の役員若しく
は職員又はこれらの職にあつた者は、高齢者
保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密
を正当な理由がなく漏らしてはならない。
第四章第八節の節名を次のように改める。

第八節 高齢者保健事業等に関する援 助等

第百三十一条の見出しを「(高齢者保健事業等
に関する援助等)」に改め、同条中「指定法人」を
「国保連合会及び指定法人」に、「第百二十五条
第一項及び第四項を「高齢者保健事業及び第百
二十五条第五項」に、「保健事業等」を「高齢者保
健事業等」に改め、「後期高齢者医療広域連合
間」の下に「(国保連合会においては、後期高齢
者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合
から第百二十五条の二第一項前段の規定により
委託を受けた市町村との間及び当該委託を受け
た市町村間を含む。)」を、「提供」の下に「、高
齢者保健事業等の実施状況の分析及び評価」を加
える。

第百三十二条中「指定法人」を「国保連合会及
び指定法人」に改める。

第百五十八条中「保健事業」を「高齢者保健事
業及び第百二十五条第五項に規定する事業」に
改める。

第百六十条の二中「日とする」の下に「。次項
において同じ」を加え、同条に次の一項を加え
る。

2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の
責めに帰することのできない事由によつて被
保険者に関する医療保険各法(国民健康保険
法を除く。)との間における適用関係の調整を
要することが判明した場合における保険料の
額を減少させる賦課決定は、前項の規定にか
かわらず、当該年度における最初の保険料の
納期の翌日から起算して二年を経過した日
以後であつても、当該年度における最初の保
険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認
められる期間に相当する期間を経過する日ま
ですることができる。

第百六十五条の二第一項第一号中「保健事業」
を「高齢者保健事業」に改める。

第百六十七条第一項中「第三十条」の下に「、
第百二十五条の二第二項又は第百二十五条の四

第三項」を加える。

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部
を次のように改正する。
目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改め
る。

第百六条第一項中「情報」の下に「(以下「医療
保険等関連情報」という。))」を加え、同条第二項
中「前項に規定する調査及び分析に必要な情報」
を「医療保険等関連情報」に改め、同条第三項中
「第一項に規定する調査及び分析に必要な情報」
を「医療保険等関連情報」に改め、同条の次に次
の七条を加える。

(国民保健の向上のための匿名医療保険等関
連情報の利用又は提供)

第十六条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向
上に資するため、匿名医療保険等関連情報
(医療保険等関連情報に係る特定の被保険者
その他の厚生労働省令で定める者(次条にお
いて「本人」という。))を識別すること及びその
作成に用いる医療保険等関連情報を復元する
ことができないようにするために厚生労働省
令で定める基準に従い加工した医療保険等関
連情報をいう。以下同じ。))を利用し、又は厚
生労働省令で定めるところにより、次の各号
に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情
報の提供を受けて行うことについて相当の公
益性を有すると認められる業務としてそれぞ
れ当該各号に定めるものを行うものに提供す
ることができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適
正な保健医療サービスの提供に資する施策
の企画及び立案に関する調査
二 大学その他の研究機関 疾病の原因並び
に疾病の予防、診断及び治療の方法に関す
る研究その他の公衆衛生の向上及び増進に
関する研究
三 民間事業者その他の厚生労働省令で定め
る者 医療分野の研究開発に資する分析そ
の他の厚生労働省令で定める業務(特定の

商品又は役務の広告又は宣伝に利用するた
めに行うものを除く。）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又
は提供を行う場合には、当該匿名医療保険等
関連情報を介護保険法第百八条の三第一項
に規定する匿名介護保険等関連情報その他の
厚生労働省令で定めるものと連結して利用
し、又は連結して利用することができる状態
で提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名
医療保険等関連情報を提供しようとする場合
には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を
聴かなければならない。

（照合等の禁止）

第十六条の三 前条第一項の規定により匿名医
療保険等関連情報の提供を受け、これを利用
する者（以下「匿名医療保険等関連情報利用
者」という。）は、匿名医療保険等関連情報を
取り扱うに当たっては、当該匿名医療保険等
関連情報の作成に用いられた医療保険等関連
情報に係る本人を識別するために、当該医療
保険等関連情報から削除された記述等、文
書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式電
子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつ
ては認識することができない方式をいう。）で
作られる記録をいう。）に記載され、若しくは
記録され、又は音声、動作その他の方法を用
いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿
名医療保険等関連情報の作成に用いられた加
工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿
名医療保険等関連情報を他の情報と照合して
はならない。

（消去）

第十六条の四 匿名医療保険等関連情報利用者
は、提供を受けた匿名医療保険等関連情報を
利用する必要がなくなつたときは、遅滞な
く、当該匿名医療保険等関連情報を消去しな
ければならない。

（安全管理措置）

第十六条の五 匿名医療保険等関連情報利用者
は、匿名医療保険等関連情報の漏えい、滅失
又は毀損の防止その他の当該匿名医療保険等
関連情報の安全管理のために必要かつ適切な
ものとして厚生労働省令で定める措置を講じ
なければならない。

（利用者の義務）

第十六条の六 匿名医療保険等関連情報利用者
又は匿名医療保険等関連情報利用者であつた
者は、匿名医療保険等関連情報の利用に関し
て知り得た匿名医療保険等関連情報の内容
をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利
用してはならない。

（立入検査等）

第十六条の七 厚生労働大臣は、この節の規定
の施行に必要な限度において、匿名医療保険
等関連情報利用者（国の他の行政機関を除
く。以下この項及び次条において同じ。）に対
し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示
を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問
させ、若しくは匿名医療保険等関連情報利用
者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名
医療保険等関連情報利用者の帳簿書類その他
の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う
場合においては、当該職員は、その身分を示
す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があ
るときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のた
めに認められたものと解釈してはならない。

（是正命令）

第十六条の八 厚生労働大臣は、匿名医療保険
等関連情報利用者が第十六条の三から第十六
条の六までの規定に違反していると認めると
きは、その者に対し、当該違反を是正するた
め必要な措置をとるべきことを命ずることが
できる。

第十七条中「前条第一項を」第十六条第一項
に改め、「分析」の下に「並びに第十六条の二第

一項の規定による利用又は提供」を、「事務の」
の下に「全部又は」を加え、「もの」を「者（次条に
おいて「支払基金等」という。）」に改める。

（手数料）

第十七条の二 匿名医療保険等関連情報利用者
は、実費を勘案して政令で定める額の手数料
を国（前条の規定により厚生労働大臣からの
委託を受けて、支払基金等が第十六条の二第
一項の規定による匿名医療保険等関連情報の
提供に係る事務の全部を行う場合にあつて
は、支払基金等）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めよう
とする者が都道府県その他の国民保健の向上
のために特に重要な役割を果たす者として政
令で定める者であるときは、政令で定めると
ころにより、当該手数料を減額し、又は免除
することができる。

3 第一項の規定により支払基金等に納められ
た手数料は、支払基金等の収入とする。

第六十一条第三項を次のように改める。

3 第十六条の七第二項の規定は前二項の規定
による質問について、同条第三項の規定は前
二項の規定による権限について、それぞれ準
用する。

第六十一条第四項を削る。

第七十二条第二項中「第六十一条第三項」を
「第十六条の七第二項」に、「第六十一条第四項」
を「第十六条の七第三項」に、「準用する」を「そ
れぞれ準用する」に改める。

第八十一条第二項中「第六十一条第三項」を
「第十六条の七第二項」に、「同条第四項を」同
条第三項に、「準用する」を「それぞれ準用す
る」に改める。

第二百二十五条第二項中「第十六条第二項の情
報」を「医療保険等関連情報」に改める。

第三百三十四条第三項及び第三百三十七条第三項
中「第六十一条第三項」を「第十六条の七第二項」

に、「同条第四項を」同条第三項に、「準用す
る」を「それぞれ準用する」に改める。

第四百三十三条中「掲げる業務」の下に「及び同
条第二項に規定する業務」を加える。

第五百二十二条第二項中「第六十一条第三項」を
「第十六条の七第二項」に、「同条第四項を」同
条第三項に、「準用する」を「それぞれ準用す
る」に改める。

第六百六十七條の次に次の一条を加える。
第六百六十七條の二 次の各号のいずれかに該当
する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条の六の規定に違反して、匿名医
療保険等関連情報の利用に関して知り得た
匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに
他人に知らせ、又は不当な目的に利用した
者

二 第十六条の八の規定による命令に違反し
た者

第六百六十八條に次の一項を加える。
3 第十六条の七第一項の規定による報告若し
しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若
しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の
提出若しくは提示をし、又は同項の規定によ
る質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の
答弁をし、若しくは同項の規定による立入検
査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五
十万円以下の罰金に処する。

第六百六十九條の次に次の二條を加える。
第六百六十九條の二 第六百六十七條の二の罪は、
日本国外において同条の罪を犯した者にも適
用する。

第六百六十九條の三 法人（法人でない社団又は
財団で代表者又は管理人の定めがあるもの
（以下この条において「人格のない社団等」と
いう。）を含む。以下この項において同じ。）の
代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）
又は法人若しくは人の代理人、使用人その他
の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て、第六百七十七条の二又は第六百六十八条第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「匿名医療保険等関連情報を」の下に「健康保険法第百五十条の二第二項に規定する匿名診療等関連情報及び」を加える。

第六十四条第三項中「に被保険者証を提出して」を「から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（第二十一条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることという。以下同じ。）その他厚生労働省令で定め

る方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を」に改め、同項ただし書中「被保険者証を提出すること」を「当該確認を受けること」に改める。

第七十七条第二項中「被保険者証を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者証を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第七十八条第三項中「ときは」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「に被保険者証を提出して」を「から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」に改める。

第八十二条第四項中「被保険者資格証明書を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者資格証明書を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第四百四十五条第三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

第六百六十一条の次に次の二条を加える。

（被保険者番号等の利用制限等）

第六百六十一条の二 厚生労働大臣、後期高齢者医療広域連合、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の後期高齢者医療の事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等（被保険者番号（厚生労働大臣が後期高齢者医療の事業において後期高齢者医療広域連合を識別するための番号として、後期高齢者医療広域連合ごとに定めるものをいう。）及び被保険者番号（後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を

除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することをもってはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、後期高齢者医療の事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者とを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（をいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第六百六十一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第六十六条の七第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第六百六十五条の二第二号中「徴収」の下に「、第百二十五条第一項の規定による高齢者保健事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（関係者の連携及び協力）

第六百六十五条の三 国、後期高齢者医療広域連合及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法及びこの法律の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百六十七条の二の次に次の一条を加える。
第百六十七条の三 第百六十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第百六十九条に次の一号を加える。

三 正当な理由がなく第百六十一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百六十九条の三第三項中「又は第百六十八条第三項」を、「第百六十七条の三、第百六十八条第三項又は第百六十九条第三号」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第六条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十四条)

第三章 業務(第十五条―第二十二条)

第四章 財務及び会計(第二十三条―第二十七條)

第五章 監督(第二十八条―第二十九条)

第六章 雑則(第三十条―第三十一条)

第七章 罰則(第三十二条―第三十四条)

附則

第一条中「保険者が」を「保険者が」に改め、「事務」の下に「を行うこと並びに国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の二 基金は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保並びに診療報酬請求書情報等の分析等(第十五条第一項第

八号に規定する業務をいう。)を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会と有機的に連携しつつ、診療担当者に対する診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならない。

第十五条第一項第一号中「(昭和三十三年法律第百九十二号)」を削り、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 診療報酬請求書及び特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等(いう。)に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を行うこと。

第十五条第五項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 基金は、第一項第八号に掲げる業務の運営に関する事項を定めるに当たっては、当該業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第十六条第二項中「同数」を削り、「委嘱する」の下に「ものとし、その数は、診療担当者代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ同数とする」を加える。

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「従たる事務所を各都道府県に」を削り、同条第二項を削る。

第五条第一項中「従たる事務所及びその出

張所」を削り、「その事務所又は出張所」を「主たる事務所」に改め、「若しくは地方事務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」を削る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条 理事長は、理事又は職員のうちから、基金の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三条 削除

第十六条第一項中「従たる事務所ごと」を「定款の定めるところにより」に改め、同条第二項中「幹事長」を「理事長」に改める。

第十七条中「従たる事務所の幹事は」を「理事は、定款の定めるところにより」に改める。

第二十条中「幹事」を削る。

第二十一条第二項後段を削る。

第二十五条第二項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

第二十六条中「数」の下に「当該診療報酬請求書の審査の内容その他の当該費用を算出するに当たり考慮すべき事項として厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第三十二条第二項中「理事若しくは」を「理事又は」に改め、「又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事」を削る。

第三十四条第一項中「理事若しくは」を「理事又は」に改め、「又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長又は幹事」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)
第八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第八十二条中第六項を第十項とし、第三項から第五項までを四項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の四項を加える。

3 市町村は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業のうち、高齢者の心身の特性に応じた事

業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業及び介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業と一体的に実施するよう努めるものとする。

4 市町村は、前項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合(高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次項において同じ。)に対し、当該被保険者に係るこの法律の規定による療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報その他高齢者の心身の特性に応じた事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

5 前項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。

6 市町村は、第三項の規定により高齢者の心身の特性に応じた事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は介護保険法の規定による保健医療サービス

若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができる。

第八十二条に次の二項を加える。

11 都道府県は、第一項の規定により市町村及び組合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、当該事業の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

12 都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報(当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合にあつては、当該委託された事務に関し、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保有する情報を含む。)

二 当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査に関する記録の写しその他厚生労働省令で定める情報

第八十六条中「係るもの」の下に「並びに同条第三項から第六項まで、第十一項及び第十二項を加える。」

第八十八条第一項中「それぞれ同数の」を削り、同条第二項中「委嘱する」の下に「ものと

し、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ同数とする」を加える。

第一百四十四条中「第三項」を「第七項」に改める。

第一百十条の二中「日とする」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によつて被保険者に関する医療保険各法(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。)との間における適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができ。

第一百十三条の二第一項中「被保険者若しくは」を「被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、被保険者若しくは」に改める。

第九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「保険医療機関又は保険薬局(を「保険医療機関等」に、「に被保険者証を提出して、そのものについて」を「から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等

に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。))を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。))により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を」に改め、同項ただし書中「被保険者証を提出すること」を「当該確認を受けること」に改める。

第四十条第一項中「保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。))を「保険医療機関等」に改める。

第五十四条第二項中「被保険者証を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者証を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第五十四条の二第三項中「ときは」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「に被保険者証を提出して、そのものについて」を「から、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」に改める。

第五十四条の三第四項中「被保険者資格証明書を提出しない」を「電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けない」に、「被保険者資格証明書を提出しなかつた」を「当該確認を受けなかつた」に改める。

第八十二条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連

情報」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

(業務運営の基本理念)

第八十五条の二 連合会は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保並びに診療報酬請求書情報等の分析等(次条第三項に規定する業務をいう。)を通じて国民の保健医療の向上及び福祉の増進、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、支払基金と有機的に連携しつつ、診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならない。

(業務)

第八十五条の三 連合会は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

2 連合会は、前項に規定する業務のほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第五十八条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う同条第一項の保険給付及び同条第二項の傷病手当金の支払の事務

二 第六十四条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務

三 前二号の業務に附帯する業務

四 前三号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資する事業

3 連合会は、前二項に規定する業務のほか、診療報酬請求書及び特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等という。)に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用促進に關する事務を行うことができる。

4 連合会は、この法律及び他の法令の規定により連合会が行うこととされている業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 国、都道府県、市町村、法人その他の団体の委託を受けて行う保健、医療及び福祉に関する業務

二 前号の業務に附帯する業務

第百四条中「情報の提供」の下に「保健事業等の実施状況の分析及び評価を加える。

第百十一条の次に次の二条を加える。

(被保険者記号・番号等の利用制限等)

第百十一条の二 厚生労働大臣、都道府県、市町村、組合、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の国民健康保険事業又は当該事業に關連する事務の遂行のため被保険者記号・番号等(保険者番号(厚生労働大臣が国民健康保険事業において市町村又は組合ごとに定める番号として、市町村又は組合ごとに定めるものをいう。)及び被保険者記号・番号(市町村又は組合が被保険者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者ごとに定めるものをいう。)をいう。以下この条において同じ。)を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、国民健康保険事業又は当該事業に關連する事務の遂行のため被保険者記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者記号・番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものという。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する

行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第百十一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十五条の二第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第百十三条の三第一項第二号中「徴収」の下に「第八十二条第一項の規定による保健事業の実施を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第百十三条の四 国、都道府県、市町村及び組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施され

るよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百二十一条の次に次の一条を加える。

第百二十一条の二 第百十一条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

第百二十二条の二 正当な理由なしに第百十一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由なしに同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百二十三条の次に次の一条を加える。

第百二十三条の二 法人(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社團等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社團等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百二十一条の二又は第百二十二条の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社團等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社團等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に關する法律の一部改正)

第十条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に關する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

「第四章 雑則(第二十三条)」を「第五章 罰則(第二十四条)」に改める。

「第五章 罰則(第二十四条)」を「第六章 罰則(第三十四条)」に改める。

「第六章 罰則(第三十四条)」を「第三十六条」に改める。

「第三十六条」を「第三十六条」に改める。

第五十章第二十四条を第三十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十四条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十九条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第三十六条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

一 第四章の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第三十一条第三項の規定に違反して医療情報化支援基金に係る余裕金を運用したとき。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十三条を第三十三条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務

(支払基金の業務)

第二十三条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第三十九号)第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

「第六章 罰則(第三十四条)」を「第三十六条」に改める。

「第三十六条」を「第三十六条」に改める。

「第三十六条」を「第三十六条」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)が行う地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第二十四条 支払基金は、前条各号に掲げる業務(以下「医療機関等情報化補助業務」という。)に関し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(区分経理)

第二十五条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第二十六条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

第二十七条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に関し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(業務の委託)

第二十八条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関等情報化補助業務の一部を国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(報告の徴収等)

第二十九条 厚生労働大臣は、支払基金又は前条の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、医療機関等情報化補助業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第三十条 医療機関等情報化補助業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

(医療情報化支援基金)

第三十一条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を設け、第五項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 医療情報化支援基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、医療情報化支援基金に充てるものとする。

3 支払基金は、次の方法によるほか、医療情報化支援基金に係る余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補填の契約があるもの

4 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 政府は、予算の範囲内において、支払基金に対し、医療情報化支援基金に充てる資金を補助することができる。

6 前項の規定により政府が交付する補助金の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てるもの

とする。

(厚生労働省令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、医療機関等情報化補助業務に係る支払基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に關する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「行」の下に「電子資格確認(同法第三十三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。)の実施に必要な費用その他」を加える。

(介護保険法の一部改正)

第十二条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第百十五條の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5 市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、高齢者保健事業(高齢者の医療の確保に關する法律第二百二十五條第一項に規定する高齢者保健事業をいう。以下この条及び第百十七條第三項第六号において同じ)を行う後期高齢者医療広域連合(同法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この条において同じ)との連携を図るとともに、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、地域支援事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、高齢者保健事業及び国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業(第百十七條第三項第六号において「国民健康保険保健事業」という。)と一体的に実施するよう努めるものとする。

6 市町村は、前項の規定により地域支援事業を行うに当たって必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る保健医療サービス若

しくは福祉サービスに關する情報、高齢者の医療の確保に關する法律の規定による療養に關する情報若しくは同法第二百二十五條第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に關する記録の写し若しくは同法第十八條第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に關する記録の写し又は国民健康保険法の規定による療養に關する情報その他地域支援事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

7 前項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。

8 市町村は、第五項の規定により地域支援事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに關する情報、高齢者の医療の確保に關する法律第十八條第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に關する記録又は国民健康保険法の規定による療養に關する情報を併せて活用することができる。

第百十七條第三項第六号中「支援に關する事項」の下に、「地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に關する事項」を加える。

第百十八條の二第二項中「情報」の下に「(以下「介護保険等関連情報」という。を加え、同条第二項中「前項に規定する調査及び分析に必要な情報」を「介護保険等関連情報」に改め、同条第三項中「第一項に規定する調査及び分析に必要な情報」を「介護保険等関連情報」に改める。第百十八條の二の次に次の九條を加える。(国民の保健医療の向上及び福祉の増進のための匿名介護保険等関連情報の利用又は提

供)

第百十八條の三 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、匿名介護保険等関連情報(介護保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる介護保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定められるものを行うものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに關する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に關する調査

二 大学その他の研究機関 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に關する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 介護分野の調査研究に關する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名介護保険等関連情報を高齢者の医療の確保に關する法律第十六條の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるところと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる。

介護保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
(照合等の禁止)
第百十八條の四 前条第一項の規定により匿名介護保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名介護保険等関連情報利用者」という。)は、匿名介護保険等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた介護保険等関連情報に係る本人を識別するために、当該介護保険等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。若しくは匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に關する情報を取得し、又は当該匿名介護保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。
(消去)
第百十八條の五 匿名介護保険等関連情報利用者は、提供を受けた匿名介護保険等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名介護保険等関連情報を消去しなければならない。
(安全管理措置)
第百十八條の六 匿名介護保険等関連情報利用者は、匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名介護保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。
(利用者の義務)
第百十八條の七 匿名介護保険等関連情報利用者又は匿名介護保険等関連情報利用者であつた者は、匿名介護保険等関連情報の利用に關

して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第百十八条の八 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名介護保険等関連情報利用者(国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名介護保険等関連情報利用者に対して質問させ、若しくは匿名介護保険等関連情報利用者の事務所その他匿名介護保険等関連情報の利用に係る場所にある場に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(是正命令)

第百十八条の九 厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者が第百十八条の四から第百十八条の七までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(支払基金等への委託)

第百十八条の十 厚生労働大臣は、第百十八条の二第一項に規定する調査及び分析並びに第百十八条の三第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「支払基金等」という。)に委託することができる。

(手数料)

第百十八条の十一 匿名介護保険等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の

手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第百十八条の三第一項の規定による匿名介護保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

第百二十五条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」を「支払基金」に改める。

第百六十六條第三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

第百二十五条の二の次に次の一条を加える。

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百十八条の七の規定に違反して、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

二 第百十八条の九の規定による命令に違反した者

第百六条の二に次の一号を加える。

四 第百十八条の八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

したとき。

第二百十條の次に次の一条を加える。

第二百十條の二 第二百五条の三の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第十三条 介護保険法の一部を次のように改正する。

第百十八条の三第二項中「匿名介護保険等関連情報」の下に「健康保険法第百五十条の二第二項に規定する匿名診療等関連情報及び」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第十四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十六條を」第百五十五條の二に改める。

第二条第二項中「全国健康保険協会」の下に「(以下「協会」という。)」を加え、同条第九項中「次に掲げる者の下に」で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項ただし書中「ある者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加え、同条に次の三項を加える。

10 この法律において「保険者番号」とは、厚生労働大臣が船員保険事業において保険者を識別するための番号として定めるものをいう。

11 この法律において「被保険者等記号・番号」とは、協会が被保険者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。

12 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関(健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)若しくは保険薬局(同号に規定する保険

薬局をいう。以下同じ。)から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者(同法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)から指定訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を受けようとする者が、協会に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けた当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者若しくは被保険者又は被扶養者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

第四条第一項中「健康保険法による全国健康保険協会(以下「及び」という。)」を削る。

第四十七條第二項中「(健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。)」を削り、「同法第六十四條を」健康保険法第六十四條に改め、同条第三項中「(健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。)」及び「同法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)」を削る。

第四十九條第二項中「(健康保険法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)」を削る。

第五十三條第六項中「ものから」の下に「電

子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、同項第一号から第五号までに掲げる給付を」を加える。

第六十一条第一項中「以下この条において同じ」を削り、「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、」を加え、同条第四項中「被保険者又は被保険者であった者に対し」を「被保険者又は被保険者であった者（特定長期入院被保険者等を除く。以下この条において同じ。）に対し」に改める。

第六十二条第一項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、」を加える。

第六十三条第一項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、」を加える。

第六十五条第三項中「から」の下に「電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、当該指定訪問看護を」を加える。

第六十一条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。

第四百四十三条の次に次の二条を加える。

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第四百四十三条の二 厚生労働大臣、協会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の船員保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求め

てはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、船員保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する

行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第四百四十三条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十九条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第四百五十三条の十 第一項第三号中「第四章の規定による保険給付の支給の下に」、第五章の規定による保健事業及び福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（関係者の連携及び協力）

第四百五十三条の十一 国、協会及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携

を図りながら協力するものとする。
第九章中第五百六条の前に次の一条を加える。

第五百五十五条の二 第四百四十三条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百五十八条を次のように改める。

第五百五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 正当な理由がなくて第四百四十三条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十条第一項中「関して」の下に「、第五百五十五条の二を、」第五百五十六条の下に「、第五百五十八条第二号を」を加える。

（国民年金法の一部改正）

第十五条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「できる者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加え、同項第三号中「の配偶者」の下に「（日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る。）を、」である者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加える。

第八条第三号中「できる者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加える。

第九条中「いずれかに該当するに至ったとき」の下に「(第四号については、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたときに限る。)」を加え、同条第四号中「できる者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中国社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第六十六条第二項の改正規定並びに第八条中国国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第九十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第九十三條の二第一項の改正規定並びに附則第三條、第六條及び第十六條の規定 公布の日

二 第十條の規定 平成三十一年十月一日

三 第一条の規定(健康保険法第三条第七項の改正規定を除く)、第四条の規定、第六條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第九條中国国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第九十條の二の改正規定、第九十條の次に四項を加える改正規定及び同法第九十七條第三項第六號の改正規定を除く)並びに第十四條中船員保険法第一百一十條第二項の改正規定並びに附則第七條中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第

二百四十五号)第二十六條第三項の改正規定、附則第八條中国公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十八條第二項の改正規定、附則第九條中地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)第二百二十二條第三項の改正規定及び附則第十四條の規定 平成三十二年十月一日

四 第二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く)、第九條の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第十一條の規定及び第十四條の規定(船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第七條の規定(私立学校教職員共済法第二十五條の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く)、附則第八條の規定(国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十條第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く)及び附則第九條の規定(地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三條第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く) 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五條中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條第三項の改正規定、第七條の規定及び第十二條中介護保険法第六十六條第三項の改正規定並びに附則第四條、第五條、第十二條及び第十五條の規定 平成三十三年四月一日

六 第二条中健康保険法第五十條の二第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし同条第一項の次に一項を加える改正規定、第五條中高齢者の医療の確保に関する法律第十六條の二第二項の改正規定並びに第十三條の規定 平成三十四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律(前条各号に掲げる規定にあつ

ては、当該各規定。附則第十五條及び第十六條において同じ。)による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用状況、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十條の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期(高齢者の医療の確保に関する法律又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができるとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができるとなつた日とする。)が到来する保険料について適用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金(次条において「基金」という。)の従たる事務所又はその出張所の幹事であつた者に係る第七條の規定による改正前の同法(次条において「旧基金法」という。)第二十條の規定による職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない義務については、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(次条において「第五号施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

第五条 第五号施行日前に旧基金法第十三條第三項に規定する権限に基づき、基金の従たる事務

所又はその出張所の業務に關して当該事務所又はその出張所の幹事長がした行為は、第五号施行日以後においては、理事長又は第七條の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十二條の規定により同条に規定する代理人として選任された理事若しくは職員がした行為とみなす。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八條の規定による改正後の国民健康保険法第九十條の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期(国民健康保険法又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができるとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができるとなつた日とする。)が到来する保険料について適用する。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第七条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條」を「第四十四條」に、「第四十六條」を「第四十五條」に、「第五十二條」を「第五十一條」に改める。

第二十五條中「第二条第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。)」を削り、同条の表第二條第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。)の項中「(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。)」を削り、「組合員」を「短期給付」に、「加入者(私立学校教職員共済法)を(私立学校教職員共済法)」に改め、「同じ。」の下に「(短期給付)」を加える。

第二十六條第三項中「第十六條第二項の情報を」第十六條第一項に規定する医療保険等関連情報に改める。

第四十三條から第四十五條までを削り、第八章第四十二條の次に次のように加える。

第四十三條及び第四十四條 削除

第九章中第四十六條の前に次の一條を加える。

四二

(加入者等記号・番号等の利用制限等)

第四十五條 文部科学大臣、事業団、保険医療機関等(第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第五十五條第一項に規定する保険医療機関等をいう。第四十七條の四にお

条において準用する同法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）その他のの

短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等(保険者番号(文部科学大臣が健康保険法第三条第十一項

に規定する保険者番号に準じて定めるものという。及び加入者等記号・番号(事業団が加入者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号としての符号)と、加入者又は被

号、番号その他の符号として、加入者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。以下この条において同じ。）を利用する者として文部科学省令で定める者（以下この条にお

て「文部科学大臣等」という。は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知する

2 文部科学大臣等以外の者は、短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加人

者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として文部科学省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売

買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に對し、当該者又は当該者

以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 文部科学大臣等が、第一項に規定する場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 文部科学大臣等以外の者が、前項に規定する文部科学省令で定める場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

何人も、次に掲げる場合を除き、業として、加入者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る加入者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、そ

これらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。であつて、当該データベースに記録されるべきデータも、このデータベースに記録されるべきデータである。

大情報が他に提供されることか予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 文部科学大臣等が、第一項に規定する場合

合に、提供データベースを構成するとき。

二 文部科学大臣等以外の者が、第二項に規定する文部科学省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

文部科学大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認むるときは、当

該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずること

文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを勧告することができる。

きことを命ずることができる。

第四十六条第二項中「第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十六条の二第二項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以

下この条において同じ。」を削り、同条に次の三項を加える。

4 文部科学大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、

で、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事

業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携

6 第四項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査
 帶し、關係人にこれを提示しなければならな
 い。

のたぬに認められたものと解してはならぬ。
い。

第四十七条の三第三号中「支給」の下に
「第二十六条第一項及び第二項に規定する福

社事業の実施」を加える。

第四十七条の四を第四十七条の五とし、第四十七条の三の次に次の一条を加える。

（関係者の連携及び協力）

第四十七条の四 国、事業団及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項において規定する電子資格確認)

第五、五項第一項に規定する電子資料の取扱い（いう）の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第

七条第一項に規定する医療保険各法及び高齡者の医療の確保に関する法律をいう。の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

する。

第五十二条中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同条を第五十五条とし、第五十一条を第五十四条とする。

第五十條の次に次の三條を加える。

第五十一條 第四十五條第六項の規定による命

令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 正当な理由がなく、第四十六条第

四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査

を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの)(以下こ

の条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法

人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等

代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）
 第八条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第二号中「という。」「の下に「そ

の他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者」を、「維持する」の下に「ものであるつて、日本国内に住所を有する」

するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定めるとする。

を加える。

第四十条第三項中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

第五十五条第一項中「次に掲げる医療機関又は薬局から」を「財務省令で定めるところにより、保険医療機関等(次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。)から、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報(短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者等に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。)その他財務省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、組合員であることの確認を受け、その給付を」に改める。

第五十五条の三第一項中「以下この条において同じを削り、「により」の下に「財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」を加え、同条第三項中「組合員が」を「組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ)が」に改める。

財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」を加える。

第五十五条の五第一項中「第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」という。から)を「財務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」に改める。

第五十六条の二第一項中「により」の下に「財務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」を加える。

第五十七条第七項中「第五十五条の三第六項」を「第五十五条第一項、第五十五条の三第六項」に改め、「規定は、」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。

第五十七条の三第三項中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の二第一項及び第三項」に改める。

第九十八条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。

第一百二条の次に次の一条を加える。
(組合員等記号・番号等の利用制限等)
第一百二条の二 財務大臣、組合、連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等(保険者番号(財務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。)及び組合員等記号・番号(組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。)をいう。以下この条において同じ。)を利用する者として財務省令で定める者(以下この条において「財務大臣等」という。)は、これらの事業又は事務の遂行のため

必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 財務大臣等以外の者は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として財務省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者にに対し、当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、組合員等記号・番号等を告知すること

二 財務大臣等以外の者が、前項に規定する財務省令で定める場合に、組合員等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるといふ体系的に構成したもの)をいう。以下この項において「提供データベース」という。を構成してはならない。

一 財務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 財務大臣等以外の者が、第二項に規定する

る財務省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 財務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者にに対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に

対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第一百十四条の二第一項第三号中「支給」の下に「第九十八条第一項に規定する福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)
第一百十四条の三 国、組合及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第一百十七条第四項中「又は第二項を」から第三項までに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 財務大臣は、第一百二条の二第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に

対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若し

くは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

る。

第二百二十七条の二の次に次の一条を加える。

第二百二十七条の三 第三百十二条の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十八条を次のように改める。

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 正当な理由がなく第一百七十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十八条の次に次の一条を加える。

第二百二十八条の二 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百二十七条の三又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第九条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「という。」の下に「その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者」を、「維持する」の下に「もの」であつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定める」を加える。

第四十三条第三項中「（大正十一年法律第七十号）」を削る。

第五十七条第一項中「次に掲げる医療機関又は薬局から」を「主務省令で定めるところにより、保険医療機関等次に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。」から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十八条の二第二項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から組合員又は被扶

養者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他主務省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、組合員であることの確認を受け、その給付を」に改める。

第五十七条の三第三項中「以下この条において同じ」を削り、「により」の下に「主務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」を加え、同条第三項中「組合員が」を「組合員（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。

第五十七条の四第一項中「により」の下に「主務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」を加える。

第五十七条の五第一項中「第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局以下「保険医療機関等」という。）から」を「主務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」に改める。

第五十八条の二第二項中「により」の下に「主務省令で定めるところにより」を、「から」の下に「電子資格確認等により、組合員であることの確認を受け、」を加える。

第五十九条第七項中「第五十七条の三第六項」を「第五十七条第一項、第五十七条の三第六項」に改め、「規定は、」の下に「被扶養者の療養及び」を加える。

第五十九条の三第三項中「第五十八条の二第三項を」第五十八条の二第二項及び第三項に改める。

第一百二十二条第三項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。

第一百四十四条の二十四の次に次の一条を加える。

（組合員等記号・番号等の利用制限等）
第一百四十四条の二十四の二 主務大臣、組合、

市町村連合会、地方公務員共済組合連合会、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等（保険者番号（主務大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び組合員等記号・番号（組合が組合員又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、組合員又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として主務省令で定める者（以下この条において「主務大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 主務大臣等以外の者は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため組合員等記号・番号等の利用が特に必要な場合として主務省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 主務大臣等が、第一項に規定する場合に、組合員等記号・番号等を告知すること

二 主務大臣等以外の者が、前項に規定する主務省令で定める場合に、組合員等記号・

番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、組合員等記号・番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る組合員等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という)を構成してはならない。

一 主務大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 主務大臣等以外の者が、第二項に規定する主務省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 主務大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第百四十四条の二十八第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第百四十四条の二十四の二第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し

報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第百四十四条の三十三第一項第三号中「支給」の下に「、第百二十二条第一項及び第百二十二条の二第一項に規定する福祉事業の実施」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第百四十四条の三十四 国、組合及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう)の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第百四十六条の二の次に次の一条を加える。

第百四十六条の三 第百四十四条の二十四の二第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四十七条を次のように改める。

第百四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十四条の二十七第二項又は第四項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 正当な理由がなく第百四十四条の二十八第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなく同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百四十七条の次に次の一条を加える。

第百四十七条の二 法人(法人でない社団又は

財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という)を含む。以下この項において同じ)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十六条の三又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の八の項の第三欄の第二号中「第三項」を「第七項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項中「保健事業」を「高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業」に改める。

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正

する。

別表第一の五十九の項中「保健事業」を「同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中「昭和十四年法律第七十三号」の下に「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)」を加える。

第十四条中「(昭和五十七年法律第八十号)」を削る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、広域連合及び市町村により高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する仕組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金における従たる事務所の廃止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十一年四月十五日印刷

平成三十一年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C